

内閣提出、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。菅厚生大臣。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○菅内閣大臣 たいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところでありますが、今後二十一世紀にかけて我が国の人口構造が急速に高齢化する中、被用者年金制度を公平で安定したものとするためには、被用者年金制度を再編成し、財政単位を拡大するとともに、費用負担の公平化を図ることが必要であります。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、被用者年金制度の再編成の第一段階として、既に民営化されている旧公共企業体の共済組合の長期給付事業を厚生年金保険に統合するとともに、日本鉄道共済組合または日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有する者に係る年金給付に要する費用の一部に充てるため、年金保険者たる共済組合が拠出金を納付する制度を創設すること等所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、旧公共企業体の共済組合の長期給付事業の厚生年金保険への統合であります。

統合後新たに受給権が発生する年金給付については、厚生年金保険法による年金給付を行うとともに、統合時まで受給権が発生している年金給付については厚生年金保険から支給することとしております。また、これらの年金給付に要する費用に充てるため、積立金の移換を行うとともに、年金

保険者たる共済組合が厚生年金保険に対して拠出金を納付することを法定することとしております。

第二は、国家公務員共済制度の適用対象の見直しであります。

旧公共企業体を国家公務員共済制度の適用対象から除外し、厚生年金保険の適用対象とするともに、関係規定について所要の整理を行うこととしております。また、厚生年金保険に対する積立金の移換、恩給公務員期間等に係る給付等の業務を行うため、旧公共企業体の共済組合は、大蔵大臣が指定した厚生年金基金が当該業務を行う場合を除き、なお存続することとしております。

このほか、旧公共企業体の共済組合の短期給付事業の健康保険組合への移行、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の廃止等の所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○和田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○和田委員長 この際、申し上げます。

本日は、委員室での喫煙は御遠慮願いたいと存じます。

また、報道関係者の方々にお願いいたします。

傍聴人の撮影は御遠慮願いたいと存じます。

なお、傍聴人に申し上げます。御静粛に傍聴されるようお願いいたします。

以上、御協力をお願いいたしますと存じます。

○和田委員長 厚生関係の基本施策に関する件、特にエイズ問題について調査を進めます。

本日は、参考人として、午前、元厚生省後天性免疫不全症候群の実態把握に関する研究分担研究者・元厚生省血液製剤小委員会委員徳永栄一君、

午後、元厚生省後天性免疫不全症候群の実態把握に関する研究分担研究者塩川一君、以上両名の方々に御出席を願っております。

徳永参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用の中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

厚く御礼申し上げます。

議事の進め方といたしましては、初めに委員会を代表して委員長から総括的に御尋ねし、次いで委員の質疑にお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

まず、委員長から徳永参考人にお尋ねいたします。

エイズ研究班の報告書によれば、参考人は、当時の濃縮血液製剤に依存する治療体制を改め、クリオ製剤を活用すれば、国内献血による供給が十分可能であることを強調したとされていますが、なぜ研究班の結論はこれと違うものになったのか、その理由を簡潔に述べていただきたいと思

います。

○徳永参考人 お答え申し上げます。

クリオ製剤によって、血液事業にさほどの支障はなく、第Ⅳ因子製剤の供給が可能であるという

ことは、赤十字全体の考えでございまして、これがどうして採用にならなかったかということは、後ほどいろいろな御質問があろうかと思

いますが、赤十字に対する、採血能力に対する不安とかいろいろな問題があったと存じます。私も

は、それを端的に受けとめて、要求されたことを処理していこうと考えただけでござい

ます。

○和田委員長 当時、厚生省と日本赤十字社の間で国内献血の活用についての検討、折衝が行われたように伺われますが、その結論を簡潔に述べて

ください。

○徳永参考人 厚生省と日本赤十字社との折衝と

いうことは、私、出先の機関の長でございまして、直接には折衝の担当者でございせん。したがって、又聞きという段階にとどまりますけれども、厚生省と日本赤十字社本社とが、非公式ではございますけれども、赤十字にできるだけ原料の供給をしてくれというように要請があったと承っております。

以上です。

○和田委員長 以上をもちまして、私からお尋ねすることは終わりました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木俊一君。

○鈴木(俊)委員 自由民主党の鈴木俊一であります。

徳永先生には、きょう参考人として当委員会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

そこで、初めに、先生は血液学の専門家でいらっしゃるわけですが、先生の専門外のこととでありますけれども、エイズ研究班のあり方について、先生の印象と申しますか、お考えについて伺いをいたしたいと思います。

参考人は、昭和五十八年に設置をされましたいわゆるエイズ研究班と、それから血液製剤小委員会、双方に委員として参加されたわけであり

ます。薬害エイズの問題を考えると、何としてもやはりこのエイズ研究班の役割というものが大変大きいわけでありまして、このエイズ研究班が果たしてこの問題にきちんと機能し得るような、そういうような存在であったのかどうかということに国民の疑問が集中しているような気がしてならないわけであり

ます。

それは、例えば医学界のように限られた世界におきましては、その分野の権威者、それが特に恩師でありましたり先輩でありましたり、そういう言葉がちよつと悪いのでありますけれども、まあボスの存在の方がおられますと、そうした特定の人の意見に反対できないような雰囲気とか傾向が

ありはしなかったか。あるいは、こういう研究班

でございますから、本来、学問的な検討や結果がなされなければならぬわけですが、そこ政治的な判断とか圧力がなかったかという疑問であります。

端的な例といたしまして、帝京大症例の認定問題につきまして、参議院の小委員会参考人質疑の中で、松田重三氏は、厚生省上層部等からの圧力があつたことは想像にたたくない旨の発言がありました。もしこの発言が事実であるならば、エイズ研究班そのものに極めて重大な問題があつたということになると思つております。

参考人は、血液事業の当事者として参加されたわけで、いわば血友病とエイズの問題につきましてはやや距離を置いた客観的な立場におられたと思うわけでありまして、エイズ研究班が厚生省等から政治的な判断とか圧力を受けるような、そういうようなものであつたのかどうか、参考人のお考えあるいは印象について伺いをいたしたいと思います。

○徳永参考人 だいたいの御質問でございますが、最初に申し上げますけれども、私、血液学の専門家ではございません。細かく申しますと、専門は血清学でございます。そういう因縁で血液センターに奉職することになったわけでございます。私、研究班に入られました。人選をどなたがなさつたか、存じませんが、個人として研究班に入られたと考えておりますが、これは、エイズそのものについての知識があるわけでもないもので、文献上の知識だけですけれども、むしろ、これが血液と絡んできたときに血液事業はどう対処するかということも赤十字社として考えてほしいという御要望があつたのだらうと思つております。

そして、お尋ねのボスの存在ということに関しては、実を申しますと、私、血液学の専門でございませんで、大部分の委員と直接の師弟関係とか上下関係というものはございせん。したがって、私自身が、例えば委員から圧力を受けるといったようなことは一切ございせんでした。

また、厚生省との関係ということとは、私どもには知らない部分で何があつたかわかりませんけれども、私の感じましたところでは、直接に圧力を感じたという経験はございません。

以上です。

○鈴木(俊)委員 参考人の御自身の問題として、そういうことは一切なかった、こういうことでございませう。確認をさせていただきます。

○徳永参考人 確かに、そういう圧力というものは一切感じたことはございません。

○鈴木(俊)委員 次に、当時の血液事業の状況につきまして確認をさせていただきます。

昭和五十八年当時の献血液量及びその利用につきまして、献血量は約百五十三万リットルであり、これによる製剤量は、それぞれ手術等に用いられる全血球製剤が三十八万リットル、貧血等に用いられる赤血球製剤が四十五万リットル、血小板減少症等に用いられる血小板製剤が四万リットル、重症肝炎疾患等に用いられる新鮮凍結血漿が三十八万リットルということでございますが、今回公表されましたいわゆる補佐ファイルの中に、当時の新鮮凍結血漿の四四％をクリオ製剤の製造に回せば、当時必要とされていた凝固因子をクリオ製剤で賄うことが可能であつたというその試算が書面で含まれているわけでありまして、そこで、先生にお尋ねをいたしますが、当時必要とされた凝固因子をクリオで賄う場合、製造に必要な血漿量は大体どの程度であつたか、御認識をお伺いしたいと思います。

○徳永参考人 日本での、凝固因子の単位で申し上げますと、これは世界的なレベルとはほぼ同じで、国民一人当たり一単位というふうな言い方を大ざっぱにされておりました。したがって、約一億単位の凝固因子製剤が一年間にあれば十分足りるということでございます。

そして、その凝固因子というものが、クリオにしましても濃縮製剤にしましても、製造のロスがございまして、一番ロスの少ないのがクリオ製剤だと思つております。当時の私の認識で、一〇

〇％の収率ということはございせんので、恐らく六〇％前後かなと思つておりました。そうすると、一億単位を製造するのに、二十万リットルは要りませんでしよう。約十六万リットルとか二十万リットルの間ぐらいでございませうか、その程度の血漿の量だつたと考えております。

つまり、このことは、計算の上では二十万リットルの血漿でクリオ製剤一〇〇％の自給が可能であつても、実際には、医療の現場で使用される新鮮凍結血漿を凝固因子製剤の原料に振り向けなければならぬわけでありまして、何らかの手だてが必要である。そして、その手だてにつきましても、脱クリオ血漿というものをかませる、新鮮凍結血漿を抑制しクリオに回す、端的な場合は二十万リットル余計にとる、こういうことも同時に述べられていたわけでありまして、

それで、今回の問題を考えますと、クリオに復帰をするのか、それとも濃縮製剤でいくのか、これが大きなターニングポイントであつたと思うわけでありまして、

そこで、果たして、先生が述べられた、新鮮凍結血漿の使用量を抑えてクリオに回すということは当時可能であつたのかどうか、私は若干疑問に思う点があるのであります。

クリオの復帰につきましては、確かにアレールギーの問題があるとか、点滴静脈注射をしなればいけないとか、粘性の問題で非常に家庭療法なんかできないとか、そういう薬が持つてくる本来の問題点というものがあつたわけでありまして、それと同時に、そもそも、先ほど申された十八万から二十万リットルという必要な血漿を確保できたかどうかという点も判断の大きな要点であつたと思うわけでありまして、

と申しますのは、手元の資料で調べたのでありますが、現在の新鮮凍結血漿の使用量は四十万リットル程度であります。これは昭和六十一年に適正使用のガイドラインというものが出来まして、それまでほとんど使用量が伸びていたものがそれによって抑えられて、やつと四十万リットルに現在なつてゐる。いわばこの数字は使用量の、何というのでしょうか、相当抑えられた量であるわけでありまして、当時の使用量を調べてみますと、やはり同程度であるということと考えますと、当時、新鮮凍結血漿の使用量を抑制してこれを凝固因子製剤の製造のために用いるといつても、私は、実際はできなかったのではないかと、困難ではなかつたのかと思つております。

そこで参考人に、当時、使用量を抑制して凝固因子製剤の製造に用いるということについてどのように考えていたのか、何か有効な手だてというものを検討されて方法があつたのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○徳永参考人 同証言の中で、「新鮮凍結血漿の供給量というものが非常に増えて、二百換算五百

た。私も、ある一つの方法だけに限って原料を足らそうというふうには考えてはおられません。ただ新鮮凍結血漿の使用量を減らせばというのは、これは一つの考えでございまして、そのほかに採血数をふやすということもありましようし、いろいろな方策を組み合わせる足らせるように努力すべきだと考えたわけでございします。

ただ、安部先生の言われた赤十字の製造能力が低いから云々ということとは当たらないと思っております。

御承知のように、クリオの年間の供給量というのは一万前後、どんどん下がっております。一万単位じゃございません。本数ですから、その百倍ということになりますけれども、これは製造能力を示すものではございません。一回、赤十字の年間の統計というのが毎年出ます。先ほどお示しいただいた昭和五十八年の数字というのも、これは確かに年間そのとおりでございしますけれども、これは血液センターというものが全国に七十カ所あって、日々悪戦苦闘して、日々の量を足らせるために努力いたします。その一年間の集計がそうだったというだけのことではないまして、クリオがなぜ少なかったかというのは、端的に申せば、オーダーがなかったということに尽きます。決して製造能力を示すものではございませんし、いまだかつて赤十字社で製造能力の表というものを出したことはないと考えております。

ですから、いろいろな方法を組み合わせれば、クリオでなら何とかなるであろうし、ならなければならぬというものは、世界じゅうそうやっていたわけですから、当然、これだけ進んだ日本の血液事業でそれができないということは言えないというところでございします。

○鈴木(俊)委員 参考人のお答えをお伺いしております。抑制するだけでやるのではなくて、さまざまな総合的なことをかみ合わせてやればできるものであったのではないかと、こういうことであるかと思ひます。それを一つ一つばらしてお伺いするのは今のお答えとちよつと離れるかもしれ

ませんけれども、抑制のことについてもうちよつとお伺いしたいと思ひます。

四月十九日の本委員会における参考人質疑の中で、郡司さんは、日赤の副社長に対して、むだ遣い防止といひますか高度利用、このための啓蒙活動に御協力いただきたいと申し上げた記憶があるということを述べられておられます。

そしてまた、これは一部の報道でありますけれども、当時、厚生省から日赤に対して、血漿のむだ遣いを抑制するため医療機関への過剰な供給を控えてもらうように協力を求めたとのことであり、これに対して、使用量抑制は日赤の業務ではないと首脳から正式に回答があった、こういうことが報道されているわけでありまして、これは事実であります。事実であるならば、どういう趣旨であったのか、お尋ねをしたいと思います。

○徳永参考人 私、直接にその赤十字社の回答というものを承知しておりませんけれども、これは新聞で拝見いたしました。業務範囲という言い方も赤十字では元来今まではしていない言い方でございますので、ちよつと違和感を持ったのですけれども。

ただ、この際ですから業務範囲ということをして上げてみたいと思ひますが、赤十字が血液事業をやりますのは、開闢以来、血液製剤の供給でございます。供給というものは、需要を満たすということに尽きるわけでございます。販売ではございません。販売というのは、端的に言へば、需要を掘り起こすということだろうと思ひますが、これは赤十字の能力を超えた問題であろうと思ひます。

それで、逆に今度は需要を抑制するというのは、これは一番簡単なのは血液がありませんとやうことに尽きるところでございます。それで患者さんは大変お困りになるので、血液が足りない事態というものは何ともし難く避けなくちゃいけない。ですから、平たく言えば、需要に応じて製造をして供給するというのが建前でございします。ですから、需要を多過ぎるから減らしてくださ

いよという言い方は、これは患者さんを直接に診ているわけではございませんので、患者さんには大変迷惑がかってはいけませんので、そういうことは言えないという意味での業務範囲という言葉になったのかと解釈いたしました。

○鈴木(俊)委員 今の参考人のお話をお伺いして、ちよつと十分そしやくできないのでありますけれども、参考人は、一方において、幾つもの方策を組み合わせるということでありまして、血漿の使用量を抑制するということが一つの手段である、こういうことを一つの柱として打ち出されているわけでありまして、一方において、日赤の考え方は、今参考人がおっしゃられたようなことも含め、新聞報道が事実とするならば、むだ遣いの抑制、いわば適正使用に対して協力できない、こういう立場のように思ひます。先生

の委員としてのお立場と今の日赤のそのものと随分違うと思ひますが、このような日赤の対応というものにつきまして、先生はどのようにお考えになりますでしょうか。

○徳永参考人 私、考えますのに、先ほど申し上げましたいろいろな方策を組み合わせることと、その中で需要量の抑制というのは、もちろんある程度ございします。ただ、その需要量の抑制というものが、ありませんよとかそういう言い方でなくて、結局は血液センターと病院の話合いだと思ひます。

御承知のように、新鮮凍結血漿というものが日本では諸外国に比べて格段にたくさん使われているのは事実でございます。ですから、そういう事情を、新鮮凍結血漿だけではなくてアルブミンなんかも諸外国に比べて多いのですけれども、そういうことは病院に対して強制するとかそういうことではなくて、これは話し合いであるとともに、いろいろな参考文献その他を書いてそれによつて訴えるという形で、いわばマイルドに使用量というものは抑制する方向に持っていくべきであらうというところは考えておりますけれども、いきなり使用量を減らすドラスチックな方法という

のは赤十字としてはやったことがないということでございます。

○鈴木(俊)委員 献血液からクリオを一〇〇%国内自給する手だてとして先生が述べられておりますのは、今までお話を聞きしました必要の抑制制ということとともに、献血量そのものをふやせばいいのではないかとということも先ほど述べられたわけでございます。

このことに関連しまして、これは一部の新聞報道でありますけれども、日赤によれば、昭和五十八年当時、四百ミリリットル献血というものの導入を考えたけれども、導入するために政省令の改正が必要で、このことが理由で、つまり四百ミリリットル献血が導入できなかったために、血漿量をふやすための早急な対応は困難であったというような報道がなされております。

そこで伺ひたいと思いますが、当時、四百ミリリットル献血を導入すれば本来に血液凝固因子製剤を製造するための原料を早急に確保することができたのかどうかということでありまして。

ちなみに、我が国では、平成元年以降、新血液事業推進検討委員会の報告を受けて凝固因子製剤の国内自給に取り組んでまいりましたが、その際、既に昭和六十一年には四百ミリリットル献血が取り入れられたにもかかわらず、五十万リットルの原料血漿が確保され自給が達成されたのは七年後の平成五年であるわけでありまして、四百ミリリットル献血の導入とタイムラグが大分あるわけでございます。

このことからいたしますと、新聞報道の内容でありますけれども、四百ミリリットル献血の導入ができなかったのは早急な国内自給が難しかったというのには正確ではないような気がするものでありますけれども、参考人のお考えをお伺いしたいと思います。

○徳永参考人 おっしゃるとおりでございまして、私自身、四百ミリリットル献血を導入することによつて血液量がふえることは考えたことはございしません。むしろ、逆に減るのではないかと

現場の担当者としての正確な意見でございます。

というのは、二百ミリリットル時代には、次回の献血に許された期間というのは一カ月でございました。四百ミリリットルになりますと二カ月にあります。これは世界的なルールに従ったわけでございますけれども、そうしますと、これはどう計算しても、同じ献血者が来られるとしたら献血量は減ります。ですから、私、四百ミリリットル献血によって血漿量をふやそうということを考えたことはございません。むしろ、フェレーシスによつてふやすというのが本筋であらうと思ひますが、ただ、昭和五十八年当時はまだどちらも認められてはおりませんでした。実験的にやっていただけでございます。

○鈴木(後)委員 次に、先ほどの委員長の総括質問と関係のあると申しますか、同様の質問であるわけですが、濃縮凝固因子製剤の国内自給に向けて、当時、厚生省と日赤の間で検討の場が数回持たれていたということが、公表されました。ファイルや報道で明らかになっておりますが、そこでどのようなことが検討をされたのか。

それから、公表をされました七月八日付のメモでは、日赤が原料を提供して、技術を持っているメーカーが製剤の製造を行うという案があり、そして七月二十五日付の書面では、この案について経済面の検討が行われて、収支がとんとんではないかということまで書かれておりまして、かなり詳細な検討が行われたことがうかがえるわけがあります。

先ほど委員長の御質問にお答えいただいたわけですが、このような案がこれだけ検討されながらなぜ実現されなかったのか、どういうところに課題があったのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○徳永参考人 先ほどもお答え申し上げましたように、厚生省と赤十字本社との折衝というものの私は直接にはタッチしておりませんので、うわさで聞く程度でございますけれども、ただ、当時民間に原料血漿を出して製造を委託するということが

は、別に支障はございませんけれども、量的に要求される量の血漿を出すということは不可能であったということは、赤十字社のメモ的な記録に残っておりまして、私もそうだと思います。クリオでない限りは、また、そのアフレーシスが認められていない段階では、大量の血漿をとるというのはちょっと難しいと、難しかったと考えます。

○鈴木(後)委員 原料を持っている日赤が原料を提供して、技術を持っているメーカーが製剤をつくるという、そういうような新たな業務体系のあり方と申しますか、そういうことについてはどういふお考えでございますか。

○徳永参考人 私個人の考えをお尋ねになったと思うのですが、私も自身は抵抗はいたしません。赤十字が採血し、民間業者が製造するということについて、これはやむを得ないことであらうと思っております。赤十字にそれだけの製造能力がなくて、血液があれば、それは捨てるというのは申しわけない話で、委託をしてでも製造するというのは当然のことだと考えます。

○鈴木(後)委員 時間が参りましたので、最後の質問にさせていただきます。

私は、この薬害エイズの問題を、今までいろいろな、委員会審議でありますとか参考人の話を伺いましていろいろ思ひますのは、さまざまな重大な局面において何か責任の所在が不明確であったという気がしてならないのであります。この責任の所在が不明確であったということが、国民の側から見ると、何か関係者が責任を押しつけ合っているというふうにも見えるわけがあります。

先般、四月十九日に行われました参考人質疑における、行政とエイズ研究班との間の役割分担と責任についての安部氏と郡司氏の発言からは、まさに責任をなすりつけ合っているような、そういう印象を受けたわけがあります。

同じことが血液事業についても、日赤と厚生省の間の責任があいまいではなかったのかというように気がしてならないのであります。日赤は、御

承知のとおり、日本赤十字社法に基づいて設立されたものでありまして、厚生省からも独立的な存在であります。しかも、我が国においては血液事業を独占的に行っているわけでありまして、私は、もつと日赤が主体的な責任を持って事に当たらなければならなかったのではないかと思うわけがあります。

当時、外国からの非加熱製剤の危険性が言われている中で、日赤が、今伺ったのでありますけれども、原料を供給してメーカーが製造を行うとか、献血量の増加をもつと主体的に推進をするとか、そういうことが何でできなかったのか。ここにも厚生省からの明確な指示がなかったからということも報道されているわけですが、日赤と厚生省との責任の所在が不明確であったことが対応のおくれにもつながったと私には思えるのであります。見を最後に伺いたいと思ひます。

○徳永参考人 私、必ずしもそういうふうには考えなかつたのですけれども、それは私が現場の人間だからかもしれません。直接に厚生省と折衝をするという立場ではございませんでした。

ただ、現場の認識というのは、かなり日々がせつば詰まつたような感じで、一生懸命動かなければ穴があくというような危機感があつて動いていることではございまして、それは、赤十字社と厚生省との話し合いという次元からはふだんは違ひのです。ですから、直接に私も身にしみて感じるといふことが余りございませぬことをお答え申し上げたいと思ひます。

○鈴木(後)委員 以上をもちまして、質問を終了させていただきます。参考人にはどうも大変御苦労さまでございました。

○和田委員長 坂口力君。

○坂口委員 徳永参考人には、大変お疲れのところ御苦労さまでございます。引き続きまして、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。ただいま鈴木議員からクリオの問題を中心にし

て具体的なお話が出ました。私もよく似たことをお聞きしたいというふうに出ておりましたが、若干重なる面もあるかも存じませぬので、ひとつその点はお許しをいただきたいというふうに思ひます。

まず最初にお聞きをしたいというふうに思ひますのは、エイズの実態把握に関する研究班、これに属されておみえになって、その中の血液製剤小委員会の委員にもなつておみえになつたわけでございますが、その最初のエイズの実態把握に関する研究班の目的につきまして、かなりそれぞれの立場で意見が異なつております。

先日、この場に参考人として御出席になりました安部参考人からは、エイズ患者がいるかどうかを検討するのが研究班の目的であつたという御趣旨の発言がございました。

それから、厚生省の方はまた厚生省の方で、具体的に、我が国におけるエイズ患者の実態把握に関する研究が一つ、エイズ診断基準の設定に関する研究が一つ、血液製剤に関する研究を行うというのがもう一つ、三つの設置目的というのを挙げております。

それから、郡司参考人、当時の課長さんは、アメリカで十数人の血友病患者にエイズが出た、それで、血友病患者に対する治療方法を変えるべきであるかどうかを研究してもらふことであつた、それが目的だつた、こういうふうにご場で述べておみえになるわけがあります。

徳永参考人はこのエイズの実態把握に関する研究班の目的というものはどのようにお考えになつていたかということをごまずお聞きしたいと思ひます。

○徳永参考人 実は、これは私にもはっきりしない部分がございまして、通常、研究班ですと最初に、厚生省が組んだ班ですから厚生省のごあいさつなりあるいは班長のごあいさつに、この班の目的はということがあつたのかもしれないのですけれども、つぶさに覚えておりません。ただ、常識的に考えまして、日本に患者がいる

かどうかだけの話で研究班は組まないだろうと思
いますし、その後、エイズサーベイランス委員会
というものでもできました、私は入っておりませ
んけれども、ですから、むしろそっちの方が患者が
どのくらいいるかというような把握はなさるわけ
でございましょう。ですから、これはエイズ全般
に対する研究というふうに漠然と理解をいたして
おりました。

ただ、研究班の会合に出まして、その中の一、二
回は、症例を示して、これがエイズかどうかとい
うことに非常に時間をとられたという記憶はござ
います。

以上です。

○坂口委員 それから、参考人の立場は、先ほ
どもちょっと触れましたが、これは日赤の代表
としてではなくて個人としてこの班にお加わり
になった、この研究班の一員になられた、という
ふうに理解させていただいてよろしゅうございま
すか。

○徳永参考人 私はそのように考えておりますし、
委員になっていかどうかということを目赤本社
と相談したという記憶もございません。全く個人
的なものであろうと考えております。

○坂口委員 いろいろな資料を拝見いたしました
り、あるいはまた各参考人の発言を聞いておりま
すと、研究班は議論を交わす場というよりも、何
か、厚生省の提出しました資料に沿いまして、安
部班長が取り仕切りをして爾々と進んだ会合の
数々、こんな印象を持つわけでございますが、五
回あったわけでございましょうか、第一回から第
五回まで、全体として、今おっしゃいましたよう
に、第一回、第二回はエイズであるかないかとい
うような議論があったというお話でございます
が、五回を通じて、大体この研究班の中で話をさ
れたことというのは大まかに言ってどんなこと
だったのでしょうか。

○徳永参考人 そこになりますと記憶が定かでない
のは申しわけないのですけれども、この症例が
エイズであるかどうかという議論が一つと、エイ

ズの診断基準というのはどうあるべきかというこ
とがございました。そのほか、血液に關しての議
論というのもある程度はございましたが、その程
度であらうと思ひます。

○坂口委員 クリオ製剤の問題が先ほど取り上げ
られまして、私もこの点を少しお聞きしたいと思
ひます。

濃縮製剤が非常に危険であるということは委員
の皆さん方もそのときおわかりになっていた。そ
こで、クリオに転換をしようということになった。
そのクリオ製剤への転換につきましては、主に血
液製剤小委員会の中で議論されたのだろうという
ふうに思ひますが、血液製剤小委員会のメンバー
の中には、かなり血友病の治療の専門家の先生も
お見えになったわけでございます。その中でどん
な議論がなされたのか。案外、この小委員会の回
数というのは少ないのですね、開かれております
回数。一回開かれて、そしてまた中間報告が何
かに付いてということでございます。非常に開か
れておる回数も少ないわけでございますが、それ
はどんな状況だったのでしょうか。

と申しますのは、中間報告が出ますときに、小
委員長でありました風間小委員長さんは、むしろ
クリオに転換をしてはどうかという方向性を持
った中間報告を書こうとなすたのではないかと
いうことが流れております。それに対して安部班長
さんからはかなり強い反対意見が出されたとい
うことが言われているわけでございますが、その間
の事情について御存じの点、ひとつお聞かせを
いただきたいと思います。

○徳永参考人 記憶が定かでないところもござ
います。確かに、小委員会の開かれた回数という
のは少なかつたでしょう。むしろ、これは題が血
液製剤に關する小委員会ということでございま
すので、皆さん、血友病の専門家が血液事業とい
うのは全く御存じない。

思ひ出しますのは、風間さんも困りまして、委
員会以外に私のところへ二回ぐらい来られて、い

ろいろ相談はいたしました、中間報告を出すに当
たつても、これはだれが考えましても、議論をし
ていけばクリオでなければつじつまが合わなくな
るということとは明らかでございますから、そうい
う趣旨で話に終始したのですけれども、確かに
おっしゃる通りに、最終的な文章というものは、そ
れが、私も正確には覚えておりませんけれども、
かなりニュアンスとしては違つてきているなとい
う印象は持ったこととございまして。

○坂口委員 徳永参考人は、個人の資格ではあ
たというふうに言われまされども、日赤に所屬
をしてお見えになった。一方において、学者とし
ては血清学の研究者として参加もされていたのか
もしれないと思ひます。その血清学の
立場から見ても、先生はのときにやはりクリオに
すべきだということをかなり風間小委員長には強
調されたのだろうというふうに思ひますが、その
後、しかしそのような結論にならなかった。なら
なかったその結論については、先生は何かおつ
しやつたのか、おっしゃらなかつたのか、その点
はどうですか。

○徳永参考人 つまり、結論に対して異論を唱
えたかどうかということとございまして、これは、
きつい言葉での異論ということとございませんで
した。ただ、随分ニュアンスが変わつたなとい
うような話はした覚えがありますけれども。

何分、いろいろな圧力でもって結論が変わつた
というようなお話が随所にあるのですけれども、
これも私にはよくわかりません。というのには、私
自身は、先ほど申し上げましたように、一切そう
いう圧力を受ける立場にございせんので、私に
直接身にしまして響いてこないものですから、そ
ういう意味ではよくわからなかつたということと
ございまして。

○坂口委員 日赤でクリオ製剤ができないかど
うかについて議論になつたと思ひますが、それ
は今すぐできる体制にあるかどうかということが
問われたのか、多少の時間的余裕を持つて製造す
ることができるようになるかということとを尋ね

れたのか、そこはどうだったのでしょうか。

その当時の赤十字としては、設備も持つていま
せんし、技術者もそんなに集めていなかったと思
うのです。だから、即座にクリオを製造しろと言
われたら、先生の立場としては、それはすぐには
できませんというふうにならざるを得なかつたの
ではないかというふうにならざるを得ないが、じゃ、
今後できないのかということになれば、多少の時
間をいただいたらそれはできるといふことを先生
は言われたのか。先生は、赤十字としては言われ
たらできるといふふうにならざるを得ないが、
それはそういう議論は全くなかつた上での話なの
か、ちよつとその辺のところをお話しいただけ
せんか。

○徳永参考人 そういう議論の結果、ああいう結
論が出たということでもないと思ひます。それ
は、私でなくとも、血液事業の専門家が、クリオで
できるかと聞かれて、できませんとは言わな
いと思ひます。それがどのくらいのタイムラフで可能
になるのかどうかというのは、これは皆さん、各
自判断が違つたと思ひますけれども、私自身はさ
ほど重大に考えませんでした。やろうと思へばでき
るのだと、また、血液事業というものはそれができ
ないようでは仕方がない。

それは、端的に申しまして、血漿量は二十万
リッター弱というものが余分に要するといふとらえ
方をすれば、これは大変でしょう。しかし、その数
年後、赤十字だけで五十万リッター、六十万リッ
ターの血漿を余計にとつていけるわけです。これは
献血者の同意を得て増産に成功したわけございま
す。そうすると、その当時、非常に急ぐのだとい
うことを国民に訴へれば、十数万リッターの血漿
がとれないはずはないと私は考えました。

○坂口委員 しかし、赤十字にやつてほしいとい
う要請はなかつた、こういうこととございませぬ。
○徳永参考人 そのやつてくれという要請以前に、
クリオ自体が使える範囲が極めて限られるから
クリオに転換するのは無理だといふお話がござ

いました。

○坂口委員 そうしますと、クリオへの転換ができなかった理由は、クリオの原料になります血液が足りないから、もう少し言えば、血漿が足りないからではないかということなのか、それとも、その量は十分にあるのだけれども、クリオそのものが治療に適さないということではなかなかなかったのか、ならなかったことには二つあると思うのです。

そうすると、今の参考人のお答えでございまして、クリオの原料が足りるか足りないかということの前に、クリオそのものが血友病の治療として適当でないという判断の方が先にあった、こういうふうな今おっしゃっているわけでございますね。それでよろしゅうございますか。

○徳永参考人 両方であつたろうと思ひますけれども、私以外の委員の方なんかの考えは、量の問題ということ正面に立てた方よりも、クリオ自体の使いにくさとか患者さんに対する不便さとかいうことの方が先に立つての議論であつたろうというふうな考えております。

○坂口委員 そこんなんです、参考人。片や、濃縮製剤は非常にエイズの危険性がある。

研究班ができましたときには、一九八三年の六月でございましたが、サイエンスの六月号にはかなりアメリカの状況が報告もされております。半年ごとに倍々ゲームでふえてきていて、死亡率も七〇％あるいは八〇％の高率になっている、非常に恐ろしい病気であるということも記載されている。そしてまた、その中には血友病患者が既に五人含まれているということもその中に含まれていて、もうちょっと後になりますと十六名になってきておりますが、一番最初の一九八三年六月のサイエンスではまだ五名という報告でございまして、それは、その一九八三年一月の段階で五名という数字でございました。もう少し後になりますとそれが十六名になってくるということでございます。非常に血液とかかわっていて、そして血液製剤、

とりわけ濃縮製剤というものが非常に危険であるということが一方であるわけですね。

その非常に危険な濃縮製剤と、そして、使いにくさとかそういうものはありますけれども、しかし治療効果のありますクリオというものが片方にはある。使いやすさという面では濃縮製剤にはちよつとかなわぬかもしれないけれども、しかし効果としてはかなりクリオもある、こういうことではなかつたかと思うのですが、そのときに、危険性の非常に高い濃縮製剤をそのままにして、クリオが使いにくいからという理由で、あるいは血液の量がなかなか集まりにくいからという理由で、クリオがおろされて、濃縮製剤が残り続けたというところに非常に今疑問が残るわけでございます。

ここに對して徳永参考人は血清学の立場からどのような点を強調されたのかということが本日の一番私の聞きたいところでございまして、重なる質問になるかもしれないけれども、もう一度そこをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○徳永参考人 私がどういう主義主張をしたかということ、これは記憶が定かでございますけれども、極めて常識的な線でクリオにすべきということとは申し上げたと思ひます。

ただ、今坂口先生のおっしゃった、使いにくいということだけではございせんでした、クリオがだめだという理由は、つまり、副作用の面が二つございまして、いろいろな副作用と、それから高フィブリノゲン血症とか、いろいろな問題がございまして、そのほかに、治療効果の面から非常に軽症なもの以外はだめだということとは血友病の専門家から言われたということで、これは使いやすさとかそういうことよりは治療効果の面を強調されていたように思ひます。

○坂口委員 どうもありがとうございます。時間が迫つてきていますから、もう一点、別な角度からお聞きをしたいというふうに思ひます。

長い間、献血事業に携わっておみえになりますし、

たし、また、血清学という立場からも関係をしておみえになったわけでありまして、エイズの問題で非常に影は薄くなりましたけれども、エイズの前に血清肝炎の問題がございました。手術を受けてもとの病氣は治りましたが、血清肝炎にかかり、中には、その血清肝炎から肝硬変になり、肝硬変から肝臓がんになって亡くなられた方も多々あつたというふうに思ひます。今もまだそういうケースはあると私は思ひます。血清肝炎そのものも何とか排除しなければならぬ。これは、エイズの問題以前の問題として、赤十字としても、あるいはまた徳永参考人としても、非常に大きな問題ではなかつたかと思ひます。

一九八三年の三月でございましたが、アメリカが加熱製剤をつくりました。加熱製剤をつくりましたが、そのときの申請は血清肝炎に対する申請でございました。その血清肝炎のことをかなり研究もしておみえになつたと思ひますし、予防のために大変努力をしておみえになつたと思うのですが、その当時、この血清肝炎を予防するために加熱製剤が有効であるというデータ等々、そういう研究というのは徳永先生の手元にあつたのでしょうか、なかつたのでしょうか、その辺をひとつお聞きしたいと思ひます。

○徳永参考人 私、その論文を読んだかどうかということをはっきり記憶していませんけれども、その話は当時伺つております。一〇〇％肝炎を防ぐかどうかというところの議論もあつたように思ひますけれども、ただ、御承知のように、血液センターで肝炎を予防するという場合に、これは分画製剤は入りませんものですか、つまり、分画製剤以外の血液製剤については加熱というステップは不可能でございまして、余り深くは考えなかつたというのが事実でございまして。

○坂口委員 確かに、赤十字は分画製剤をおやりになつておりませんでしたから直接の範疇ではなかつたかと思ひますけれども、しかし、血清肝炎を除外するというにおきましては同じ項目の中にある話だということに思つたわけですね。

その当時の研究班のメンバーを見ましたときに、血友病の専門家だと臨床の専門の方はほかにもおみえになりましたが、血清学の立場で、血液そのものをどう集めるか、あるいはまたどうすれば一番安全な血液を集めることができるかというような立場から関心を持ち研究をしておみえになつたのは、徳永参考人一人ではなかつたかというふうに思ひます。そうした意味で、もしそのときに加熱製剤について何か所見をお持ちになつていて、そのことを先験的にこうすべきだということをお指摘にでもなつておつたら、また多少流れが違つたのではないかと気がしないではないものでありますから、参考人の手元にそうしたデータ等が来ていたかどうかということをお聞きしたわけでございます。

これからどんな疾病があらわれるかわかりません。血液を介してさまざまな病氣が伝播する可能性がございまして。そういうことを考えますと、これからの血液の供給体制あるいは血液製剤の供給体制、分画製剤も含めていたで結構でございますが、現状のままでよいというふうにお考えでございましょうか、それとも、やはりこれではいけない、こうしていかなければいけないというふうにお考えがございましたらお示しをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○徳永参考人 大変貴重な言葉をいただきましたけれども、血液事業というのが、大昔はかなり原始的な時代で、余りやるべきことがございせんでした。今、非常に複雑になつておりますので、新しく出てくるいろいろな病原体その他の問題も含めて対応に追われているというのが現実でございます。その中から少しでも良質の血液を供給できるように体制をとるよう努力していきたいというふうに考えております。

○坂口委員 ありがとうございます。終わります。

○和田委員長 五島正規君。
○五島委員 参考人には、本日、大変御苦勞さまでございます。私の方も、部分的に今までの各委

員の質問と重複するところがあるかと思いますが、ちよつと違った角度からお伺いしたいと思ひますので、よろしく願ひしたいと思います。

今参考人は、当時、日赤は必要とあればクリオの製造についてはいかようにも対応できたということについてお話をいただいたわけですが、ただ、当時の状況について、では厚生省業務局を含めそれらの関係者がどのように考えていたのかというのを今明らかになりました資料その他で点検してみますと、例えばこの研究班の班長であつた安部さんは、クリオの絶対的不足があつた、そして我が国の血友病A患者の必要とする量のわずか一％にすぎなかつたとおっしゃっています。事実、昭和五十七年の製造量が十九万単位と言われておりますので、これは一％は別としても二％ぐらいのことですから、状況としての安部さんの指摘はそれなりに間違つてはいないわけだろうと思ひます。

そして、その状況が、今参考人がお話しになつたように、必要とあれば増産できるよという状況であつたのかどうか。当時の業務局の担当者の話を見てみますと、当時の業務局関係者の御意見で、例えば彼さんは、原料の確保、処理能力及びライセンス問題があり、非常に難しいと思つた、あるいは松村さんは、その後、郡司さんの後、課長になられたわけですが、クリオ製剤の自給は、クリオ製剤の特性及び国内の製造能力を考えると、この方面に向かうのは困難であると考えられていたというふうにおっしゃっています。また、増田さんは、クリオ原料確保の困難性あるいは血友病学者の意見により実施できなかった、このように御指摘なさつておられるわけで、いずれも当時血液行政に携わつておられた行政のサイドが、日赤の側にそのような能力が、あるいはそういう準備があつたということについて全く御承知なかつたとうかがわれる御発言が今日において続いております。

一方、ちよつと先生と同じ時期に大阪赤十字の血液センターの所長をしておられました田中正好

先生の既にお出しになられた本を読ませていただきますと、昭和五十八年の二月十八日、西部地区の赤十字血液センター連盟会議以後、我が国の献血からどれだけの第Ⅳ因子が提供できるかを試算して、そして献血の八〇％を分離してFⅣPに回すと、一〇％は臨床家が一般止血障害に利用するとして、残りをクリオ製剤にするとすれば、血友病A患者一人当たり二万単位の需要に対応できるのではないかとこのように試算して、このうふうにもう既にその時期には日赤の中でその試算もして、それはできるといふ見通しが立つていたということもおっしゃつておられるわけですが、

こうした日赤の、日本の血液行政の中心が献血に頼つていたわけが、日本の能力なりそういう力というものと当時の血液行政担当者とのこの大きなギャップを見た場合に、どのようなお話し合いがこの問題について日赤と厚生省との間にあるいは血液センターとその担当との間においてなされていたのか、ぜひお話しいただきたいと思ひます。

○徳永参考人 何度も申し上げましたように、厚生省と直接折衝する立場にはございませんので、厚生省の方と個人的にいろいろな人と知り合ひです。それから個人的なお話し合いをすることはございまして、けれども、赤十字としてこういう要望があるというふうな言い方では申し上げていないわけですが、

ただ、非常に誤解があると思ひますのは、まず最初に安部さんの話ですけれども、これしか供給していないのだ。これは、先ほど申し上げましたように、あの表というのは赤十字の製造能力を示すものではございません。供給実績を示しているだけのことで、その何百倍かの製造能力があつたつてちよつともおかしくないということが一つ、それから、クリオというのは技術がどうこうという問題ではございません。技術がなければこれはライセンスを取れないわけ、その十年ぐらい前に厚生省の製造申請して認可を得ているわけがござい

ます。ということ、全血液センターで製造ができるということ、凍らせた血液を一晩冷蔵庫に置いておけばできるわけですから、これができないようでは血液事業をやっていると言えないわけがござい

ます。それから、たゞいまの行政当局と赤十字とのギャップがあるというお話、それはあるかもしれせん。血液事業の初期には、両方とも知識は一緒ですから、共同しながらやつていくということが長いこと続いたのですが、だんだん赤十字の方が、長くなる人が多いものですから、片方はすぐおかりになるというふうなことで、どうしても知識に差が出てくるのはやむを得ないので、それは、それをしよつて、それもカバーしながらやつていくのが赤十字の仕事だろうというふうに考えておりました。

○五島委員 お話はわかるわけですが、そうであるとして、安部委員の中においてこの問題が出されたときに、先生の方から委員の皆さん方に対して、これは現在の供給実績だと、しかし、必要とあれば必要な製造能力は簡単に確保できるのだということはお伝えいただいたのでござい

ます。確かに、献血事業の専門家の皆さん方から見れば極めて初歩的なことではないかとお考えであることはわかりますが、しかし、当時の血液行政担当者を含めてこのよう大きな情報ギャップといひますか、認識に差があるといふことのまゝその委員会を含めてその当時は経過したのかどうかというの、大変私どもとしては大きな関心を持たざるを得ないところではございまして、その辺は、日赤の方から当時そういうふうな情報不足あるいは認識不足に対しては、そういう御努力というものを同じ委員会の中その他において実際やられたのでござい

ます。○徳永参考人 委員会ですという議論になつたこととはなによりに記憶しておりますけれども、これは主に小委員会の方で、これはクリオということ

が当然中心になりますものですが、十分にそれは皆さんの御認識を得ていると思つておりました。小委員会に厚生省も出席しております。

○五島委員 例えば風間小委員会の中の御発言の中で、クリオはフォン・ウィレブランドしか適応がないよというふうな話も出たというふうにも書かれております。それに対して、英国の例その他について事例を挙げて、これはたしか血液研究運営委員会でも田中さんは反論したのだというふうな御記憶もあるわけですが、かなりそういうクリオの利用状況についての御議論もいろいろなところにおいてあつたように書かれております。

その際に、クリオの製造能力というところについて、今日に至るまでも、当時の行政担当者や当時の日赤の間においてこのよう大きな認識の差があるものだろうかというふうにお聞きわけがございまして、とりわけ五十八年の二月十八日以後、これは大阪の田中先生個人がおやりになつたことかも知れませんが、クリオの製造能力をどうするか、その当時の献血事業の中において血友病A患者一人当たり二万単位の確保は可能だといふ試算をされたというの、これは、その当時から日赤としても血友病患者の需要に対する国内調達の問題に関心をお持ちになつていたわけでしょうし、そうしたことについて全く個人的に日赤の中だけで閉じこもつてやられていて、そういう情報があつたとして、そのことについてどのようにお考えなのかといふことをもう一度お聞きしておきたいと思ひます。

○徳永参考人 御指摘のとおりだと思ひます。確かに、赤十字の欠点でござい

ますけれども、どうもPRということについて非常にふなれたということがあつて、それと、この程度のことではだれでも知っているだろうという妙な思ひ込みがあつたり、いろいろござい

よその方に、これは製造能力の表じやないよといふことをはっきり申し上げたというようないふ点があることは重々わかります。

○五島委員 その問題は時間がいりませんのでおいておきますが、あわせて、当時、日赤のクリオは乾燥クリオでございまして、先ほど先生も御指摘あったように、使用上のさまざまな制限なり使いづらさがあつたのは事実でございします。

それに対して、当時既に日赤は、今申し上げました五十八年の二月以後、赤十字の特別研究班として第Ⅷ因子製剤に関する研究班というものが設けられ、そして、主として脱ファイブリノゲンの加熱条件について検討していたというふうにも報じられております。すなわち、中間クリオと言つていいのかわかりませんが、既にその当時のクリオの欠点を克服するためのそういう研究班を発足させておられた。そのような状況が風聞委員会なりあるいは安部委員会の中にこれまた報告されたのかどうか。もしそういうことが事実としてあるとするならば、また、その脱ファイブリノゲンの加熱による製造というのは、既に奈良医大の福井先生等々が実際におやりになつたという経験もあることとございしますから、日赤が本気でそれをするとなれば、技術的にそれほど難しくなかつた問題のはずでございします。

そうだとすると、その当時、この研究班を中心とした脱ファイブリノゲン剤というものがどの程度までの実施状況だったのか、そして、そういうふうな日赤の努力というものが、厚生省なり各委員にこの点についてはお話しになって、クリオの利用の拡大ということについてお話しになったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○徳永参考人 中間型クリオと申しますか、ファイブリノゲンを除去した、軽度の加熱によって除去する製剤でございしますけれども、これは委員会に報告したかどうかというお話でございしますが、これは小委員会に既に中間報告に盛り込まれている

と思います。

そもそも、小委員会にこの製剤の発明者であります福井先生も入っておられる。私も福井先生にあなただけの使われ方とやらという話を申し上げたことは、その委員会にございします。その中間報告のちよつと後で、急遽、部内にその研究班をつくつたわけとございします。いろいろな治療、これは新薬となりましていろいろの操作が要りますけれども、最後までいつたのでございけれども、残念ながら、どうも血液製剤調査会がいちやもんがついて、どうしても通らなかつたという事実がございします。

それは、加熱といつても五十四度の加熱ですから、ファイブリノゲンを落とすために加熱するだけの話で、そのファイブリノゲンの網の中に細菌、ウィルスなんか含まれて落ちるから上澄みはきれいになる、こういう建前だったのですけれども、それでは実験が不足だといふようなことが何回かありまして、ついに日の目を見なかつたということと、努力はいたしておりました。

○五島委員 おっしゃる通りに、低温による脱ファイブリノゲンと、それからいわゆるウィルスの不活性化の問題と、これは一緒の議論になつてしまつたわけですが、問題は、安全な国内血によるクリオをより使いやすくするといふ目的であつた。ところが、今参考人がおっしゃつたようなそういういちやもんから、塞栓が栓塞かという字句の改正だけで書き直して三カ月も時間を空費されるところで、大変この実現にはおくれたといふことも書いてあるわけですが、こういうふうなところを見ますと、厚生省が、当時日赤はそういう能力にないとおっしゃりながら、その辺について、随分とそういう能力を生かそうといふことではないような政策をとられたといふふうに思われるわけですが、そういう点について、参考人を初め日赤の方から厚生省の血液行政担当者に対して何らかの形で申し入れといふのは一回もされなかつたわけとございしますか。

○徳永参考人 これは血液センターから直接といふことではもちろんございせんけれども、本社と厚生省とはその件については何回も話し合ひはして居るはずでございします。それは、治療の申請を厚生省にするのですから、厚生省が全く知らないことはできないわけとございまして、そういう意味で情報伝達に不備があつたとは思ひません。

○五島委員 もう時間がいりませんので、ひとつ最後にお伺いしたいと思います。先ほど鈴木議員の質問に對してお答えになつた部分とも関連するわけとございしますが、濃縮剤製造に關しての問題でございします。

濃縮剤の製造に關しても、できることであれば安全な国内血を使つて利用するといふ方法があつて当然でございしますし、クリオだけによつて血友病の治療を全部できるというのは、非常に難しい面が症例によつてあることは参考人御承知のとおりでございします。

そういう意味において、国内の血液を使つた濃縮剤の製造といふことになつてまいりますと、当時、日本においては民間にそういう能力があつた、そうすると、日赤の献血によつてお集めになつた血液を原料として提供しながら、民間のその技術を利用して濃縮剤の製造といふことができなかったものだろうかといふ疑問に行き当たるわけとございします。

その点について、松村さんは、八五年当時の話として、「我が国の献血制度は無償の善意で支えられてゐるため、営利を目的とする民間製薬企業と連携することは制度の根幹を揺るがすおそれがあるとの意見があつた」といふふうにおっしゃつておられます。この意見というのは日赤の側から出た意見ではなかつたのだろうかといふふうには思われるわけとございしますが、その点についてはどのような状況でございしたのでしょうか。この問題、すなわち献血をそういうふうなものに利用するといふことについて、センター内部あるいは日赤内部においてかなりの議論がされたという事実はあつたわけとございしますか。

○徳永参考人 これは日赤内部からといひますよりも、赤十字といふところは一般国民にお願いして献血していただくという建前でございします。その際に、そのちよつと前ですか、献血団体から非常に強硬な抗議を受けたといふことはあるわけと、民間企業に献血で得た血液を出すとは何事だといふこととございしました。実際にある程度支障を来したといふようなケースも地方によつてはあるわけとございします。それはいろいろ御説明して納得していただいたわけとすけれども、ですから、そういうたぐいの議論というのが、赤十字の内部で、民間に出すのはけしからぬとかさういつたことではないと思ひますのは、その後実際に

以上です。

○五島委員 もしそのようなことを実施しようとするれば、当然、当時大量に血漿のままで利用されていた分の中から第Ⅷ因子成分を除去したものの利用といふことが前提にならなかつたといふことがなかなかできないのでしようが、もしそのことが認められたとすれば、日赤内部としてはこの問題はもう少し進んだと考へてもいいのでございします。結局、血漿のまま当時大量に使われていたわけですが、その血漿の中から第Ⅷ因子を含んだ成分だけを除去した残りの利用が認められるといふことになれば、そうしたことはよりスムーズに進んだのでございしますか。

○徳永参考人 恐らくそれが大前提になるかと思ひますけれども、クリオの問題が最初に起こりましたときから、クリオでやるといふことと、片や、血漿からクリオを取つた血漿を脱クリオ血漿と申しますが、その認可を得て、そうすれば万事うまくいくといふのが当初の考へでございしました。それだけではありませぬけれども、増産が必要だつたわけとす。

ただ、脱クリオ血漿につきましては、部内に研究班をつくり、外部の先生方にお願ひしての治療といふものもいたしました。そうして、言つてみ

ればこれは成分製剤ですから、成分製剤の申請に今までやっておりましたようないわゆる一変という形で製造承認を出したわけですが、これは出しただけで歯牙にもかけられなかったというのが実態でございます。これでは通せないと却下されたといういきさつがございます。

以上です。

○五島委員 どうも参考人、大変ありがとうございます。まだ幾つかお聞きしたい点もございますが、本当にどうもありがとうございます。私、質問を終わります。

○和田委員長 枝野幸男君。

○枝野委員 きょうはありがとうございます。幾つか確認をさせていただきたいのですが、小委員会またはエイズ研究班の中でクリオの供給量については議論になったのですか、なっていないのですか。

○徳永参考人 クリオの供給量といえますのは、供給すべき量ということではなくて……（枝野委員「可能量です」と呼ぶ）可能量でございますね。可能量についての議論は、私、記憶がないのですが、当然あったと思います。

○枝野委員 供給可能量の話があったとすれば、そこで先生、当然、専門家の立場として、今ここで話したいだいていような、供給は可能であるというお話をしてはいただけないでしょうか、というお話は、研究班または小委員会でお話されているという理解でよろしいのでしょうか。

○徳永参考人 そこがはっきりしないと申し上げたのは、これだけつくれますよということより前に、これはこれしか使えませよという臨床家の方々のお話の方が先にあって、そうすると使えないものを非常に大量につくてもしょうがないという、言ってみれば堂々めくりみたいな話になったと記憶しております。

○枝野委員 ごめんなさい。その堂々めくりは何度もお伺いしているのですが、それにしても、やろうとすればできるのだという説明をされたのか、されていないのか。

要するに、これはこういうことなんです。安部先生にしても何にしても、例えばこの場合でも、二つの理由を挙げてクリオはだめだということをおっしゃっているのです。使い勝手が悪いとか副作用があるとかいう話と供給量が供給できないのだと両方挙げていらっしゃるのです。それで、その両方の議論をした結果、結論が出ているのか、それとも供給量の話になっていないのか、それはどちらなのかというところは物すごく大事なことです。どちらなんですか。供給量の問題でしたら先生御自身が当然何らかのお話をすべき話ですから、話をされたかどうかということなんです。

○徳永参考人 繰り返し申し上げますけれども、使えないという方が先に立ちまして、つまり、使えないけれども、赤十字ではこれだけつくれますよという話は笑いがちでございまして、使うという前提で初めて成り立つことですから、ですから、その、それでもこれだけつくれますよという言い方をしたかどうかについては、記憶がありませんが、それはしてないかもしれません。

○枝野委員 それでは、研究班とか小委員会とかというレベルではなくて、安部英先生からクリオはもううちよつとつくれませんかということをお聞かせたことはありますか。

○徳永参考人 聞かれたことはございません。

○枝野委員 ありがとうございます。安部先生は、この場で、クリオは足りなかったのを使いたくても使えなかったということを実は前回おっしゃっているの、全くこれは専門家である先生にお伺いをしていないというのは明らかにおかしいなと思います。

それから、そうしますと、供給量以前の問題として、研究班の中でクリオは使えないという議論があったそうでありまして、先ほどの質問で先生は、副作用とか効果という部分でというお話はされましたが、どんな副作用があるからクリオは使えないのだということが議論されたか、御記憶ございますか。

○徳永参考人 私、血友病の専門でございませ

のでうろ覚えですけども、主にアレルギー性の副作用があるということ、もう一つは、何か血液型によっては患者さんに溶血が起るというような副作用、これは血液型抗体が血漿が入っていますから、そういった意味での問題かなと思います。したのでそれけれども、それから、副作用と言えませんが、フィブリンが析出して注射器が詰まるとかいろいろなことで、これは赤十字にそういうことをやらせたくないという人ばかりではございませんので、血友病の専門家で親しい人なんかにも伺いますと、方針を言うと、やっぱり濃縮製剤の方が安心して使えるという言い方をされますものから、そこでこっちも引き下がったということはあるのです。逆に、患者さんに伺いますと、クリオを使ってみるとおっしゃる患者さんは幾らもいらっしやいました。

○枝野委員 専門外のところをお伺いするのはなになんですが、中立的な立場だと思いますので、えとお伺いするのですが、今挙げられたいわゆる副作用として問題になっていたものというのは、どの程度の重篤、重いものなんでしょうか。要するに、そういった副作用が出れば命にかかわるようなレベルの話だったのでしょうか。

○徳永参考人 これは私、存じません。

○枝野委員 では、そういったことの議論なしに副作用があると。要するに、片方は命にかかわるかもしれないということでエイズの問題を議論しているの、仮に副作用があったとしても、命にかかわるエイズよりは、例えば若干一時的に病気になることかということがあっても、その程度の副作用だったということがある、まあいわゆるリスクを比較するという問題になるのだと思うのですけれども、では、そういった話自体は、研究班ではその副作用の程度という問題は議論があったという記憶はないという理解でよろしいですか。

○徳永参考人 そういふふうを考えております。

○枝野委員 それからもう一つ、クリオがだめだということ、効果が十分じゃない、全部の症例には効かないということについてどんな議論が

あったか、どの程度効かないのか、どの程度の人に効かないのかということについてどんな議論がなされたかという御記憶を教えてくださいたいのですが。

○徳永参考人 何分、専門でございませんで、はつきりとした記憶はありませんが、要するに、端的に言えば、非常に軽症の血友病患者それからフォン・ウィレブランド病というふうなものにしか使えないという一人の御意見ではございませぬ。しかし、小委員会の中でさらにメンバーを選んで、報告するために調べた方々がいらっしやったはずで、その御報告を小委員会に聞いたのですけれども、そういう軽症の方を含めて、使える範囲が全体量の五割だというふうな結論でございました。

○枝野委員 これは、私は医者じゃありませんので、専門家に最終的には確認を、いろいろと調査していただくことになるでしょうが、どうも現実には、濃縮製剤は危険だということと病院ごと、要するにお医者さんごとクリオに切りかえて、そしてエイズの感染を免れているお医者さん、病院があるという結果を考えてみますと、クリオは五割にしか使えないというその報告といいますが、結論というのには事実誤認であったということかなと思うのですが、要するに、五割という結論に導いた、その報告をされた方、あるいはその議論をリードされた方はどなたですか。先生は専門家でないわけですからそれには対応できなかったわけですから、どなたがクリオではそんな五割ぐらしか対応できないという、どうも少くとも外から見る限りでは事実とはまるで違う話をされたのか、記憶を喚起していただきたいのです。

○徳永参考人 これは国会でございませうから、うそ偽りはない御返事を申し上げたいと思うのですが、非常に正確には覚えておりませんが、たしか二人というのは、迷惑がかかるというわけでもない、長尾君じゃなかったかなという気はしております。

○枝野委員 ありがとうございます。

それから、先ほど来ずっと話が出てきております供給量の話について、まず、先生がクリオの供給は可能であったという認識、これは赤十字社全体としてもほぼ同じ認識であったということはこれでよろしいのでしょうか。

○徳永参考人 これは全員の意見をもちろん聞いたわけではございませんけれども、赤十字社の底辺を流れる思想というのはそれであったと思います。

○枝野委員 もう一つ確認させていただきますと、少なくとも、そういったクリオの供給可能かどうかなどというのを含めた話を、具体的なことは先生は当事者じゃないから御存じないとしても、日赤本社と厚生省でそういったたいぐいのことを話をしていた、これも間違いございませんね。

○徳永参考人 本社と厚生省がクリオでいけるよという話し合いをしたかどうかについては確認しておりませんのです。

○枝野委員 クリオでいけるよという話になったかどうかは別として、要するに、クリオにするとかすれば供給量がどうなるか、あるいは濃縮製剤を国内血でやるとすればどうなるか、そのようなことに関する、結論がどうであったかは別として、議論をされたという話は聞いておりますか。

○徳永参考人 最初に申し上げましたように、直接折衝はしておりませんけれども、非公式に本社と厚生省と話し合いを持ったということは記録に書かれておりますので、それは当然そういう話し合いも含めてなされていったと思います。

○枝野委員 そうすると大変おかしな話が出てくるのです。

要するに、厚生省の方も、それから研究室もそうなんです、クリオに切りかえようとしても供給量が足りなかったのだ、やろうとしてもできなかったのだというのを最近になってもずっとおっしゃっているわけです。当時からそういう認識だったと、厚生省、役所サイドでですね。ということは、日赤はほぼ、先生がおっしゃっているよ

うな、供給しようと思えばできたというこの認識であった、そして、ある程度そういうことについて話の場はあったようだ。

すると、これは二つ考えられるのです。一つは、日赤の本社のサイドが厚生省に遠慮をして供給しようと思えばできるのですよという話についてはあえてしなかったのか、それとも、厚生省の方が日赤の意見を無視して自分たちの独断で走ったのか、どちらだと思われませんか。

○徳永参考人 これは私には判断できかねることですけれども、どちらかが強硬に反対をして話が壊れるといったような次元であったのかどうか、もつと下の、何といいますか、下相談みたいな形での議論の中でそういうことが出てきたのだらうというふうには考えております。

○枝野委員 最後に、では日赤の会社サイドとして厚生省とそうした話をされた方がどなたなのか御存じかどうか、もし御存じでないとなれば、どなたに聞けばそれが日赤を代表して厚生省とそうした話をしていたというところがわかるかどうか、教えていただけますか。

○徳永参考人 それは、日本の血液事業と申しますのは赤十字社がモノボリーと言われますが、それが責任者かということになります、基本的に社長なんですね、部長が責任を持って動くというところでございます。特に厚生省との話し合いとなると、課長クラスではないだろうと思えます。といって、社長、副社長が直接厚生省とそういう話し合いをすると思えない。そうすると、やはり当時の血液事業部長かなというところは考えられますけれども、確認はございません。

○枝野委員 どうもありがとうございます。

○和田委員長 岩佐恵美さん。

○岩佐委員 まず、参考人にお伺いしたいのですが、血液製剤によるエイズ伝播の可能性について参考人が知ったのはいつごろだったのでしょうか。

○徳永参考人 厚生省の研究室ができたのが

一九八三年でございすけれども、そのときには既に知識としては知っておったと思います。

○岩佐委員 本の中でこんなふうな紹介があるのですね。研究班の発足する三カ月前の三月下旬、WHOウィルス肝炎センター長の西岡氏から大封筒を受け取った、開封すると「AIDS」とタイトルのついた原稿のコピーが入っていた、そのコピーを読みながら、これはこっちにもいずれ響いてくるなと思ったというように参考人の話として書かれてるわけですから、こんなようなことがあったのでしょうか。

○徳永参考人 私自身のことについて、そういう記憶が具体的にははっきりしないのですが、ただ、西岡さんは、かなりエイズ問題の初期からこの問題に着目して、いろいろな本やマスメディアを通じての話もいろいろと書かれておまして、言ってみれば先覚者の一人であつたうと思ひますので、私がかんり親しくしておりましたし、その後、お願いして私どものセンターの副所長に来ていただいたいきさつもございすので、当然聞いておったと思います。

○岩佐委員 血液製剤小委員会の委員になつてはしいという話について、どなたからお話があったのか、また、それを引き受けられるときにどのような役割が求められていると考えられ、そして、どういふふうにしよという決意を持って臨まれたのか、その辺について伺いたいと思ひます。

○徳永参考人 だれに小委員会の委員になつたかと言われたかについて、はっきり覚えていないのですが、風間さんであつたのかなと思ひます。それと、どういふ決意で臨まれたかというお話でございすのですが、血液事業というのは私の専門でございすので、言ってみれば、血液事業でお役に立つことがあつたら万難を排してやらなくちゃいけないということと、その他の治療で従来の血液事業に取り入れるべきことがあつたら取り入れたいなという両方でございす。

○岩佐委員 小委員会が報告書が出されてるわけですから、この報告書を書くに当たって、

先ほど、風間委員長から二回ぐらい相談があつたという話があつたわけですから、どのようににかかわられたのかということと、それから、この報告書とは別に、参考人自身が研究報告書というものを書かれておられます。これは参考人御自身が書かれたものだというふうには思ひます。

○徳永参考人 風間さんとの話というのは非常にフランクな話でございすし、言ってみれば大学の先輩後輩でもありまして、大学にいるころから研究室に顔を出したような人なものですから、割と率直に、血液事業、知っていることは知つておられる、知らないことは知らないという程度で報告書の原案となる素材を提供したということではございす。

それからもう一つは……(岩佐委員「御自身の報告書」と呼ぶ)実は、報告書を書いておりました。というのは、これは裁判で問題になつたのですけれども、裁判で唐突として出されました、これはあなたの書いたものかと言われて、全く記憶がなかったのです。それで、中身を読みましたら、私しか書かないであらうということが確認いたしましたので、それじゃ書いたのかなという程度のことではございす。責任を認めておると思ひます。

○岩佐委員 この参考人の報告書の中で、「AIDSが血液製剤の輸注によって感染し得る可能性は、血液事業の関係者にとっては監視し得ない問題である。」冒頭、そう述べておられます。

委員会の中でこのような立場に立つて主張をされたのかどうか、どのような主張をされたのか、改めて伺いたいと思ひます。

○徳永参考人 血液を介してうつるというのは第Ⅷ因子以外全部の問題でございまして、第Ⅷ因子製剤については――当時、検査法はございせんでしたので、漠然と日本の血液の方が安全だろうという程度の認識だったわけですから、検査法が出ましたのはその二年後でございすから。そういう

ことも踏まえてできるだけ安全なものをつくりたいということ、Ⅷ因子以外に、血液事業全般に安全なものを出すには、やはり血液からうつるのだから何とか手を打たなくちゃいけないということ、いろいろなことは考えておりました。

○岩佐委員 同じ小委員の安田氏が、日赤の採血血液からの第Ⅷ因子の利用が全く顧みられないのは残念として、「国内自給にはクリオの利用に限らず、日赤の献血血液を原料とした濃縮第Ⅷ因子製剤の製造までを含め対策を立てるべき」と風間小委員長に意見具申をしておりますけれども、これができるんでした。この理由について、参考人はどうお考えでしょうか。

○徳永参考人 先ほど来申し上げましたけれども、当時、一九八三年から八五年ごろまでの状況というのは、血漿量がクリオでない限りは何ともならなかったという状況でございます。

当時の試算が、今考えるとちよつと私もおかしいなと思うのですけれども、当時のⅧ因子製剤、濃縮製剤の収率というのは一〇程度じゃなかったかと思うのです。物の本に二〇％とかいろいろなことが書かれておりますけれども、一〇％となりますと、血漿量にしてやはり百リッターを超え

る量が必要で、それには当時の状況では無理でございました。フェレーシス採血が認可になっておりませんでしたので、その後、五十万リッターを集めたというのは、フェレーシスの方法が認可になり、それから、国費の補助というか、国費でフェレーシスの機械を全国に五年にわたって配付したのです。一千台になりますか、それによって血漿の採取が大いに進んだということでございます。当時、ちよつと難しかったように思いますが、

○岩佐委員 最後にありますけれども、参考人が研究報告書で危惧をされたように、原料血漿のほとんどをアメリカからの輸入に頼る状況が血友病患者のHIV感染の悲惨な事態を招いたことは明らかだと思います。厚生省を初め血液の専門機関である日赤なども、国内献血で自給する体制をとるべきだった、強力にそういう方向で検討す

べきだったというふうに思います。

先ほど来話があるように、小委員会は最初から結論ありきで、なかなか、五％しか使えないという状況で、クリオについて耳もかきえないという状況だった。このような会議の持たれ方自身に大いに問題があると思っておりますけれども、この点について、一体どこにどういうふうな問題があったのか。それから、参考人自身が、そういう中でも私はもつと強力で主張すべきだった、やればやれたのだというふうに今思っておられるのかどうか。その点について伺いたいと思っております。

○徳永参考人 血液の自給という問題になるのですけれども、確かにおっしゃるやうに、第Ⅷ因子製剤についての製造体制というものはもつと早くとらなくちゃいけなかったのかもしれない。ただ、日本の分画製剤の事業というのは商業主義が優先いたしまして、殊にアルブミンその他で非常に膨大な量を使っている。これは需要を生み出したわけでございます。そうすると、そういうものを含めて全部をカバーするという議論にはなかなかなりにくいのです。

ただ、アルブミンを使われる患者さんと血友病の患者さんとは全く違いますので、血友病の方は第Ⅷ因子しかないわけですから、その意味ではクリオがあるよというだけでは済まなかったかもしれません。早く濃縮製剤までいかなくちやいけなかったのかもしれませんけれども、これは赤十字の實力でございまして、当初はもつと細々とした事業だったのがだんだんと大きくなったということとございまして、とても分画製剤でそこまできく能力がなかったということです。

○岩佐委員 終わります。

○和田委員長 土肥隆一君。

○土肥委員 土肥隆一でございます。

今、徳永参考人のお話を聞いております。やはり、一九八三年の六月にエイズ研究班が構成される、そして二年間そのまま放置されて、やっと加熱製剤の認可がおりる、その間に、五千人の患者さんのうち二千人がエイズに感染したという極

めて重大な問題の中で、エイズ研究班がどんな動きをしたのかということが、私、つかめないわけですが。

五回開かれたと。そして今おっしゃるのでは、招集者もはつきりしない。多分風間先生だっただろうと徳永先生はおっしゃる。それから、第一回の会議で厚生省もはつきりとした研究班はこういう目的でつくったのですというの何かないうような、漠然と出発して五回で漠然と終わった、そういう御印象ですか。

○徳永参考人 印象が正確であつたかどうかかわりませんが、多分そういうことではなかったかなと感じております。

○土肥委員 大変困る話でありまして、どうしてそんな性質の研究班を厚生省はつくらせたのか。そして、その研究班の目的意識もはつきりしなかった。

郡司さんの、余りはつきりおっしゃらないけれども、郡司さんがエイズ研究班をつくらうと決意したときには、どうも非加熱製剤、濃縮製剤が危ない、それには緊急にトラベール社の加熱製剤を輸入するかクリオに転換するか二つしか方法はない、こういうふうな、この二つしか選択肢がないわけでありまして、それがエイズ研究班の中に十分伝わったのかどうか、その辺はどうですか。

○徳永参考人 少なくとも、加熱製剤を輸入するというような話を聞いた記憶が余りございません。

○土肥委員 そうなりますと、一体このエイズ研究班というのは何のためにつくられたのかということでもあります。

先ほど徳永先生の話を聞きますと、例えば西岡さんなどは、かなり早くからエイズウイルスが血液製剤に混入しているのじゃないかということを知っていた。このエイズ研究班の会の運営、ことやとり、そこから出てくるいろいろな問題解決への道というのは具体的に着実に一回から五回まで進んでいったのか、それとも、巷間言われておりますやうに、安部班長が独演会のようにしてこれを仕切って、ほかの研究班の皆さんはそれに反

論ができなかったのか、そういう性格の委員会だったのかどうか、その辺の御感想をお聞かせください。

○徳永参考人 独演会であつたという話は私も新聞で承知いたしておりますけれども、私自身は独演会というほどの感じは持っておりませんでした。ただ、かなり発言が多かつたことは事実でございまして、ほかの方も随時かなり激しい発言をしておられたように記憶しております。

○土肥委員 そうしますと、緊急輸入も、あるいはクリオ製剤への転換もほとんどエイズ研究班のいわば中心課題にはならなかった、こう理解していいでしょうか。

○徳永参考人 中心課題は幾つかございました。しょうけれども、クリオのことについては本委員会での議論がございました。ただ、本委員会では大きな時間を占めたのは、患者の認定の問題と、それから診断基準の問題なんかがございます。クリオに切りかえるべき云々という話もかなりの議論がなされました。そのほかの、治療のことその他についての記憶はございません。

○土肥委員 ですから、クリオの話は出たけれども、ここは緊急事態だ、とにかくクリオで切り抜けるしかないというような議論はなかったのですか。

○徳永参考人 クリオでなければならぬという筋での議論になったわけですが、ただ、全体としてそれはアブルーアされてはいなかったということとでございます。

○土肥委員 それは、その当時の血友病の専門家の集団であるエイズ研究班の班員、あるいはその当時の学問的なレベル、あるいは日赤のアロバイダーとしての、要するに供給側としての問題点などなどあるかと思いますが、何が一番クリオでなきゃならないということにならなかったのかについてお述べください。

○徳永参考人 結論がクリオにならなかったというところについての原因でございしますが、これは、

否定された記憶はありますけれども、なぜということになりますと、どうも記憶ははっきりしておりません、申しわけありませんが。

○土肥委員 ですから、エイズ研究班を構成して、そこに何のために研究班をつくったかということの目的意識がはっきりしていないわけですね、結局は。

そして、徳永さんは供給者側ですから、クリオでいこうとなれば、できます、こうおっしゃっているはずですね。けれども、それは、徳永さんの立場からは血友病の専門家でないから物が言えなかったということを考えても、厚生省がこのエイズ研究班をつくったときの当初の目的である緊急輸入かクリオかという、もうその二つしかないというふうな切迫感が全くなかったというふうな一週言って、先生の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○徳永参考人 クリオについての議論はございましてけれども、少なくともクリオが緊急輸入かという二者択一の問題になったような記憶はございません。

○土肥委員 ありがとうございます。終わります。

○和田委員長 以上をもちまして徳永参考人に対する質疑は終了いたしました。

徳永参考人には、御多用中のところ、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時二分開議

○和田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。厚生関係の基本施策に関する件、特にエイズ問題について、午前につき続き質疑を行います。

塩川参考人に御出席いただいております。

塩川参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席い

ただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

議事の進め方といたしましては、初めに委員会を代表して委員長から総括的に御尋ねし、次いで委員の質疑にお答えをいただきます。また、委員長の許可を得ることになっております。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。

まず、委員長から塩川参考人にお尋ねいたします。

いわゆる帝京大症例についてお尋ねいたします。

エイズ研究班による検討の際には、参考人と安部班長等との間に意見の相違があったと言われておりますが、参考人の考え方は研究班会議の第一回から最終回まで変わりはありませんでしたか、簡潔にお答えください。

○塩川参考人 お答えいたします。

それに先立ちまして、最初に、エイズで亡くなりになった患者さんたちに対しましては、心よりお悔やみ申し上げます。また、現在不幸にして感染し、闘病生活を送っておられる患者さんたちに対しても心よりお見舞い申し上げます。

また、研究班の班員の一人として、多数の患者さんが感染されたという状況に対しまして、至らなかつた点については心からおわび申し上げます。

それでは、御答弁申し上げます。

いわゆる帝京大症例につきまして、研究班におきまして討議が重ねられたわけでございますけれども、私はまず、この症例につきましてエイズではないかということ聞きまして、これは大変なことになったというふうな思つた次第でございます。そして、これについて、詳しい症例を見せていただきますところが、いろいろ私たちの知らないことも出てまいりまして、それについていろいろ皆さんとともに討議に参加したわけでございます。

す。そして、この点につきましては、安部班長は非常に強くこれをエイズの症例と言っておられまして、いろいろな御意見が重ねられて、そうして結論に達したわけでございます。

私としてはやはり、日本に既にこのエイズの病

気が入っている、そういうことにつきまして非常に危惧をしております。これはもう初めから終りまで一貫してそういう考えでまいりましたわけ、特別、間でいろいろ意見が変わるということとはございません。

○和田委員長 参考人は、エイズ研究班の解散後、厚生省のエイズ調査検討委員会の委員長に就任され、帝京大症例を国内第二号のエイズ症例として認定されました。

本件については、もっと早い時期に第一号のエイズ症例として認定すべきではなかつたかという意見がありますが、どう思われますか、簡潔に御説明ください。

○塩川参考人 この件につきましては、私は、いろいろな点から非常な努力をいたしたつもりでございます。しかし、それにもかかわらず、結果としてはどうも認定が遅くなつたということになりました。このことに対してはまことに残念だというふうに思っております。

後ほど御質問がありましたら、その経過を詳しく御説明しまして、これについて皆さんの御批判を仰ぎたいというふうに思っております。

以上です。

○和田委員長 以上をもちまして、私からお尋ねすることは終わりました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木村義雄君。

○木村委員 自由民主党の木村義雄でございます。塩川先生におかれましては、お忙しい中、ありがとうございます。また、本日は御機嫌までお越してございまして、大変感謝をいたしております。

日本のエイズ問題の第一人者でもあられます、国内エイズ患者の第一号の発表、エイズサーベイランス委員会の委員長、そして一九九四年、国際エ

イズ会議の組織委員長として御活躍された先生にお越しをいただいて大変感謝をしておるわけであります。

実はきょう、先生が書かれた「セコイアの並木道」という本を持ってまいりました。この中で、

後天性免疫不全症候群であるが、本誌の次号が出るまでには判然とするのかもしれないが、この病気はすでに日本に入っているのだから、か。もし、この病気が感染症であれば、現在地球は狭くなっているの、すでに日本に入っているかもしれない。もしまだ入っていないとすればその理由は……。答えが待たれる。

と書いております。答えは、これはもう先生に答えを出していただかなければいけないかもしれませんが、この「後註」で、

一九八三年の夏といえば、厚生省がエイズの研究班をつくり、私も班員として参加したときである。したがってこの記事は、日本のエイズの歴史の第一ページといえる。

こう書いてございます。

後の方に、これがいわゆる昭和六十年の三月十二日、また先生の本でございましてけれども、本日(昭和六〇年三月二二日)、厚生省AIDS調査検討委員会は、日本ではじめてエイズ患者を認定し、発表された。

今後、続々と患者が増えてくるとは思われないが、ついにこの恐るべき疾患が、日本にも上陸したことは注目値する。

先生はこのように述べておられるわけでありま

す。まず、先ほど先生は帝京大症例のことについてお話がありましたけれども、私は、順天堂大学が出してきました、今本に書いてありましたが、昭和六十年三月二十二日のいわゆる日本での第一号患者、この方について御質問させていただきます。

それで、参考人が委員長を務めておられましたエイズ調査検討委員会で、三月二十二日に、順天堂大学で診察をした同性愛者をエイズ国内第一号患者として認定した。が、この患者さんは、最近、

のことを考えても、これは先生がおっしゃっているその「診断の手引き」に則したということは、これは言えないんじゃないかと思えます。

○塩川参考人 まず一番先に、忘れないうちに訂正しておきますけれども、易疲労感というのは、疲労しやすいということでも、易疲労感というのはいさ意味でなくて、しかし、確かに御指摘のように、この手紙には何か軽いというようなことも書いてございませうけれども、私たちは調査票というもので診断をしておりますので、調査票には著しい疲労感というふうに書いてありますから、それで診断をしたということを申し上げるわけでございませう。

それから、抗体検査につきましては、今のこの「診断の手引き」には、数回その検査を繰り返すということでは望ましいわけですが、この患者さんについては、どうもそこところは私はわかりません。確かめなければいけませんけれども、当時は、非常にこの検査が困難な、また、日にちが非常にかかる状況だったということもあったんじゃないかと思っております。

以上です。

○木村委員 いや、その話を聞いていたら、これは納得できませんね。ほら、笑っている先生方だっておられます。それで納得しろと言ったって、これは先生、そのような話だと、またもう一回ぐらい来ていただくようなことにならざるを得ないということになります。

それから、実際にその辺の議論は三月の一日、三月の八日、三月の二十二日と、こういうことで議論されているはずなんですな。ところが、この議論の経過を示す資料が見当たらない。不足している。それで私は、厚生省を通じて先生にこの辺の資料をぜひお持ちいただきたい、こう申し上げたのでございますが、いかがですか。

○塩川参考人 当時の資料につきましては、私のところには、手元にはございません。しかし、この診断につきましては、先ほど申しましたように、小委員会というものを開催いたしましたして、そして

反復して検討した、そしてこの「診断の手引き」によつてこれでいいということになったわけでございます。

○木村委員 これは九四年の八月三日にある新聞に出た、「もうすぐ国際エイズ会議です」という記事であります。この中で先生が、第一号患者のことについてのお話があるんですね。「米国から一時帰国して、訪ねてきた男性だった。あの時の症状は、まだ軽かったけれど、今はどうしているか……」先生はこう言っているんですね。

それで、先ほどの話で、もう外国に行った人は知らない。これはまたおかしな話でございまして、なぜそんなわずかな短期間しか滞在していなかった人をあわてて第一号に認定したか。帝京大の方は、安部先生がずっと診察をしていた、ある意味で患者さんですよ。これは患者さんというよりか、どちらかというと一見の客みたいな感じでございます。これは松本医師のところへ来られたというのですけれども、どういふような経緯があつて松本先生のところへ来られたのでしょうか。

それから、こういう患者が来ているという事前の相談あるいは何か発表しよう、これにエイズの調査票を出そう、そういう相談が先生と松本医師の間であつたのですか。

それから、先生本人がこのいわゆる第一号患者を診断されたか。また、診断されなかったとしたら、先生はこういう第一号患者、実際にされたのはいつですか。その辺のことをちょっと。

○塩川参考人 お答えいたします。

今のお話によりまして、帝京大学の症例は非常に重かった、しかし、この順天堂大の症例は軽かったという御指摘でございませうけれども、帝京大学の症例は、これは患者さんが死亡した後で、しかも解剖して、そしていろいろな所見を書いたわけでございます。死亡した患者さんです、それからさらに当時の記録を読みますと、肝硬変症とかあるいはそのほかのいろいろな血液の輸血に伴う、例えば肝炎のウイルスの感染があるとか、

そういうようないろいろな症状を伴つてきていて、それがここに記載されているわけでございますから、そういう点で、こちらは生きているわけですから、亡くなった方よりは軽いということになると思えます。

それからあと、一見の患者。一見という言葉は私ばかりでございませう。先生はなれていらっしゃるのだらうと思ひますけれども、一回来た。一回でなくて何回か診察したと聞いておりますけれども、このときのエイズ調査検討委員会というものは、日本で、医療機関で、協力医療機関というところは、日本では報告をするということになっております。ですから、外国から来ても、この診察をしてエイズと診断すれば、これは報告しなければいけません。

それから同時に、じゃ、なぜそういうことになったかといふと、これは、日本に一時的に來ていても、その患者さんはほかの人に感染させる機会はあるわけでございます。ですから、予防衛生上、公衆予防上こういう方も全部報告をする、そういう規定でなつていたのでございませう。ですから、その点は今お話ししたとおりでございます。

それから、この患者さんがどうして来たかというところでございませうけれども、私たちのおります順天堂病院でも、一日に三千人から四千人の患者さんが参ります。そして、こういう患者さんが診療を求めてまいりますので、そこで診療をいたすわけですが、こういう患者さんがどういふ経緯でここに来たかといふことを調べたり聞いたりすることはございませうし、これは非常に個人のプライバシーにもかかわることでございますからいたさないわけですが、この症例につきましては、いろいろ疑問を持てている方が多いというところで、私は調べてみました。

患者、これはA氏としてございませうが、順天堂医院受診の経緯。A氏は、海外、主としてヨーロッパ、米国で仕事に十数年間従事していた日本人男性であつた。この方は何回も日本に來ておられます。そして、このA氏が、交際し性的パートナーでもあつた友人、外国人がエイズで死亡したことを知り、A氏自身がまた発熱、倦怠、下痢、リンパ節の腫脹、体重減少などの体調の変化に気づいたところから、ひそかにみずからエイズではないかと考えるようになった。そして、海外の病院で一般的な検査を受けたが、この当時はまだアメリカでもそんなにエイズの検査は広く行われていなかったものでございませう。余りはっきりしたお返事はなかったわけでございます。

そして、一九八四年の十二月に日本に來たときに、このときに日本人の友人B、この方は女性でございまして、これはもう前からこのA氏と友人として交際していたそうでございます。そして、この人にこういうことを打ち明けて相談したそうです。この際、日本で医師に相談して検査を受けようと思ひましたのですが、具体的にどの病院で診察を受ければいいのかということがわからなかった。たまたまその友人の知り合いに科学に詳しい友人がおりまして、その人にそれとなく相談しましたところ、何かどうも順天堂大学にエイズに詳しい医師がいるんじゃないかということを知りたわけでございます。

そして、一九八五年一月、順天堂大学に電話し、結果的にC医師、先ほどお弟子と言われましたけれども、と連絡することができたというところでございませう。そして、アポイントをとつて順天堂大学に來たというところでございませう。

私の調べたところでは、ですから、友人二人を通して來たというところで、ここまではよく調べたわけでございます。

○木村委員 先生、診断されたのですか。

○塩川参考人 それから、会つたかどうかということですが、私は、その前の年の三月に順天堂大学を退職しております。全く順天堂大学には診療するということにはなかつたのですけれども、この受け持ちの医師が非常に心配しまして、

心配しましてというのは、どうもエイズの患者さんを診断したけれども、これをどうしたらいいか、しかし、お国の方からは診察したらすぐ報告をしなければいけないということを言われているということで、私に相談がございました。

それで、私は、ちよつと会つてくれと言うので病院に呼ばれて、その患者さんと会つてお話ししました。非常に疲れた状況の患者さんだったというぐらいいし覚えておりませんけれども、お話をし、特別、診察もしないで帰ってきた次第でございます。その点で接触をしたということでございます。

以上です。

○木村委員 まず、今のお答えの中で、死亡した患者の方が生きている患者よりも重い、こういう話だから、当たり前だと。

これはまさしく、片一方は、これはもう先生が後で五月にエイズと認定しているのだからエイズだったのだでしょう。これはもうお認めになるわけですね。今私どもが問題にしなければいけないのは、果たして先生が認定された第一号患者、これが患者だったのか。

そう言いますと、先生の先ほどのお答えではこれは到底納得できませんよ。先生方がつくった診断基準に合わないのですから。日和見感染症もない。また、検査の仕方、先生が特に注意されているところが、回数が一回しかやっていない。そういうことであります。

それと、先ほどその患者の話が出ましたけれども、海外の病院でも十分でないからわからなかったのだ、こう言つておりますけれども、この患者は、フランス、ニューヨークあるいはカリフォルニアで直前まで病院に診てもらつて、しかも、治療を要しない、こういうふうにならなければ、こういうことに先生の話となるのかもしれませんけれども、今の先生の御証言ではとても、順天堂の第一号患者はエイズだといって認定された、これはどうも間違つてゐるのじゃないか、そう私は

思います。先生、もう一度。

○塩川参考人 今、非常に厳しい御指摘でございますけれども、当時の「診断の手引き」、先ほどお話ししましたように一般症状と臓器症状がある、そして、それを参考にして診断をするということとでこの症例が診断されたわけでございます。抗体陽性で症状が出ている、しかし、これはエイズでないというふうな結論に達することは私たちがなかつたというふうな思つておりますので、その点ひとつ、当時の状況とそれから検査の状況で御了承いただきたいと思ひます。

それから、アメリカのお話ですけれども、これは、アメリカでどういう病院に行つて、どういうことをして、どう言われたかということ、特別、そういうことを調べる目的で聞いたものではありませんが、断片的なお話になりますけれども、当時、これは昭和五十九年の状況で、外国、特にアメリカは非常に進歩していると言つておりますけれども、十分な検査ができないような病院がまだたくさんあつたというふうな聞いております。しかも、日本人ですから、この人はやはり日本に帰つてきちゃんと診断し、治療してもらいたいということとで来たと思ひます。

なお、今、治療はどうだということを言われましてけれども、当時はアメリカでも日本でも、治療方法は、治療薬はなかつたわけでございます。ですから、同じような状況だったというふうに思つております。

以上です。

○木村委員 先生先ほど、今の診断基準では順天堂の一号患者はエイズでなかつた、こうおっしゃいましたよね。

○塩川参考人 先ほどお話ししましたのは、そうではなくて、現在の診断の基準でこの患者はエイズでなかつたというところがいろいろなものに出ておりますけれども、実際は当時の診断基準で診断するのが当然のことなんですけれども、しかし、私がその病歴を読んでみましたら、やせる、それから下痢があるというふうなことで、当時はそういう

う病名がなかつたのですけれども、現在は消耗性症候群という名前で、これがその「診断の手引き」の中に採用されております。実際、私たち、エイズの患者さんを診断しましても、この消耗性症候群による患者さんというのが初期の症状でございます。

この方は、そういう症状があつたということで、今の診断基準でも恐らく該当するのじゃないか。しかし、これはもう少しその当時の検査が十分でありませんので断言するわけではありせんけれども、ただ、当時の診断基準ではなつても現在の診断基準ではこれはエイズじゃないというような議論が行われておりますので、一言申し上げさせていただきます。

○木村委員 それほどまでこの順天堂大の症例を言うのでしたら、当然、もう帝京大の症例はとくにエイズに認定してよかつたではないですか。

○塩川参考人 これはちよつと話が長くなるので申しわけないですけれども、そういう御質問ですからお答えさせていただきます。昭和五十九年の九月にエイズ調査検討委員会というものが設置されました。そして、これは厚生省で設置したわけですが、日本全国の医療機関、そのときには六百の医療機関であつたのですが、それが協力機関ということになりまして、そこで患者を診察したときには直ちに厚生省に報告するということになつたわけでございます。

そのときは、この報告の方式というのは、主治医が診断をする、そしてその病院から都道府県に報告する。都道府県が今度は厚生省に報告する。厚生省はエイズ調査検討委員会にかけまして、これを調査検討して、そして政府に、厚生省に報告し、また一般にも公表するという方式でございます。ですから、このときはもう全く新しい方式で認定をするということになつたわけでございます。

私たちは、帝京大学がそのときに協力機関に入つておられました、この趣旨はよく御理解いただいているというふうに思ひまして、そして当然

もちろんそのときは、ですから、血友病患者さんでもどういう原因であつても報告すればすぐこれは発表する、それを途中で曲げるといふようなことは、都道府県を通し、また主治医から来ておりますのでそういうことはできない、もうここで、もしそういう血友病のエイズ患者さんが報告されればすぐ認定するという体制になつていたわけですよ。

ところが、理由はわかりません。これから事実だけ申し上げますけれども、その後、私たちは、やはり血友病の患者さんの中にエイズの患者さんがいるのだから、そういうものがあれば早く報告していただきたいと思ひ続けたいわけですが、報告がございせん。そして、その間に四例の患者さんが報告されているわけです。

この四例というのは、細かいことは申し上げませんけれども、そこで、小委員会を調べましたけれども、どうもエイズに該当しなかつたわけでございます。そして第五例、ちよつとこれは六十年二月ですけれども、そのときにこの第五例の同性愛の方が報告されたわけでございます。そして、これはどうも本当のエイズらしいということになりましたが、もちろん、そのときに私たちは、帝京大学の症例はどうだろうかということがすぐ頭に浮かんだわけでございます。しかし、まだ帝京大学からは報告がございせん。厚生省を通して、ぜひ報告をしてもらいたいということをお願いしたわけでございます。

それで、発表したのが三月二十二日でございますけれども、どうしても三月二十二日には報告が間に合いませんでした。そのときに、私は記者発表でも、日本にはこういう血友病の方でエイズの感染者の方がたくさんいるのだからということも申し上げたのです。そして、その二十二日の発表の五日後、三月二十七日に帝京大学から調査票が届いたわけでございます。

この症例がもつと早く、例えばエイズ調査検討委員会が始まつてサーベイランス制度が始まつた昨年の九月に報告されたら、当然これは報告され

ていたのだろう。この報告が、理由はわかりませんけれども、おくれたためにこういうことになって、そして今のような厳しい御質問をいただくようなことになって、これは私として本当に残念に思っていることとございます。

当時もう既に、当然、同性愛の方を先に報告すれば問題があるということは私はよくわかっていて、それだけの努力をし、そして厚生省にもお願いし、そして帝京大学もこれに同意していたのですけれども、間に合わなかったという次第でございます。

○木村委員 それは先生、おかしいですよ。そもそも、例えば帝京大のスタートは五十八年ですよ。五十八年の二回、三回、四回の会合がありました。特に一回目と二回目が、先ほどの委員長の質問でも、先生が交わられたという話ですね。二回で一応帝京大症例が否定された。しかし、その後、三回と四回の間にはスピラさんの話、恐らくそれは出ていたのじゃないですか。それからギョロさんの話、先生は御存じじゃないですか。すると、先生は知っていたけれども、帝京大から報告がなかったからやむを得ず自分の方を一番にした、こういうことなんですか。

○塩川参考人 ただいまお話ししましたような経緯で、この第一例というのがどうも残念ながら同性愛の症例になったわけでございますが、帝京大学の症例の方にちよつと話を戻しますと、これはもう既にいろいろなところで十分お話が出ているとおりでございますけれども、決してこの帝京大学の症例はエイズでないということは言われていないわけでございます。

要するに、昭和五十八年の六月という段階では、先ほどもお話ししましたように、エイズという病気の原因もわからない、そして診断方法、特に抗体の測定なんかは行われていない、ただ臨床症状というだけの状況、そしてまた診断基準も十分検討されていないという状況で皆さんいろいろ議論をされた、これは医学的な議論であつたわけですから、幾つかの疑問が出されたわけ

でございます。

それで、検討は一回終わったわけですから、その後八月に、先ほどお話ししましたように、スピラ博士という方が参りました。そこで検討されたわけですから、このスピラ博士が来たとき、私が出席してこのスピラ博士の発言に対して非常に反対をしたという証言がされております。しかし、私はどうしても出たという覚えがないのでよく調べてみました。田中眞紀子議員がたしか八月二十九日というところを調べましたら、実は八月二十七日から九月十日まで中国に、ちょうどアメリカ人の医師団に招かれてまして講演に行っているわけでございます。そして、これは私が家人と一緒に参りましたので、そのパスポートにも出国、入国というスタンプが八月二十七日それから九月十日というところで載っております。また、私のメモ帳を調べましたら、ちよつとその八月二十九日には万里の長城と書いてございます。ですから、万里の長城からスピラ博士に会うということとは実際不可能だつたわけでございます。

ですから、この件につきましては、私は出席しておりませんけれども、出席して私がスピラ博士にいろいろ反論したというような推測に基づく証言がなされて、この国会の皆さんが一生懸命になってエイズの真相について究明しておられるところにそういう不確かな話をされるということがあつたということは、私は、まことに残念だと思っております。このエイズの真相究明のためには正しい情報に基づいた正しいお話をしていただきたいというふうに思っているわけでございます。

それで、ちよつとついでに一言申し上げますけれども、その後、次の十月の委員会に、班長がスピラ博士と検討したという報告をされていたそうでございます。私はどうもこの報告をよく覚えておりませんけれども、八月にスピラ博士と会いまして、そして、いろいろ議論を班長及び班員の何人かが関わったそうでございますから、恐らく私たちが

前の場合にいろいろ疑問に思つた点を説明していただけたのだと思います。

そうしますと、その研究班の会議で、こういう理由であつた方の言っていることは間違ひだ、あるいはこういう事実がわかつたところから言つていただいて、そしてもう一回認定するということになれば、これで私も特別反対するようなことがなかつたと思ひます。これでこの認定問題は解決したわけでございます。どういう理由でその決したわけでございます。そういうことはどうしようというふうにならなかつたということはどうしても私は覚えておりませんけれども、そういう意味で、この帝京大学の症例の認定ということはいろいろな経過がありまして、そして、だんだんおくれしてしまつた。まことにこれは残念だと思つておる次第でございます。

○木村委員 いや、スピラさんにも、報告はやはり聞いたのじゃないですかね。報告は聞いていた、しかし、どんでんおくらせていった、それはもうお認めになつた。やはりこれは重大な問題ですよ。認めないにしても、おくらせたということとは、確かに二年後に認めただけですけども、これはおかしいな、何かそこで私どもが腑に落ちないことがあるのではないかな、そう思えてならないわけがあります。

これは先生が二年ほど前に出版された「軍医のビルマ日記」という本ですね。ここにおもしろいことが書いてあるのです。ちよつと読ませていただきます。

これは先生がビルマに行つておられたとき、ある日、一人の兵隊が発熱を訴えて医務室に來た。ふとその顔を見ると、頬にきびのようないかと思ひついで聞いてみると、先日街の床屋に行つたという。すぐその床屋へ行つて調べると、床屋の主人の顔にも発疹があり、果たして痘瘡の患者であつた。伝染病を早期に発見したと手柄を立てたつもりで連隊の副官に意気揚々と報告したら、ひどく怒られた。

伝染病を出したら連隊の恥であるのみならず、連隊長の責任問題になる、というのである。そこで、大々的に防疫体制をとうとした私の考えは一べんにつぶされた。その後さらに二人の患者が出た。患者はすべて隣の野戦病院に隔離した。こうして、医学部卒業したの私が発見した痘瘡は、手柄になるところか、遂に明るみに出ず解決した。そして私も、はじめて世のなかのむずかしさを知つた次第である。

何かこれは非常に今の状況によく似ている。先生ここに書いてあるように、あの軍隊でこういうのがたまたま達された、たまたま達されて、何かやばりここで大々的な問題になるのはまずいというお考えが、この第一号の帝京大症例をすすると延ばしていった最大の理由に私はなつておるよう思ひます。

そしてもう一つは、第一号症例を出すということとは、これは私、後から聞いたのですけれども、非常に名譽なことである。最初に話しました、先生はエイズの第一号患者の発見者だ、こういううぐあいに出席するわけがあります。順天堂大と帝京大という大学間の先陣争い、こういう話も今言われているわけでありました。しかし、結果としてこのたのしみもありませんけれども、私はどうも、この最初の方の周りの状況を見たら、やはりこれは、ここで早々と第一号患者を認定するのはさつきのような先生の自心が働いたのか、こう思えてならないわけがあります。

その中で考えるときに、要するに、言つてみれば先生方の研究会あるいは国の審議会というのはいろいろな問題を抱えているわけですね。それで、どうしても役所というのはその役所の意向に沿つた、そのレールに乗つてくれる人をそういう委員に選びたい。

その中で、これは七月の十一日の「AIDSに関する血液製剤の取扱ひについて」の話でありますけれども、第一号の患者発生が報告されると感情的なレベルまでなつてくる、よつて「研究班は、AIDSの疾患概念の明確化と診断基準の確立を急務とし、患者の断定、公表は慎重に行う。」

つまり、こういうことですか、診断基準の確立と疾患概念の明確化を先にして患者の公表は慎重にしろ。慎重にしろということとは、役所用語で、するなということなんですか。これに先生が沿ったとは思えませんが、いかがですか。

○塩川参考人 私の本を読んでいたんで、細かいことを御指摘いただいてありがとうございます。

この第一号の判定につきましては、これは、私はいわゆる安部研究班の一員でございまして、そして、この研究班の議事はこれは班長がおやりになつておられるわけでございまして、その中で私は御協力をしていたということでございまして。その中で、私が明らかにこの症例の認定を反対するというようなことは一回もなかったわけでございまして、実は、もつとこの判定につきましても何回も議論すべきだったんじゃないか、今そういうふうな思っているわけですが、これはもう過去のことでございまして、何ともしよることはございせん。

まことにそういう点で残念でございすけれども、私は、特別その間にお役所からそういうことを言われる、あるいは何かサジェストをされるということは一切ございせん。これは、研究班の一員として全力を挙げて、そして、いろいろな御質問に自分の学問の点から答えていたということを重ねて申し上げて、そういう今のような疑問は持たないでいただきたいというふうに思ひます。

それから、軍隊のときの感染症の問題を取り上げて、痘その問題を取り上げていたんでありましたがたかたかですけれども、それだからこそ、こういう新しい病気、感染症が出たら一刻も早く対策を講じなければいけない、そして、その広がるのを防がなければいけないということを特に私は自分の戦地の経験から思ったわけでございす。そういう線に沿って努力してきたわけですから、今言ったようないろいろなことがありまして残念ながらおくれたしまった、本当にこれは私は悔やんでいる次第でございす。

それからなお、この第一号の争いというようなことがおもしろおかしく書いてございすけれども、私は、学者としていろいろな研究をし、そしてそれを発表し、そして世の中に貢献しております。何も特別、第一号の患者を診たらそれが手柄になるというふうなことはございせんし、帝京大学の症例は、一番初めに、昭和五十八年の六月にそういうことが出されておりますから、これはもういつ認定されたって、これは第一号、第二号と何番号をつけてどうということはありませんけれども、早く診断されたというなら当然そういうこととすし、私は、そういうことに對して何も二つ三つが第一号だ、第二号だなんていうようなことはございせん。

そういうことについて非常にいろいろおもしろおかしく書かれてはいますけれども、私は、学者として自分の精神で、しっかりと精神で、そして少しも外力あるいは外圧に曲げない、曲げられないという人生を送つてきておられますので、そういういろいろな御推察の言葉はひとつお返ししたいというふうな思つておられるわけでございす。

○木村委員 時間がなくなつたので終わりますけれども、おくれたしまったということではまだ救いの道はあるかもしれないけれども、どうか、これがおくらせてしまったということでないようにお願ひをしたい。そして、このおくれたしまったというところが大変な悲劇的な結果を招いたということ、それは何か一言、先生の口からあつてはしかなかったな、こう思えてならなかったわけでありす。

以上で終わります。

○和田委員長 鴨下一郎君。

○鴨下委員 塩川先生、御苦勞さまでございす。今、木村委員からの質問の中で、安部さんのエイズ研究班の中でいわゆる帝京大症例が議論されたわけですが、その第一回目のときに、先生は、エイズの可能性があれば公表してしかるべき対応をとるべきだという御意見を述べたというふうなことがございす報道等に、それ

から各参考人の意見の中にもございすしたけれども、それは、先生はそのときはそういうふうな御認識があつたということは事実ですか。

○塩川参考人 今御指摘があつたとおりでございす。

私は、もうこれは一貫した考えでございまして、こういう重大な病気というものは、その病気がもし見つかればできるだけ早く発表して、そして広くこれを知らせ、そして対策を進めなければいけないという考えで一貫してきております。

ですから、先ほど十分申し上げなかったわけですが、私も、この安部研究班の中で毎回、ひとつ早くこういう病気を発見して診断しなければいけない。ただ、安部研究班の初めのときには、余り診断の方法などが十分明確化されていなかったことであるという議論があつて、これはエイズに非常に近いけれども認定できないということで終つたわけではございすから、早くしっかりと診断基準をつくり、そして、しっかりと調査票をつくらせて、日本全国にこういうことを知らせて医療機関から報告を求めたいというように、このことを再三申し上げまして、私の申し上げたことはもちろん国の政策に非常に一致しているというところで、エイズの調査検討委員会というのができたわけではございす。そして、それが現在エイズサーベイランス委員会として残つておりまして、私はこれが日本のエイズ対策に大変役に立っているんじゃないかと実は思つておられるわけではございすから、今御質問がありましたように、私は、この考えは一貫して持つておられる考えでございす。

以上です。

○鴨下委員 そういう認識でエイズ研究班の一員として御活躍なすつたわけですが、そのときに、第二回目あたりから先生が、この帝京大症例に関しては、疑わしいけれどもエイズでないのではないかというふうなことで、順天堂大学の病理の先生とも一度、言つてみれば再鑑定といひますか、確定診断がつかないということで病理検

査を含めて御検討なさつたというふうなようなんですが、そのときに、これはエイズじゃなかったのだから根拠はどういうところに先生はお考えになつたのですか。

○塩川参考人 ただいま御質問の件でございすけれども、実は私たち、その委員会の中でいろいろ話しておりましたが、どうももう少し、もう一回別のところで見てもうたらいのじやないかと、いう話がたしか出たわけではございす。そして私は、じゃ、やってみようということで、大学の病理の先生に、もう一回ちよつと見てくれということをつきまして、ある参考人の方が、私に病理の標本を渡して検討してもらつたというお話が出ております。

ところが、私は、それを最近調べてみましたら、この病理の標本というのは帝京大学から私の方にはいただけていないわけではございす。ですから、最初に帝京大学から出ましたその病歴を見てもらつたというところなものですから、同じものを見てもらつて、やはり同じように、エイズだろうと思つても確定できないという返事を委員会に報告した覚えがございす。

標本を渡したというお話が、こういうことまで一々反駁する必要はないかもしれないけれども、この病理の標本というのは大変重要なものでございすし、しかも、ガラスからできているわけですから、これは一回落としたりしたら、すつたの第一号症例が全く消えてしまつたわけですから、そういうものを簡単に手渡ししていただくというところは考えられないので、渡したというお話は明らかに誤りでございす。

また、よく伺いましたら、病理の標本というのはやはり病理の先生の一つの命でございまして、自分のところで見えた病理の標本をもう一回ほかで見てもうなんというものはないというところで、まことにその点は私が行き届きだつたかもしれないけれども、病歴を見てもらつた。そして、前と同じように言われたという報告だけだつたとい

うことを申し上げておきます。

○鴨下委員 先生が厚生省のアンケートの中でお答えになっているところで、帝京大症例に関して、CDCの診断基準にはすべては合致しない、そして、そのエイズとして否定する根拠としては、一つは、ステロイド剤の投与があった、もう一つは、CD4が少ないときでも百八十で低下してない、それからもう一つ、いわゆる典型的な日和見感染がはっきりと見られない、そしてこの解剖所見について、順天堂の病理の先生の所見としては肝硬変症と敗血症だ、こういうようなことのためこのケースはエイズと診断することはできないのだというふうにお答えになっているのですけれども、そうすると、先生、その病理標本を見ないで敗血症というふうにして診断なさったのですか。

○塩川参考人 まず、最後の敗血症というところだけ申し上げても、これは、先ほども申しましたように、七月十八日の研究班で帝京大学で配られた資料を見てもらったということでございます。ですから、同じ資料を見てもらって、その中に、この肝硬変症とそれから日和見感染とカンジダ症ということが病理の標本の所見に書いてございました。私も、そのときに急いでいたわけでもあって、この敗血症と書いたのはどういうわけだと思つてちよつと聞いてみたら、やはり敗血症で、括弧してカンジダ症ということで、当然なことではございますけれども、同じ症例を見て、同じ資料を見て、同じことを言つたということでございます。

それから、今ちよつと診断で問題になった点ということをお指摘になりましたけれども、これは余り細かいことを、医学的なことでございますので、お話しすることはございませんけれども、大体六つの点がこのときに、これは一人の委員が出したのではなくて、いろいろな方が、こういう点はどうだろうか。

先ほども申しましたような、私はこれは決して反対したわけじゃなくて、当時、患者を診た人が

一人もいないわけです。ですから、いろいろな疑問点を皆さんが持つていて、こういうときにいろいろ討論したということですから、一つは、ステロイド使用。ステロイドというのは免疫不全を起こすわけですから、CDC、アメリカの疾患予防センターの診断基準では絶対的にこれは避けるということが書いてあつて、これが問題になったわけです。

あと、いろいろなことがありましたけれども、一つは、やはり当時はカリニ肺炎とカポジ肉腫というのがアメリカでは非常に大きな合併症だったわけですね。というか、それが一つのエイズの特徴のように言われていたものですから、これがないということはどうだろうかということが言われたわけでございます。

そのほか、今のようになりんば球の数とかいろいろございましてけれども、これは余り細かいことになりましてから省略いたしますけれども、そういうふうないろいろなことでどうだろうかという疑問が出たわけですね。

それで、ちよつとこれは申し上げておかなければいけないと思つてございまして、ですから、このときにどうして完全にエイズであるという結論が出なかったかということですから、このときは皆さん学者が委員でございまして、これは最高級の、一流の学者が皆さん委員をやつていたもので、それから、この学者の先生方はどうも、もしこれが間違つたらどうなるだろうかと、自分たちがはつきり言えれば權威ということもありまして、これも、これはエイズであると言つて、後日、いろいろなまだ研究が進んでおりませんから、エイズでないということになったら自分はどうなるかという、そういう危惧がどつちかという主だったように思ひます。

ですから、決して当局の圧力とか何かそういうほかの理由でなくて、やはり学者が医学的にどうもこれで断定していいのかわからないことで、今回これは非常にクロに近いけれども、なお検討する必要があるという結論になったというふう

思ひます。

なお、先ほども御質問がありましたけれども、これが認定されなかったためにエイズの対策あるいは血友病対策が非常におくれたというような御意見がたくさんございまして、この決定のときには、エイズ患者が日本にはいないといううなことは決して言つておりませんし、また、日本でエイズ対策がこれ以上必要がないといううな発言は一切なかったわけですね。現在は、これはもう少しいろいろなデータが出たらこれを判定することになるだろうということ、実際は、この決定的なことは、先ほども御質問ありましたが、これも、昭和五十九年に血清の抗体検査ができるようになった、ここで初めて安心してこの患者をエイズと言えるようになったというのがその間の事情でございます。

以上でございます。

○鴨下委員 ステロイドの使用がかなり有力な否定の根拠になったというふうな話を私も伺つていたのですが、この方は、この経過表を見ますと、八年の七月の以前に三十ミリ使つて、その後三カ月で漸減していつて五ミリになつて、一回軽快して退院しているのです。その後、第四回の入院がその翌年、八三年の四月なんです。それで、六月に日和見感染であるカンジダ症があるというふうに考えられたのですけれども、その時点でも、先生、ステロイドなんというのに関してはもう御専門でしよつたけれども、一年前のステロイド投与が日和見感染の根拠になるというふうにはそのとき先生は御判断なさつたのですか。

○塩川参考人 ステロイドの問題でございまして、まず第一に、エイズというのは原因不明の免疫機能の低下、免疫不全を伴う疾患であるということ、それから、ほかにも明らかな原因になるような治療法その他をやつていないということが載つておりまして、その明らかに免疫の低下を起こす疾患という中に、まず第一にステロイドの使用とい

うことが書いてあるのでございます。これは私たちも、この後の診断基準の改定におきまして、これは少しおかしいのじゃないかといううなことで、だんだん改定をされております。しかし、かなり長くステロイドの使用に注意するということが書いてあつたわけですね。

ですから、当時、この昭和五十八年の六月のときに、エイズのことが全くわからない、診た人もいない。そうしますと、そういうふうにならんと教科書になつていような「診断の手引き」に書いてあるから、これはどうだろうかという疑問を皆さんが持つたということはやむを得なかったのじゃないかというふうには思つております。

○鴨下委員 確かに、その時点では疑問に思われ、そしてなおかつ、そういううな診断基準の中で除外するべき項目があつたからということも理解できるのですけれども、最終的に、先生は肝硬変症と敗血症といううな診断をつけて、これはエイズとして今認定するべきでないという話になつていて、この先生のお書きになつていて、この回答の中で、この先生は、やはり、あの時点、八三年の六月時点で血友病の患者さんがエイズが発症し得るといふような可能性が世の中に出てきたら、これほどの大きな被害を及ぼすということはないのだらうと思つてゐるのです。

ですから、この問題というのは非常に重要なこととなつてしまふ。それは、先生は当時、先生の知識すべてを動員して結論として至つたのかもわかりませんが、このいわば先生が否定したところ、これは事実だつたわけですね、後で振り返つてみてです。

ということ、そのときに先生が敗血症と診断なすつて、しかもカンジダの敗血症ですか、カンジダの敗血症は日和見感染ではないのですか、日和見感染の一つじゃないのですか。

○塩川参考人 ただいまの御質問で、確かに後でこの患者さんがエイズと診断された、認定された

わけですから、ごもっともな御質問だと思います。再三申しますけれども、昭和五十八年の六月という時点で考えますと、この症例が特別のとき、これがあれば、後で言いますと抗体が陽性であれば、これは間違いなくエイズだということが言えるわけですから、そういうものがなくて、症状だけでいろいろなことをやらなきゃいけないというところで、皆さんがちゅうちょしたということではやはりやむを得なかったのだというふうに思っております。

なお、先ほどもお話ししましたように、後に重大な影響を残したということをおっしゃいますけれども、決してこれがエイズでないと断言したわけではなく、決してこれがエイズでないと断言したわけではなく、私も考えてみましたけれども、その委員の方々も、非常に医学的にこれを判断するようにという班長からの命令だったもので、それから医学的にどうかという事になったわけですから、それから、この班員の方は、その後の班会議におきましても、決してもうこれでこのエイズ問題はいいのじゃないかなんという事はなくて、エイズの重要性それから血液製剤に対する対策の重要性ということに皆さんが熱心に議論をしておられたということに覚えております。

そういうことで、ステロイドの問題はその一つで、そのほかいろいろなことで議論は出たわけですが、言いますけれども、この後、エイズの知見というのはいくらも刻々変わってきているわけですね。ですから、昭和五十八年の六月という時点を考えてやむを得なかったのではないかとこのように思っております。

それから、先ほどの診断の問題ですけれども、確かに私もその答弁を書いた時点ではそういうことが言われていたということだけだったのですけれども、その後、実はよく調べてみたら、やはり病理標準を見ない。そして、前と同じ病歴を見て、そういうことだということを見た先生が言っておられたということです。これも、決して帝京大学の症例がエイズではないというふうな

ことを言っております。やはり決められないという状況だったと思います。

○鴨下委員 それじゃ、重ねて確認いたしますけれども、その帝京大症例に関する病理は、その当時は順天堂の病理の白井先生はごらんになっていないということですね。

○塩川参考人 先ほど申しましたように、どうも私はちよつと軽率だったというところになりますけれども、病理の先生に見てもらったというところは、私も実は標準まで見てもらつたつもりではいたわけですが、ところが、よく聞いてみますと、この病理の標準というのは非常に大事なものでありまして、また、一人の先生が見たものをほかの先生が見るというのには遠慮することになってたということではない、私が最終的に調べましたら、標準は預かっていない、これは帝京大学からいただかなかったという事なんですか、しかし、こちらでも余り請求はされなかったと思います。

ですから、その辺はちよつと行き違いがあつて、ですから私も、この報告をした第四回、十月十四日のときも、自分でどういふ報告をしたかよく覚えていなかったのですけれども、まあ、前と同じですというぐらゐのことしか言わなかったと思ひますので、このときに私が病理の標準を見てもらつたのはエイズでないと否定したというようないろいろなお話がありますけれども、これは明らかに間違ひということになります。

○鴨下委員 帝京大症例とその後の先生の方で認定された第一号症例、本邦第一例との比較の中で、例えばCD4なんかは、帝京大症例は百八十ぐらゐ、そして第一号症例が三百五十ぐらゐ。それから日和見感染は、帝京大症例はあつたけれども、第一号症例はなかった。子孫に及ぼすのが、我々はその後のことははっきりわからないのですが、先ほど木村委員の質問の中で、約十年ぐらゐ生存なさつていたというふうなこともあつたわけですね。

そういうふうな考えてみますと、よりエイズが発症していたのは帝京大症例で、そして、先生が八五年の三月二十二日に認定された患者さんの方はエイズ発症しているかどうかかわからないというケースだったのだらうと思ひますけれども、これでいうと八四年の九月に、ギヤロ博士が安部先生の帝京大症例に関しては抗体検査は陽性だという話があつたのですが、その辺のところは先生御存じだったのですか。今問題になっている帝京大症例が結果的に抗体が陽性ならばエイズと考えられるというふうな今先生おっしゃいましたけれども、八四年の九月の段階、ギヤロ博士の報告については先生は御存じだったのでしょうか。

○塩川参考人 ただいま御質問の一つの方ですけれども、順天堂大例は軽かつたということですが、これも、病氣は初めは軽かつたんだん重くなるということがありますので、軽いからエイズでないということはないわけですから、先ほどお話ししましたように、「診断の手引き」によりましてこれはエイズと診断できるということだったわけですね。

なお、つけ加えておきますけれども、これは確実じやありませんけれども、この第一号の順天堂大学の症例はやがて髄膜炎といふ非常に重い病氣を起したということも聞いております。それから、十年も生きていたというの、これは私たちが全然関知しないことではございまして、これについては何ともお答えすることはできません。

それから、ギヤロ博士の件ですけれども、これは帝京大学でアメリカのギヤロ博士のところに血友病の症例をお出しになつて、そして抗体検査を行ったということではございまして。

これにつきましても、実は私もいろいろ聞いてみたんですけども、このエイズ調査検討委員会というのでは、いろいろな情報を、世界及び日本の情報を集めて、お互いに交換して、そしてエイズ患者の認定に役立つようにするわけではございまして。その中に、当局からいろいろな報告が

来るわけではございまして。

私の確実に聞いておりますのは、例の昭和五十九年十一月二十二日というところで、大阪大学で二十三例の血友病の患者さんの検査をしましたから、二例ですか、陽性だったというところは、厚生省からも聞いておりますけれども、どうもこのギヤロ博士の件は、私は当局からは聞いたという覚えがございまして。これは、この翌年、昭和六十年三月二十二日にいわゆる第一号、第一号と言つて怒られるかもしれませんが、順天堂大の報告をしましたけれども、その前の日に某新聞に、多数の血友病患者が抗体陽性だったと、これはアメリカに出して抗体陽性だったと、その中にあの二例も含まれているということが新聞報道で出たわけではございまして。それで、私はそのときに初めて聞いて愕然とした次第でございまして、これを早くから聞いていたということではございませぬ。

○鴨下委員 帝京大症例が限りなくエイズに近かつたというふうなことは先生もお認めになつていて、それで、最終的に血清の抗体検査が陽性に出ればこれで確定するわけですね。

そのことについて、仮に前日とはいへ、新聞報道とはいへ、そういう可能性があるとこのことを先生は、そのときに御存じになつた。そうすると、その本邦第一例というのが、八三年の六月の時点で先生があれほど検討なさつたあの血友病の患者さんの可能性があるなということ、そのときにはお考えにならなかつたのですか。

○塩川参考人 先ほど申し上げましたように、エイズ調査検討委員会というのでございまして、そして、皆さんからエイズと診断した場合には報告をいただくということで、これに、先ほどお話ししましたように、やはり帝京大学も協力施設として参加しておられたわけではございまして。ですから、そのときににお出しになれば、実際、抗体陽性でなくとも、書類的に調査すれば、そこでもう既にエイズという認定ができたかもしれません。

御報告がいただけなかった。しかも、その新聞報道は、三月二十二日の発表の一日前日でございます。二十一日に報告をいただいたわけですから、既にもう一月前に、ぜひ報告をしていただきたいということを、これは本当は非公式な申し入れですけれども、帝京大学にお願ひしてあったわけですし、そういう時点でこの帝京大学の例は後で報告することになったわけです。

ただ、第一号、第二号ということ非常に皆さん言っておられますけれども、私は、第一号でも第二号でも少しも変わりませんし、今から皆さんが変えていただいて何らこの問題は差し支えありません。ただ、このエイズ調査検討委員会ができて、そして、皆さんから報告をいただく制度ができた中でこれが第一号と認定された、これより前に四例ございまして、五例が報告があつてその中の一例であるということでございます。

それから、ちよつともう一つつけ加えておきますけれども、この四例の症例、これは認定されなかったのですけれども、その中には、もう既に前に、エイズではないかといつて、やはり新聞報道ですけれども、あつた例がございまして、これを報告した機関はこのエイズ調査検討委員会ができたときに改めて書類に書いて報告されて、もう一回検討されて、そして認定されなかったというところで、皆さんが一生懸命協力していただいていたということを申し上げておきます。

以上です。

○鴨下委員 私が生上げておられることは、一号、二号の先陣争ひの話をしているわけじゃなくて、言つてみればエイズを早く見つけて日本の中で広がつていかないうちに、多分、サーベイルランス委員会も本来の目的があつたのだらうと思うのですよ。そうすると、先生の頭の中には、もう既に八三年に、限りなくエイズに近いようなケースをもう御経験なさつておられるわけですよ。それでその後、八五年になつて第一号、しかも、十二月にきて、たまたま順天堂大学に一回だけしか受診しない方を本邦第一例として報告するという

ことの言つてみれば臨床的それから疫学的、そしてさらに厚生行政としての意味が、そのときに第一号として果たしてこの例がふさわしいかどうかということをお考えにならなかつたのですか、このことを伺つておられます。

○塩川参考人 お答えします。

ふさわしいか、ふさわしくないかということでございますけれども、私は当時、エイズ調査検討委員会の委員長を務めておまして、そこへ来た報告例について検討して、そして、それを認定するというお仕事をしていたわけでございます。

ただ、今お話しになりましたように、私は、帝京大学の症例それからそのほか、恐らく血友病の方がエイズにかかつて発病しておられた方もあるかもしれない、そういう方の報告が早く来るようにということはいつても念頭に置いてこの仕事をしていたわけでございますけれども、その点は本当に残念だと思つておられます。

なお、ちよつと一言つけ加えておきますけれども、この帝京大学の症例を含めて、どうも血友病のエイズ患者さんの報告はなかなか出なかつたわけでございます。帝京大学の二例、報告がありまして、その後、また二例出していただいたということ、非常にゆつくりだつたわけですが、けれども、これは、当時、帝京大学を含めて血友病の専門の先生方、これは血友病の患者さんの診療に当たつておられます。そして、そういう中で、エイズが発症したということ、これはまず御本人に告知しなさいといけません。それから、それを主治医が報告する。そして、都道府県を経て国あるいは委員会に来るわけでございます。

ですから、そういうプライバシーの点で主治医の方は非常に慎重だつた。また、ほかの、エイズにかつた血友病の患者さんに対する影響というところも皆さんは非常に心配していただいたんじゃないか。私はそういうことを同じ医師としてしみじみ感じていたものだから、どうも、ぜひ早く報告しなさいといふようなことが言えなかつた面もございます。その辺の私の気持ちもひとつお察しいただ

きたいと思つております。

以上です。

○鴨下委員 報告があつたからその例を認めたと、第一号ですね。しかし、そのときに、先生の御記憶の中には、八三年に、病理の検査まで含めて検討するべきだといふような形でエイズの症例が頭の中にあつたわけですね。それにわかかわらず、本邦第一例というのは、もう既にギャロ博士の抗体検査の話だつて発表の前日には新聞で先生はごらんになつて、ああ、やっぱりなといふふうに思つたのでしようから、そうすると、さかのぼつて二年前のあのケースが本邦第一例じゃないかといふふうにお考えにならなかつたのですか。

○塩川参考人 いろいろ御質問として非常に第一例ということについて帝京大学に御配慮いただいているのかということも思つてございまして、私たちが安部研究室でこの第一例について検討したときでございましてけれども、この発表の中では、非常にエイズに近い、しかしどうしても断定できない、これは皆さんが医学的に言つていたことでございまして。

しかし、そのときに私は、このエイズ症例というのは非常に大事なんだ、ですから、安部班長に、もしあなたがこれは間違ひなくエイズといふふうな思われるなら、これはもう発表されたらどうですか、それから、あるいはいろいろ論文で訴えられてもいいんじゃないか、研究班ではどうも十分、そうだと云わなかつたけれども、もっと広く知らせ、そして自分の学者としての信念に基づいて行動されれば、これは非常に役に立つんじゃないかといふことを申し上げた覚えがございます。

そういうことで、これはいろいろもろもろ御事情があつたと思ひますけれども、やはりこの帝京大学症例といふのはもっと早く発表されるのがよかつたといふことは今おっしゃるとおりですし、今お話ししたようないろいろな経過をたどりましてその発表が非常におくれてしまつたといふことは、私も初めからもうこれは十分予想していたこ

とでございまして、今ここでいろいろ御質問を受けることになつて本当に残念だと思つておられる次第でございます。

私は、ですから、もつとこの帝京大学の症例につきましても、これはもう一つちよつと申し上げておきますけれども、研究班が五回会議をやつております。これは、この研究班でこの症例を認定するかどうかを決めるということになつておりまして、二回、三回、四回とまたこの問題を出して、そして認定するかどうかということをもつと議論を積み重ねればよかつたかな、これはもう後で考えていることでございましてけれども、あのときどうしてももう少し議論を積み重ねなかつたかといふことは私は考えている次第でございます。決してこの症例を何とかして隠そうとか後送りしようといふことはなかつたといふことを申し上げておきます。

○鴨下委員 さきの参議院の厚生委員会の中で、松田重三さんが、帝京大学の症例を認定しなかつたのは行政に汚点を残さないため、そして、順天堂大の症例をこれを隠しようとする目的があつたのではないか、こつちのうへに発言をなさつておられるのですが、それに対して先生、反論はございまして、

○塩川参考人 今の証言は、皆さんも今お聞きのとおり、すべて推論でございます。私たちはこの推論に対して、そうだ、そうじゃないといふような議論をする必要はないと思つておりますけれども、事実として全くそういう当局からの圧力あるいは示唆といふことはなかつた、私はいふこと、これを申し上げておきます。決して、そういうこと、この発表をおくらせるとか、また、発表を抑えるといふことはなかつたわけでございます。もうこれはいつこの症例が発表されても、特に後のエイズ調査検討委員会になりましたら、先ほど申しましたように、非常にオープンになつておりまして、その調査票、報告書が出れば、これは間違ひないといふことになればもうおのずから発表されるわけですから、決してどこからも横やりを入れるといふことはありませんし、もちろん私たちは、

そういうものでなくて、学問的に、そして自分たちの良心に従って行動してきておるわけでございます。

しかし、いろいろな事情、血友病患者さんのことを考えるといろいろなことがあってこういうふうにおくられてしまったのだろう、しかし、その結果に対しては、私たち、残念に思い、また、反省はしなければいけないというふうに思っている次第です。

○鴨下委員 揚げ足を取るようで恐縮ですが、これも、血友病患者さんたちのことを考えるといろいろなことがあって発表がおくれたと今おっしゃいましたけれども、それは具体的にはどういうことですか。

○塩川参考人 これはまず、やはり告知という問題が一番あったと思うのです。これはなかなか、今はがんとかいろいろな告知につきましても日本でもいろいろ問題になっておりまして、患者さんに告知するというのは非常に大変なことだと思っております。血友病患者さんがエイズになったときに、その方たちにあなたはエイズですということを告知する、これはもう大変な苦痛だったと私は思っております。

しかも、それをそれじゃ発表するということになりますと、いろいろなところでそういうエイズが漏れるのじゃないかという心配を当然持たれてしまうわけでございます。エイズ調査検討委員会またサーベイランス委員会におきましても、患者さんのプライバシーというのを非常に強く意識しまして、そういうことのないように努力してはおりましたけれども、やはり患者さんあるいは主治医にとってもそういう御心配があったのじゃないか。これは、私が皆さんのお気持ちを察しているわけです。

ですから、あなた、患者さんがいるのだからなぜ報告しないのというようなことは、私は同じ医師として非常に言いくかたというところでございますが、帝京大学の二症例が認定されましてから次第にはかの医療施設からも報告がございまして

たけれども、しかし、これは非常にやはり少なかつたわけでございます。

そういうことで、これは、ですから、私をもっと強くしなきゃいけないというようなことを言われれば申しわけありませんけれども、私は、血友病の患者さんの気持ち、それから血友病を診療していらつしやるお医者さんの気持ちということをとときに非常に強く、いつでも感じたいということをお願いする次第でございます。

○鴨下委員 その告知をしなかったために、例えば配偶者に感染を起してしまつたとか、さまざまなほかの悲劇が波及してしまつたわけですね。ですから、私は、先生が御記憶にあつた八三年の帝京大症例、別に本邦一例がどつちだつていいのですよ、そういう問題じゃないのです、臨床的に血液製剤を介してエイズが蔓延しているという事実がもう少しまばりかになつていけば、これはエイズの言つてみれば被害が相当防止できたであろう、このことを私は残念に思つて先生に御質問しているわけです。

それで、その段階で最終的に第一例がアメリカのアーチストという方なことで出てくるわけですが、これも、これは言つてみればシナリオに沿つたように、同性愛の人で、なおかつアメリカ在住でという方なことで、その当時の八五年の新聞にも「エイズ、初の日本人患者 米国在住の男性 昨年末に一時帰国 二次感染恐れなし」こういう方なことで大々的に報道されたわけですね。

そうすると、その以前に先生は実は血友病患者さんの中にエイズ患者さんがいらつしやるといふことはもう既に御存じなはずだつたのに、なぜそれが表に出てこないでこういう方な形で第一例の報告がなされたのか。このことを私は非常に残念に思つて、これからの薬務行政そのものをどういうふうにしていくかという段階で、この問題をもう少し真相をきちんとするべきだ、こういうふうにも思つておるのですが、いかがでしょうか。

○塩川参考人 ただいまの御意見のとおりでございます。私も、この血液製剤による感染というものがもっと早く知られて、そして早く対策をすべきであるということとはよくわかつておりますし、現在も感じているわけでございます。

今、新聞の報道を出されましたけれども、これはそのときの新聞を書かれた方のご意見で、そのときは特別申し上げることはございませぬが、そのときも、前の日に血友病患者さんが抗体陽性の例が四〇％も五〇％もあつたということをお願いした。また、当時のジャーナリズムの方も皆さんよくそのことを知っておられて、そして、その当日の新聞記事にはそういうことを書いておられませぬけれども、私はそれをほつくりとそこで御説明をしておきますし、また、それを聞いたという方々もたくさんいるわけでございます。

しかし、確かに、重ねて申し上げますけれども、いろいろな事情でいろいろ発表なり報告なりがいろいろな事情で非常に残念に思ひますし、その経緯を生かして今後二度とこういうことのないように私たちはしなければいけないということ、私も自分としてもそういうことをしみじみ感じておりまして、今の鴨下先生の御意見に全く賛成でございます。

○鴨下委員 時間がございませぬので、最後の質問ですが、六十三年の三月二十二日の、先生が委員長でいらつしやるサーベイランス委員会の、言つてみれば一般のマスコミに公開用の一枚紙の中の最後のところに、今私が申し上げた新聞の見出しと同じ文言があるのです。それで、この報告書は、今回の患者はアメリカに居住して、五十九年の十二月に日本に一時帰国したときの受診で、その後は二次感染の発生はないものと判断されるという方なことで終わつておるのです。ところが、裏では血友病の患者さんの中にほとんどエイズが広がつていふ事実があつたわけですから、私は、そのことについて、サーベイランス委員会の委員長としてこのペーパーを発表したというふうには思ふのですが、いかがでしょうか。

○塩川参考人 そのペーパーを私はまだ見ていな

いのですけれども、確かに、そういう記事がもしあつたとすれば、それは十分なことでなかつたというふうにも思つております。

ただ、血液製剤に対する対策というものが進められてきておつた中でそういうようなことがきつと当局で書かれたのだと思ひますので、その点は行き届かなかつた、十分私が注意していなかつたということについては申し上げなければいけないと思ひますけれども、しかし、当時、血液製剤による感染ということは、三月二十一日の報道によりまして全国に非常に大きな見出しで、先生がごらんになつたと思ひますけれども、大きな見出しで至るところに出ておりまして、その後、この同性愛の症例の発表をしたということで、そういうことも何か関係があるかなというふうに思つておるわけでございます。

○鴨下委員 いや、先生が今ごらんになつていないというのじゃない、これは先生が発表なさつた三月二十二日のペーパーです。ですから、新聞記事じゃございませぬ。それを受けて新聞に報道がなされたわけですから、これが、エイズというのが同性愛の人に多く、なおかつアメリカの在住の人に多いのだという一つの言つてみれば固定概念が何かシナリオどおりに出されておるのじゃないかということ、これは申し上げたのですけれども、時間がないので、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○和田委員長 横光克彦君。

○横光委員 社会民主党の横光克彦でございます。きょうは、塩川参考人にはまことに御苦労さまでございます。

薬害エイズ問題は、今や戦後最大の薬害行政事件になつておると思ひます。しかし、この薬害問題の真相は、いろいろな委員会、参考人等で進めてきておりますが、なかなか進んでおりません。二度とこうした悲劇を繰り返さないために、真相を解明するということが何よりも必要であるというところは、これはもう申すまでもないわけでは

ございますが、どうか、亡くなられた方々また遺族の方々、そしてさらに今苦しんでいる患者の皆さん方のためにも、きょう先生、包み隠さず真実をお話しいただきますことを、まず冒頭お願い申し上げます。

この薬害エイズの問題で、私だけでなくほとんどの国民がどうしても納得がいけない点が、私は三つあるのじゃないか。一つは、一九八三年の七月四日のあのファイルに載っておりまして超法規的な血液製剤の輸入、加熱製剤の輸入、そしてクリオへの転換こういった問題が提起されながら、一週間後には見事に覆っている、この問題。それから、今問題になっております帝京大症例の血友病患者がなぜエイズ患者の一号に認定されなかったのか。さらに、八五年に加熱製剤が承認された後、なぜ厚生省はもとと強く非加熱製剤の回収に取り組まなかったのか。この三つが私はどうしても納得がいけないわけでございます。

その中で、きょうは帝京大症例のを中心にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

参考人は、エイズ研究班が設置されたのが八三年の六月でした。六月十三日に第一回会議があったわけですね。この以前に、公衆衛生局保健情報課の森尾課長補佐からエイズ対策について何か相談を受けませんでしたか。

○塩川参考人 その覚えは全くございません。

私の記憶では、同じ昭和五十八年の五月に厚生省にちよつと来てくれということを書われまして、そしてそのときに初めて、今度エイズの研究班ができる、それであなたはエイズについてどう思っているかということを開かれたわけでございます。

○横光委員 はい、わかりました。

八三年の初頭に森尾課長補佐が声沢氏に対してエイズの対策について相談しているんですね。ですから、先生のところにも相談があったのじゃないか、こう思ったわけでございます。そのときは、公衆衛生局保健情報課でも独自にエイズ研究班を設置しようという動きがあったらしいです。その

ときの班長候補だということをお聞きしたので、今のことをお聞きしたわけでございます。

先生は、エイズ研究班の班長である安部英氏と大学時代の同級生ですね。ということは、非常にある意味では医学界の中で切磋琢磨しながらもライバルでもあったわけですね。そういったお二方がこういった研究班になられた。安部先生は班長である。先生は、ある意味では副班長の立場という認識はありましたか。

○塩川参考人 それだけお答えいたしますと、安部教授はもちろん私と同じクラスでございますけれども、専門が全く違ひまして、私はリユーマチと膠原病という病気をやっておりますし、安部先生は血液の専門家だったわけでございます。

それから、今の、副班長ということですが、厚生省に聞きましたら、いや、そういうようなことはなくて、年の順に座っていたのだ。安部班長、たしか私より三つぐらい上ですから、年の順に並んでいた。それがたまたまいろいろテレビなんか映りまして、どうも私が何か、それを副班長みたいな役目じゃないかという印象を与えて、私は非常に不本意でございます。私は単なる一人の班員としてお手伝いしていたということでございます。

○横光委員 第一回の会議で、郡司課長が加熱製剤の超法規的な緊急輸入を提案したと参考人は厚生省のPTの質問に答えております。しかし、郡司課長は、緊急輸入を全く考えなかったと答えているわけですね。同じ質問に全く相反する答えが出ているわけですね。多くの班員も提案があったという回答をしておりますし、参考人は、この郡司課長の回答に真っ向から反論できますね。

○塩川参考人 今の御指摘ですけれども、私の回答は第二回という記憶だったのです。

それから、これは私は、しかし、どういう文脈の中で、どういうお話の中で出たかということでは覚えていないのです。ただ、緊急輸入ということでは、これはもう細かいことは省略いたしますけれども、ポリオのワクチンの緊急輸入ということをお聞き

は医者として覚えていたものですから、あつ、こういうことを言っているのだなと思っただけでございます。

○横光委員 はい、わかりました。

今の緊急輸入という言葉ですが、これはエイズ研究班の中で聞いた緊急輸入という言葉ですね。ですから、当然、エイズの関係であり血液製剤の関係であるということは思ひ浮かばないわけはないと思うのです。そういったことで、緊急輸入という言葉は聞いたときに、血友病を患えていた血液製剤のことで大変危機感をお感じになったと私は思うのです。

その第一回会議で、参議院の参考人のときに松田先生が、帝京大症例を安部英元研究班長が冒頭簡単に説明したときに、参考人はその帝京大症例をエイズ認定とする方向で非常に積極的だった、他人に感染するおそれがあるのでエイズと認定し国民に発表した方がよい、こういう主張をされたと言っています。これは事実ですか。

○塩川参考人 この言葉は全く私自身は覚えていませんけれども、私の考えとまさに一致していることでございます。

○横光委員 そして、その第一回会議がありました。それは六月十三日でしたが、その前に、六月二日に、実はトラベノール社から血液製剤の回収報告が厚生省にあった。そして、結局それは研究班には、その直後に、十日後に開かれた第一回の研究班会議には報告されていなかったわけですね。後でこの事実を先生が知ったときに、もし回収の事実がそのとき伝えられていたら研究班の結論は変わっていたであろう、こうおっしゃっております。朝日新聞で。

ですから、もし第一回の班会議でその回収の事実が報告されていたら結論は変わっていたであろうとおっしゃっている、その結論は変わっていたであろうというところは具体的にはどういう内容ですか。

○塩川参考人 これは、私たちは研究班として血液製剤の対策について御諮問を受けているわけ

でございますから、この血液製剤に関するいろいろな新しい情報、新しい動きがあったら逐一それを出していただいて、私たちはそれに基づいて審議したいということで、こういう新しい情報があったら、それはぜひ聞かせてもらえれば、皆さんがまたそれについていろいろ考えたであろうという意味で申し上げたわけでございます。

○横光委員 具体的には相当いろいろな問題が、その結論が変わっていたであろうという中には含まれると私は思うのですが、その後、第一回で紹介されております帝京大の男性血友病患者が亡くなっております。いわゆる免疫不全症状、帝京大症例というものでね。その後第二回会議が開かれております。

ここで、今、松田参考人の話で非常に問題になっておるのですが、先ほど先生、一回目では非常に安部先生の考えには同感だったとおっしゃった。二回目でも非常にそれが否定的な考え、態度に変わった、その松田先生は述べられているのが、塩川、西岡氏らということですね、これは事実ですか。

○塩川参考人 変わったというお話でございますけれども、これは、本当にこういう事実は全くないのでございまして、推測でそういうことを言っていたかと非常に困るわけでございます。

○横光委員 変わっていないということですね。ということは、安部英氏は帝京大症例はエイズであると強く主張していた、それと同じ考えだったということですね。

ということでは、参考人の考えは帝京大症例をエイズ認定すべきだと、この一カ月間続いていた。そして、続いているながらも疑似症例になりましたね、この第二回で。これはどういうことですか。先生もあるいは安部英さんも松田先生も帝京大症例をエイズ患者だと認定してほしい、認定すべきだという意欲を持っていたのに、結果的には疑似症例になっていく。この内容をお聞かせください。

○塩川参考人 これは何度も申し上げましたけれども、そこで初めて詳しい資料が提供されたわけ

でございます。一番初めは、ただエイズらしい症例があるというお話でしたから、それはぜひお聞きしたい、しなければいけないということを申ししたので、記録が二回は、そういう具体的な記述が、記載が出されたわけでは、

そうしますと、その中にいろいろ疑問がある。それで、先ほど申しましたように、まだエイズの知識が十分ないところですから、皆さんがいろいろな意見を言われた。これは決して、私一人がこれで自分の態度を変えてこれを否決といいますが、否決ではありません。皆さんの大部分が意見と言われまして、そして、その結論を班長が発表されたわけでございます。

○横光委員 疑似症例となった、しかしこれは、いわゆるエイズだと確定診断はされなかったわけですから、限りなくエイズに近い患者であったというところは認められますね。

そのときに、この研究班の一人が、第二回の会議が終わった後、塩川氏が会議終了後、エイズとしてもいいが、厚生省の立場もあるし、こう話したという証言があるのですが、こう言ったことは事実ですか。

○塩川参考人 何かそういう報道があるようだけれども、これは何か研究班の終わってからのことと、いろいろな雑談をしている中でどういう文脈で何がよくなったのかということもありますし、私は全く記憶がないことですので、これについてはコメントは申しませんが、それがもし厚生省の意見でこう決めたというふうにとられますと、これは大きな誤りでありまして、私は何ら圧力を受ける、サジェスチョンを受けるということとはなかったということを改めて申し上げます。

○横光委員 会議後の雑談の中の話であるし、その真偽のほどはわからないのですが、こういったことをふと耳にしたような研究班員がいたとしたら、先生の思いがふとこに出てくるのじゃないか、私はふと今そう思ったのでお聞きしたので、

そして第三回目の会議、このときでも、しかし松田参考人の話では、かたくなに否定するグループがいたと、これは塩川さんと西岡さんであるという含みで言っているのですか。

先生、一回目も二回目も認定することには反対はしなかったと今おっしゃいましたね。そして、三回目はどうだったのですか。

○塩川参考人 これは、第二回と第三回でいろいろ検討して、そして、そこで確かに発表があったというふうな思っております。もしこれが間違いないエイズだと皆さんが認めれば、これは認定するということまでできておりましたけれども、これはなぜ私と西岡委員だけが出ているかわかりませんが、血友病関係の先生方も皆さんもお疑問があるということでは同じだったと思いますし、それを班長が、いや、これは確実にそうとは言えないという報告をされたわけでございます。

○横光委員 この第三回の班会議で、帝京大症例を解剖した病理の教授はエイズに間違いない、たとえ除外項目であるステロイド剤を使ったとしてもこれは重篤な日和見感染症を起こすわけはないと主張したわけですね。ところが、塩川班員が、その帝京大症例の病理標本を別の者に見せて診断を仰ぐというところで、順天堂大学の病理の教授に標本を持っていった。これは事実ですね、第三回で、

○塩川参考人 これは先ほど申し上げましたとおり、どういふところからそういうことが出てくるか知りませんが、病理の標本は持っていました。

○横光委員 ということは、これは松田参考人の話と全然食い違うわけですが、では、第四回の会議で、順天堂大学の病理の教授の診断を報告しましたか。

同じだった。当たり前なお返事だと思えますけれども、同じだった。私としては、病理の検討をしてもらうという考えは考えていたのですけれども、それは実現しなかったということでございます。

○横光委員 松田先生の話では、第四回の会議で、順天堂大学の病理教授の診断はエイズでないと塩川参考人が報告した、結果的にはそのことにより帝京大症例はエイズと認定されなかったと言っているわけですね。

帝京大症例はエイズ認定されなかったというところは結局反対されたわけですが、帝京大症例をエイズと認定しない反対の理由、一番大きい理由は、何でしたか。

○塩川参考人 今お話ししましたように、病理の標本を見て申ししたということは全く間違いないです。病理の標本は全くこちらには渡っておりません。

それから、否定といいますが、問題点として提起されたことは、先ほど申しましたけれども、ステロイドの点とか、日和見感染、カリニ肺炎、カポジ肉腫というような当時は必ずあると言われていた症状がなかったというようなことを含めてあったわけですね。もうその三回目、四回目というふうなときには詳しい検討のお話は全くなかったというふうな思っております。

○横光委員 今、ステロイド等の問題がございましたが、これは、帝京大症例と順天堂大の病理の教授、あるいはそういった大学同士の何か、先ほどからもお話が出ていますように、先陣争いのような感じがするのは、これは私だけじゃないのじゃないかと思えます。

いかに専門家であろうと、また、いかに研究者であろうと、事業者と結びつくような極めて社会的な強い問題において、第一号患者認定の際に、ステロイド剤を使ったという除外項目にこだわって反対をされた人が多い。どうも科学的な厳密さに固執する余り、最も肝心な患者さんのこと、血友病の患者さんの命のことは忘れられていたの

じゃないかという気が私はするわけです。疑いの濃い危険は除去する、これは被害を予防する根本でしょう。この基本的な考えを九人の研究班員がいる中で実行になぜ移すことができなかったのですか。要するに、それに反対する人がいたからなんです。私はそう思うのです。

その反対理由もはっきりしない。例えば、ステロイドにこだわるとしたら、その第三回の一週間後にスピラ博士が日本で帝京大症例を、これはステロイド剤を使っているけれども、この症状はアメリカではエイズなんだと診断しているのです。三回目では非常にステロイド剤使用が問題になった約十日後に、日本には診断基準はなかったのでしょう。CDCを参考にしたわけでしょう。そのCDCのアメリカの専門家であるスピラ氏が、ステロイドは使っているけれどもエイズなんだ、こう診断している。

先ほど先生、ちよとスピラ博士の会合のときには万里の長城にいらしたというところをおっしゃっていましたが、では、なぜ最初にそのように答えなかったのか。厚生省プロジェクトの質問に、あなたは「記憶にない」そこまではっきりわかっていながら、どこにいた、行っていませんと言えは済むことを「記憶にない」を言っているわけですね、そのスピラ博士の会合に、それは恐らく、万里の長城に行つたというのなら、行ってはいなかったでしょう。

ただ、私が聞きたいのは、スピラ博士の診断結果をお聞きになったのはいつですか。

○塩川参考人 今の御質問のうちにいろいろなことがありますが、一番初めの大学の競争とごいまして、私たちはちよと帝京大学と順天堂大学がこんなことで闘うような理由はないと思っております。これはひとつぜひお考えをやっていただきたいと思います。

それから、これから御返事したらいいかわかりませんが、スピラ博士の報告につきまして

それから、万里の長城につきましては、記憶がないと言つたのですけれども、これはどうしても自分では記憶がないので、それから調べたところが、明らかに中国へ行つたということがわかつて、それを新しい事実として今申し上げたわけでございます。

○横光委員 スピラ博士の報告を聞いたのはいつでしたか。

○塩川参考人 スピラ博士との会合があったということは、これは実は後になって聞いたというほ
かありません。

といふのは、当時のその会議では余り詳しい話
がなかったので、私はどうも理解できなかったの
じやないかと思うのです。そういう重大な会議が
あったということが理解できなかったのだと思い
ますけれども、これについてはどうも記憶があり
ません。実は、後になって、こういうことがあった
のだということをほかの人から聞いて、それがだ
んだん問題になってきたということで、私も非常
に心配していろいろ調べたりしたわけございま
す。

○横光義員 この第四回会議なんですが、これも参考人、非常にあいまいなんです。四回目の会議に出席したかという厚生省の質問には、三回出た、六月、七月、八月と。四回目は十月ですね。そして、その次の質問には「再三のご質問であるのので、もう一度考えてみたが、私は、第四回のエイズで、もう一度考えたという記憶がない。」。それ

それで、先生、第四回会議に出席した記憶がないと答えていますが、結果的には第四回会議には出席はされたのですね。

○塩川参考人 実は、私は当時、退職前でございまして、また、病院長とか教授、教室の主任をしておりまして、もう朝から晩まで会議が次から次へ

とありまして、その中でこの会議に出席したかどうかということですが、そこで非常に重大なことと思いますが何かが決まるとかあれば私はお返事できると思いますがすけれども、何分、十何年前のことでございますので、私の記憶がなかったということは正直にしますので、お返事しておりますけれども、しかし、それは先ほどから申しますように、決してこの問題を逃げるかと隠すとかいう意味ではございません。スビドゥラ博士がもしそういうことをちゃんと言われたならば

うお答えをしたわけです。

○横光委員 しかし、第四回会議の出席の有無を何回も尋ねられた後、最後には、「第四回エイズ研究班会議において、おそらく私がこの結果を報告したと思う」と答えられています。要するに、「この『報告した』というのは順天堂大の病理の診断結果です。これを第四回で『報告したと思う』と答

要するに、もうはつきり第四回は出席されているわけです。出席されている以上、私は安部英班長のスピラ博士の報告を聞いていると思うのです。もう一度お尋ねいたします。

○塩川参考人　今の病理の問題は、病理の標本を見てこれを否定したという非常に重大な御発言があつて、しかも、標本を私に渡したというある参考人のお話があつたものですから、あちこち尋ねましたところが、確かに渡っていないということだったわけでございます。

それから、この会議に出席したか出席しないかということですけれども、何しろ十何年前のことでございますので、記憶がないということはやはりはつきり記憶がないと申しますけれども、ただ、

どうもそのときに、スピラ博士のこういう報告があったからこの症例は認定した方がいいのじやないかという提案があったということも全く記憶がありませんので、そういうことが行われたらよかったのじやないかと後で考えているということでございます。

○榎本要員 それじゃ、記憶がない」ということは、その第四回で大河内一雄九大教授と安部英氏の激しい論争があった、このことは覚えていますが。○塩川参考人 それが出ておりますけれども、私自身はどうもそれも記憶がございません。

○横光委員 結果的にせよ、この血友病患者のエイズ認定が国内第一号とならなかったことが、私は、これは非加熱血液製剤の使用を継続する大きなその原因の一つになったと思っております。これは恐らくみんなそう思っているのじゃないか、あそこで何とかがして別な道があったのじゃない

○塩川参考人 この血液製剤の問題というのは、これは非常に大きな問題でございまして、今御指摘のとおり、この問題がなお十分に対策が行われなくて、たくさんの方が出たということについては、私たちも班員の一人としてやはり、これは先ほども申しましたけれども、申しわけないというふうに思っております。

しかし、私につきましては、今るると説明しましたように、やはりいろいろな事情あるいは経緯がありましてこういう結果になったということをお聞き願ひいただいて、それからさらに、今後こういうことの二度となないように、どうぞ国会の皆さんのお力によりまして御尽力をいただきたいというふうにお願ひしておきます。

○横光委員 終わります。(発言する者あり)
○和田委員長 鈴木理事さん、ひとつ御努力願います。

○枝野委員 きょうはありがとうございます。

さまざまなことをお話しいただいているのですが、ひとつと基本的なところに立ち返って教えていただきたいのですが、エイズ研究班の最終報告で、結局、帝京大症例はどういう認定をされたのか、正確に教えていただけますか。

○塩川参考人 これは班長から発表されたわけでごいまして、言葉が果たしてそのとおりかわかわかりませんけれども、これは非常に疑わしい症例ですけれども、やはりエイズとここで決定することはできないということだったと思います。

○枝野委員　私も医者じゃないものですから、それから横文字に弱いものですから、発音が正しいのかどうかよくわからないのですけれども、結局エイズではないけれどもエイズに似た病氣、これをアソイドなんとか、アソイドというのですか、

そういう認定がされたのか。それとも、VAというのですか、エイズの疑わしい症候、そういった状況であるけれども、エイズとは断定できないという状況だったのか。それとも、ノン・デビカルというのですか、そういう判断だったのか。どれだったのですか。

○塩川参考人 今、いろいろ英語で言われてまして、私もよくわからない面もありますけれども、しかし、これは私たちは、やはりエイズの症例という基本的な考えでいましたけれども、なお幾つかの疑問が残っている。この疑問に対して、しかし当時の知識では全く回答はできなかったわけですね。それが残って、この例が、エイズに近い、限りなくクロに近いけれども決定できない、断定できないということだったと思います。

○枝野委員 今の、疑わしいけれどもクロとまでは断定できない、限りなくクロに近いけれどもという認識は、研究班としての認識でよろしいですね、先生の個人的なものではなくて。だとすると、この委員会の中の質疑の中でも出てきますし、それから厚生省のしたアンケートなどの結果からも出てくるのは、国内でエイズ患者が発生していないという判断だったので、そこから先、その予防策という、対策を立てることはしなかったのだ。特に安部班長がおっしゃっています。

そうすると、話はつながらなくなりますね。そうすると、安部先生の説明がおかしいのでしょうか。

○塩川参考人 私の知っている範囲では、当時のその判定がありましたけれども、これはもう皆さんが、やはり、エイズがもう既に日本に入っている、血液製剤は非常に問題があるという認識の上に立っていたというふうに思っております。

ただ、安部班長は、これはもう間違いなくエイズだということから出発しておられたもので、その辺が、班長の考えはもうほとんどエイズということだったと思いますけれども、先ほどお話ししましたように、やはり学者は、これをエイズと言って、後で、いや、違ったということになって

は大変だという一抹の不安があったということでしょうか。こういうことになったと思います。

○枝野委員 だとすると、ここを教えていただきたいのですが、安部さんは、この委員会がエイズと判断をされなかったもので、そこから先の対策について我々はやらなかったのだという言い方をしています。現実問題として、研究班では、認定は今のような認定をされた、疑わしい、国内に入っているのはばらばらでないという認識だったとすれば、安部さんの話は間違いで、そこから先も当然対策を考えなければならぬ。

○塩川参考人 安部委員長のお考えというのは、私は何かいろいろなもので読んだだけでございませうけれども、しかし、研究班のそういう対策に対するいろいろな議論あるいはそれに對しての努力というものは、特別これがクロに非常に近い状態だということな判定で、そう変わったと私は思っていないのでございます。

○枝野委員 もう一つ、その認識は、要するに、クロに限りなく近いのだからエイズが国内に入っているのだという前提で対策を考えようという認識は、例えば郡司さんも研究班の会議に出席されていましたから、厚生省もその当時同じ認識だったという理解でよろしいでしょうか。

○塩川参考人 私は、知っている範囲では、やはり厚生省もそういう努力を続けておられたというふうに思っております。

○枝野委員 そうなると、そこで、安部班長は別としてほかの皆さんは、国内に血友病の患者さんにエイズが発生しているようだという前提で対策を考えなければというところで話が進んでいったとすれば、だとすれば、やはりどうしても何らかの手を打つべきではないかという結論につながるということかというふうに思われます。結果的には何も手を打たなかったわけですね。そのところのつながりというのはどういうふうに理解したらよろしいのですか。

○塩川参考人 研究班は、御承知のように、診断基準小委員会と血液の対策の小委員会に分かれ

て、私は、診断基準の方の委員会として診断基準をつくって、これから調査をするという方向にいきまされたが、もう一つの血液製剤に関する小委員会の方は、そういうことで対策を進める努力をしていかれたのではないかと思います。発足してからのことは私は存じ上げません。

○枝野委員 これは、小委員会二つ分かれて、最終的には研究班としての報告になっているわけですから、最後、まとめる場所では何らかの、先生は認定の方だったとしても、血液製剤の話の方というのには全くその後はおかしくなかったのですか。

○塩川参考人 かわらないということでは実際はまずいわけですから、実際は、そういう小委員会が二つできまして、そして親の安部研究班は残っているわけですから、そういうところで、研究班とそれから血液製剤の小委員会といういろいろ検討されたのだというふうに思っております。私の方の診断基準小委員会も、もちろん安部班長と御相談しながら進めてきたわけでございます。

○枝野委員 少し話を戻したいのですが、エイズ研究班の中で帝京大症例がエイズかどうかという話をしているときに、少なくとも一回目、二回目で、先生は、これはできるだけしかりと認定をして早くオープンにするべきだというお立場であつた。ところが、二回目のときに、データが出てきたのでそのデータを見たら、やはりそれは断定まではちょっと危ないのだということになった。そういう認識というのには先生だけでしたか、それとも、研究班全体に同じような空気でございしたか、その特に前半ですね。

○塩川参考人 この研究班の報告というのは、これはもちろん班長がおまとめになるわけですから、私の印象としては、大勢として、やはりまだこれですぐは言えないのではないかという意見が多かったと思います。

○枝野委員 それよりも、むしろその二回目のデータが出てくるまでのところで、先生は、本当にエイズだとしたらできるだけ早く伝えないと、国民

に伝えないと危険だから、いろいろなことがあるから対策をとらなければならぬからというふうに思っていていらしたとおっしゃいましたよね、ずつと。その考え方ですね、基本的には。エイズが国内にいたのだとしたら、できるだけ早くオープンにして、それで対策をしかりとれるようにみんな考えてもらおうというような意識というのは、研究班の中で先生だけでしたか、それとも、それは多数の意見でしたか。

○塩川参考人 当時は、この研究班というのは日本の最高の研究者、権威が出ておりました、こういう方たちは、私と同様にエイズに対する危機感というのを非常に持っていたと思っております。皆さん、やはり同じ考えで、対策を進めなければいけないと思っていたというふうに思っております。

○枝野委員 そこで、先ほどのように、非常に疑わしい、クロに、真っ黒に近いけれども断定はできない、だけれども、国内の血友病患者に患者が発生しているというふうな疑いは相当強いという判断であったとすれば、一つは、その対策をきちんとして、もう一つは、特に血友病の患者さんを中心にして、こういう危険が出てきますということを知らせるべきだ。

広く伝えるべきだという議論というのはなかったのですか。それは班の中であったかどうか、それから先生御自身の意識の中でなかったかどうか、教えてください。

○塩川参考人 この件につきましては、私も記憶がございませんけれども、皆さんは十分危機感を持っていられたと思えますし、私はもう初めから、広くこういう情報を伝えて、そして国民の皆さんが予防に協力するようにということを伝えるべきだというふうに思っていて、認識していた次第でございます。

○枝野委員 ところが、結果的にはそれがなされていなかったわけですね。本人は一部否定しているところがありますが、安部班長は血友病の患者

さんの前で、大丈夫大丈夫だとかかなり後の段階までおっしゃっていただけですね。

そうすると、そういった情報をオープンにしていかなかったのは、それは安部さんの、班長の意向が働いたからだという理解しかしようがないのですが、それでよろしいですか。

○塩川参考人 これはやはり、研究班でございまして、班長さんがそういう諸般の状況を見てどういう行動に出るかということをお断されたというふうな思っております。もちろん班員としても班会議のときに、私、今全然覚えていませんけれども、いろいろな意見を皆さん申したというふうな思っております。

○枝野委員 今度は時代が新しくなってきたことを伺いますが、先生は今のような御認識を持たれて、非常に強い危機感を持って、なおかつ帝京大症例を見て、日本の国内の血友病患者にエイズが発生しているらしいと、断定まではできないけれども、かなり疑いが強いという認識を持っていたらしくて、その後、安部研究班がなくなつた以降、まさに先生がそれにかわって、日本のエイズに関する学者さんとしては最高の責任者の立場に立たれたという理解をしておりますが、その段階で、例えば、先ほど来、順天堂大症例と帝京大症例はどちらが先に云々という話、そういう細かいことは別といたしまして、もっと大筋の、大枠の話として、国内の血友病の患者さんは大丈夫なのか、そこに対する感染の広がりは大丈夫なのかという危機感はその段階でもより強くなったのではないかと思ふのですが、いかがですか。

○塩川参考人 ただいまの御質問のとおりでございまして、私は常に、血友病の患者さんの中にエイズ患者さんがふえていくのではないかと認識を持っていたわけでございます。

ただ、一つ、その間に、先ほど言ったようないろいろな事情もあると思ふかもしれませんが、帝京大学の症例のほかに昭和六十年の三月まではなかったわけでございます。

○枝野委員 帝京大からその症例の話が、報告が

上がったことがなかったというのは、それは帝京大にも事情があるのかもしれない。

それから、いわゆる実態把握委員会というのですか、先生が委員長をされた委員会ですね、サーベイランス委員会というのですか、そのところの委員長の立場としては、そういった段取りというものをご大事にしなければならぬのだらうと思ふます。

しかし、先生がまさに日本のエイズの権威、第一人者という地位が確立された段階で、先生がそれまでずっと抱えてきた懸念とか、それから知っていたことを、例えば血友病の患者の皆さんに、あるいは国民にオープンにするということは、先生個人、学者さん、お医者さん個人の立場としておできになったのではないかと思ふのです。ところが、現実にはそれがなされていなくて、それ以前、第一号であった安部さんが安全だ安全だと言いつつ続けたのをずっと引つ張ってしまった。そのところをどういうふうにお考えになっていきますか。

○塩川参考人 十分な努力をしていなかったということを言っていたとしますと、まあそういうことにもなるかと思ふますが、私やはい、この時点で、血友病患者さんの中にエイズ患者さんがおられるという事実について、血友病の専門家の方からいろいろな、世論に訴えるというように、あるいは情報を広めるということをやっていた方がよかったのではないかと。

私は残念ながら血友病の専門家ではありませんので、その点、確かにその方面の努力は足りなかったと思ふますが、私は常にこの問題の重要性というのをいつでも認識して、そして、少しでもこういう患者さんの発生が起らないようにという努力は自分なりににはしてきたというふうな思っております。

○枝野委員 では、少し細かいことですが、先ほど来、帝京大症例、先生が診断基準の話の責任者になられてから、帝京大から症例が上がってきたので、厚生省を通じて催促をした。

催促をしたのはどの段階ですか。先生が委員長になられてすぐに厚生省に、例の帝京大症例の話はという話をしたのですか、それとも、しばらく待ったのですか、その時間的な関係を教えてください。

○塩川参考人 時間的なことと言われますとちよつと記憶がないのですけれども、しかし、いずれにせよ、エイズ調査検討委員会というものが五十九年の九月に発足したときには、これはもうあらゆるエイズ患者、もちろん血友病の方もあります、同性愛の方もあります、あらゆるエイズの患者さんをここに発表していただくということで日本にこういう新しいプロジェクトができて、そして新しい情報はすべての人に知らせ、また、厚生省がこれを対策に用いて日本をエイズから防ぐ方向で努力するだろうという非常に希望に燃えて委員会を発足されたということをおし上げておきます。

○枝野委員 大変失礼なんです、先生が帝京大症例を安部研究班の中で見て、そのとき抱いた危機感というものを考えれば、先生の今の場所での証言を考えれば、先生がエイズ調査検討委員会の委員長になられたときには、もうすぐに、あの例の帝京大症例はもう一回ちゃんとやらなきゃいかぬ、その後はいろいろと学問も進歩しているのだからちゃんとやらなきゃいかぬと一番最初にぴんときて、本来なら直で帝京大に対して、あれ、もう一回ちゃんとやり直そうやという話をされても、いまいちだと思ふますし、そうじゃないとしても、厚生省を通じてというのはいち早く早い段階ではないとおかしい。

五十九年の九月に先生はなられたわけですね。それが少なくとも半年近く結果的には遅くなったわけですね。これは、半年近く帝京大がおくれたのではなくて、そのうちの半分ぐらいは先生の方からの催促がおくれたのではないのですかね。

○塩川参考人 調査検討委員会ができて、日本ですべて新しい調査のシステムが発足したわけですから、それで、これに帝京大も協力機関として参加し、それからその診断基準あるいは調査票

もお渡ししているわけですから、私たちとしては、当然もうあの症例も出てくるだろう。実は、いつ出てくるかというように、その時々考えたこともあったのですけれども、そういうことで過ぎてしまった。そして、例の順天堂大学の症例が出てきて、これはまだ出ていない、何とか早くしてもらわなきゃいけないということをお願いした。そして、五日間発表からおくれて帝京大から報告があった。

そういう経緯でございまして、まことにこれは残念だと思ふますし、確かに御指摘のとおり、もう毎日毎日、九月から帝京大に早く出せと言うべきだったということもあるかもしれませんけれども、私は、当然御理解をいただいているというふうな思っております。

○枝野委員 今の話、厚生省も、安部研究班以来、人はかわっているでしょうが、この問題にずっと取り組んでいるわけですから、厚生省の方の持っていた危機感というのはどんなふうに理解、先生が委員長になって帝京大症例を待っている間というのは厚生省も先生と同じような危機感をお持ちだったのですかね。

○塩川参考人 厚生省は、まあ厚生省はいろいろなところがございます、私が厚生省はどういう考えというのを御質問いただいてもとても答えることができませんけれども、私の関係していた課におきましては、私たちエイズ調査検討委員会を開き、そこへ事務局として御出席になつて私たちの議論をいつでも聞いておられたわけですし、その中で、いや、少し発表しない方がいいのじゃないかと、おくらせた方がいいというやうな、当然そんなやうな考えがあるのじゃないかと皆さんが言っておりますけれども、そういう事実は全くございせん。私たちの考えています方針に沿って、そして帝京大にも督促していただく、そのほか努力をしていただいていたというふうには私は理解しております。

○枝野委員 ありがとうございます。

○和田委員長 岩佐恵美さん。

すから、この調査検討委員会にそれをかけて再検討すべきだったというふうに思うのですね。その

帝京大二症例というのは、八五年の五月にようやくエイズ患者として認定されたわけですから、もし八四年の秋に認定されているということになれば、事態は変わったわけですね。

私は、参考人の責任というのは非常に重大だということに思っていますけれども、その点、いかがでしょうか。

○塩川参考人 これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、報告をしていただかなかった。報告をしていただかなかったというのは、昭和五十八年に出版されたその症例は、病歴の一部を書いてあるわけですね。ですから、後でお願いしたのは、調査票にちゃんと診断の基準に合わせて記載事項があつて、それを埋めていただくということでしたので、やはり病歴を手書きで書いたもので、ここで認定することはできなかったということもございまして。しかし、やはり報告がなかった。これは本当に残念だと思っております。

○岩佐委員 参考人は、輸血後感染症に関する研究班、いわゆる日沼研究班の班員であつたわけですね。その研究班の中に、エイズに関する研究者グループ、つまりエイズ分科会というのがあつたわけですね、俗称エイズ分科会。

このエイズ分科会には、栗村教授、北村教授それから参考人、この三人が属しておられたということなんです。そのグループの一人の栗村氏が、安部氏が依頼したギヤロ博士のデータの存在について知つたのは、八四年十一月二十二日の京都で開かれたいわゆるエイズ分科会の会議だつたというふうに言っておられるのです。ところが、参考人はその会議には出席しておられなかったというのでありますけれども、私は当然、このように重要なギヤロ報告について後で参考人に何にも報告がないということはないというふうな報告がないという点、いかがですか。

○塩川参考人 これは既に文書として皆さんのお手元に渡つておられると思いますが、厚生省の当局の人がこの研究班に出まして、そうして、日本の血友病の方の二十二例中四例が陽性だつたとい

うことをこの研究班で発表があつたということ報告しております。それが私たちの委員会の知識でございまして、私たちはそのときにギヤロ博士云々という話は聞いておりません。

以上です。

○岩佐委員 これも非常に重要な問題なんです。この間、安部参考人に伺つたら、ギヤロ博士のデータというのは、亡くなられた帝京大の二症例が入つておられるということなんです。このデータがちゃんと知らされていけば、その後の対応もやはり変わつていたと思うのです。ところが、この大事な問題について、わからないと言ふ、あるいは聞いていないと言ふのも本当に不自然だと思ふのです。

参考人は、スピラ博士の帝京大二症例が議論された先ほどの八三年十月十四日のこの会議も、出たか出ないか二転三転して、厚生省の資料も一番最後にここは出てくるわけですね、第四回の資料というのは。

それで、ここではスピラ博士の二症例について、必ず報告があつたわけですね、風間メモにあるわけですから。ところが、それは知らない。ギヤロ報告についても同じ。他のことについてはよく覚えておられるのに、この問題がわからないというのは、結局、血友病患者からどうしてもエイズの感染者あるいは発症者を出したくないという、例えば製薬企業とかあるいは厚生省とかそういうところの意向、これに沿つて参考人がいろいろ行動をされたのじゃないか、だから血友病の帝京大二症例を事実上否定をする、あるいは第一号は同性愛者にするというふうなことで、情報操作のシナリオに沿つて行動されたのじゃないかという疑いをぬぐうことができないのです。

七月十八日の第二回エイズ研究班の後、帝京大二症例について、参考人は、認めてもいいのだが厚生省の立場もあるしと漏らしたことを委員の一人が会議の終了直後に聞いていた、こういうことがあります。結局、参考人は、厚生省の、血友病患者からエイズ患者は出さない、そういう方針とお

りに行動をされたということではなかったのですか。

○塩川参考人 まあどういふふうに御推察になつても構いませんけれども、私は、特別厚生省から御依頼を受けて、ましてや企業から御依頼を受けて血友病のエイズ感染者を隠す、そういうような努力をしたことはもう絶対ございせん。また、そういうことについて、私は学者として自分の信念をはかる外圧によつて変えるということは今ままで絶対したことはございせん。そういう疑念は持つていたについては結構ですけども、私は絶対ないということをしてここで申し上げておきます。

○岩佐委員 疑惑を持つのは勝手と言われますけれども、肝心なところがわからないし、言つただけな、そのことが問題なんです。私は、もつともつとこの問題について説明していかねばいけないというふうに思っています。その点を指摘をして、終わりたいと思います。

○和田委員長 土肥隆一君。

○土肥委員 まず、塩川先生は、エイズ研究班の班に入つてくれといつて頼まれたのはどなたから頼まれたのでしょうか、そしてまた、その頼まれたときに、このエイズ研究班はどういう目的でつくつたからよろしくというふうに聞かれたのでしょうか。

○塩川参考人 私は、こういう内科の医師でございまして、そして長年、そういう免疫機能の低下している患者さん、リウマチとか膠原病ですけれども、そういう患者さんの診療をしております。そして当時、昭和五十八年の五月当時は、エイズは後天性免疫不全症候群という原因不明の疾患であつたもので、厚生省で免疫不全というものはあなたの専門じゃないか、そして手伝つてもえらふかといふことで、私も長年エイズについて関心を持っていたし、私も長年エイズに引かれていた次第でございまして、その研究班は、エイズの実態を調査する、そしてこれに

研究班だといふことを伺つておりました。

○土肥委員 厚生省のだから頼まれたか、先生は厚生省のだから。

○塩川参考人 私は厚生省に呼ばれて、郡司課長に、あなたはエイズに関心を持っているのかといふことで聞かれ、そして関心を持っているなら今度できる安部研究班に入つてくれ、班員として自分の学識経験といひますか、学問でいろいろ諮問に答えてくれといふことであつたわけですね。

○土肥委員 それで、六月十三日に第一回のエイズ研究班が開かれるわけですね。第一回の会合で、郡司課長は、例えば、既に血友病の患者さんにエイズウイルスが混入しているような可能性もあるかもしれないとか、非常に危機的な状況にあるとか、あるいは既にトランスフルーシブル社が加熱製剤を供給しておりますからその緊急輸入であるとか、あるいはクリオの製剤であるとかといふ、そういうふうな言つてみればエイズ研究班の方向性を示すようなことを何か言いましたか。

○塩川参考人 第一回の研究班のことで、詳しい記憶はございせんけれども、しかし、今御指摘になつたような、日本にはエイズがもう侵入しているかもしれない、それですから早く対策をしなければいけないというお話はあつたと思ひます。

○土肥委員 極めて重要な発言でございまして、午前中の徳永参考人の話によりまして、ほとんどそういう意図的なことであるいは目的、方向づけのようなことはなくて、漠然と参加して、日赤の血液センター、血液の関係者、そして五回のエイズ研究班もほぼ漠然と終わった、こういうふうにおつちやつていまして、先生の御発言を聞きまして、非常に積極的、しかも相当な危機感を持つて、そして、何とかしなきゃいけない、なるべく早く疑わしきは発表するといふふうにおつちやしました。このギャップはどういふことなんでしょうか。

○塩川参考人 この件につきまして、一言、どうして午前中の参考人がそういうお話をしたかといふことで、まあ私の推察なんですけれども、この

研究班は安部班長が非常に強力な指導権を持っておりました。それで、研究班のほとんどが安部班長のいろいろなお話で終わってしまったようなときもあつたわけでございます。

そういう意味で前の参考人が非常に漠然としていたということを言われたのだと思えますけれども、先ほどお話ししましたように、トラベノール社の問題その他がありまして、そして厚生省も、それからもちろん郡司課長も、危機感を持ってこの研究班をつくられたということは、その前の新聞でも報道でも出ておりまして、私はそういうことは間違いないというふうに思っております。

○土肥委員 八三年の七月の四日に、これは郡司メモですけれども、非常に積極的に、加熱製剤への転換であるとか、この血液製剤の行政を変えなきゃいけないというメモがあつて、十一日にはそれがひっくり返るのです。先生はそういうことは事前にお知りになっていただかば別にはいたしまして、なぜ四日と十一日にこれだけの逆転が起こるのかということと先生の判断ではどうお考えになりますか。

○塩川参考人 ただいまのようなお話が非常に広まっているようでございますけれども、私は、一人の班員として参加しておりますので、その間にそういう大きな変化があつたということは感じておらないのであります。

しかし、これはいろいろな班員の方もございまして、何しろ十三年前のことなのでいろいろな御意見があるかと思いますが、私自身はそういう急速な判断の変化ということはなかつたというふうに感じておるということを申し上げておきます。

○土肥委員 実は、その後、十八日に第二回の会合が開かれるわけです。そのときに、郡司課長は恐らくそこに出ていたと思いますが、そのときに何か積極的な、こういうふうによつてくれ、つまり加熱製剤あるいはクリオなどへの転換をしないと危ないというような発言はいたしましたか。

○塩川参考人 血液製剤につきましては、私は、

どうも余り知識がないこともあつて十分覚えていないのでございますけれども、血液関係あるいは血友病関係の先生方はそういうことを皆さんで言っておられたというふうに、漠然と申し上げます。

○土肥委員 そこが非常に第二回目からの分かれ目だというふうに思ふのです。つまり、五回エイズ研究班を開くのですけれども、ほぼ当初の先生に郡司課長をお願いしたその目的は急速にばんでいつて、そして後は判定の問題であるとかというふうなことに終始していつて、当面どうするか、本当に大丈夫なのかというふうな緊迫感を持った研究班にはなっていないのではないかと、そういうことになってしまったのはなぜなのかというところが私は最大のなぞだと思ふのですけれども、先生は、どうでしょうか、三回目、四回目、五回目でどういうふうな経過だと御認識でしょうか。

○塩川参考人 私は、第一回から第三回までは先ほどのようなことで帝京大学の症例の検討その他でいろいろ議論に参加しておりましたけれども、四回になりますと、もう診断基準小委員会の委員長として、その自分の職責の中で御報告をしていただけてございまして、それ以上のことについては、大きな変化その他については全く知らないとお返事するよりほかございません。

○土肥委員 そうすると、結局、先生が非常な危機意識を持っておられた、そして血液製剤も危ない、安部先生もはつきりとこれはエイズじゃないかと言つていた、あるいは学者も非常に不安を持つた、それはいいのです。だけれども、その後どうしてこのままですと二年間かかつてしまったのか。なぜここで結論が出なかつたのか。そのときに厚生省はなぜその研究班に何らかの働きかけをしなかつたのか。

全然厚生省の働きかけはなかつたのですか。

○塩川参考人 厚生省がどういうふうと考えていたか、あるいは働きかけをしたか、しないかというところでございますけれども、私は一人の班員としてお手伝いをしておりまして、私自身としまし

ては、いろいろなそういう変化というふうなものは全く感じないで、自分に課せられた診断基準小委員会の委員長として、早く日本で診断基準をつくり、そして日本全国の調査をしなければいけないというところに専念していただけてございます。

○土肥委員 そうすると、郡司さんが最初に先生にお願ひになった、依頼したその目的から、先生は専門的なところへ、診断基準の方に入つてしまわれる。そして、あとはもう一つの血液製剤の委員会に付託してしまふ。それで、エイズ研究班というのはそのまま、何かどうでもいいような宙に浮いたような委員会になってしまふ、研究班になつてしまふ。つまり、そこでは、刻々迫つてくる危機状況、それは危機意識が先生はあつたというふうにおっしゃるけれども、それが継続しないまま二年間たつてしまつた。そして、二千人の患者さんがエイズ感染になつてしまつた。

こういう中で、先生今、反省と言つたら語弊がありますけれども、あのエイズ研究班はどうあるべきだつたのか、二つの小委員会はこの緊急の問題にどう対応すべきだつたとお考えでしょうか。

○塩川参考人 ただいま御指摘のとおりでございます。現在の状況、非常にたくさんの血友病の患者さんがエイズに感染しておられる、そして、中ではたくさんの方が亡くなつておられるという状況を今考えまして、当時はどうだったかということになりますと、これはやはり反省すべき点は反省しなければいけないというふうに思っております。当時としては皆さんは努力しておられたと思ひますし、私自身も、いい調査検討委員会をつくつて、日本の実情を把握してよりよいエイズ対策をすべきだという一つの信念を持って自分の仕事をしてきたわけでございます。

以上でお返事になるか知りませんが、申し上げます。

○土肥委員 もう一問させていただきます。

そうすると、このエイズ研究班及び二つの小委員会の試みというのは、あるいは厚生省も含めて、この大事件というのは不可抗力なものだとお考え

なんでしょうか。

○塩川参考人 エイズというのは全く新しい病気でございまして。世界でまだだれも見ただことも聞いたこともなかつた病気でございまして。ですから、非常に大きな問題であり、また、非常に難しい問題がたくさんあつたということは事実でございます。

しかし、これに対してよりよい対策をすべきであるということはこれからの大きな課題になるだろう。今までの経過を検討されて、そして今後よりよい対策を行つて、二度とこういう悲劇を少なくとも日本にはもたさないうようにしなければいけないというふうに考えております。

○土肥委員 それでは患者さんがかわいそうです。終わります。

○和田委員長 以上をもちまして塩川参考人に対する質疑は終了いたしました。

塩川参考人には、御多用のところ、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

次回は、来る十日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条から第二十三条までを次のように改める。

(年金保険者たる共済組合に係る拠出金の納付)

第十八条 年金保険者たる共済組合(国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合をいう。以下同じ)は、毎年

度、厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(平成八年法律第 号) 第二条の規定に
よる改正前の国家公務員等共済組合法(昭和
三十三年法律第百二十八号。次条において
「国家公務員等共済組合法」という。) 第二条
第一項第七号イ又はハに掲げる法人(次条に
おいて「日本たばこ産業株式会社等」とい
う。)の所属の職員をもつて組織された共済
組合の組合員であつた者の当該組合員であつ
た期間(他の法令の規定により当該組合員で
あつた期間とみなされた期間及び他の法令の
規定により当該組合員であつた期間に合算さ
れた期間を含む。次条において「日本たばこ
産業共済組合等の組合員期間」という。)に係
る年金たる保険給付に要する費用の一部に充
てるため、拠出金を納付する。

2 第八十一条第四項の規定による保険料率の
再計算が行われるときは、厚生大臣は、年金
保険者たる共済組合が納付すべき拠出金につ
いて、その将来にわたる予想額を算定するも
のとする。

第十九条 前条第一項の規定により年金保険者
たる共済組合が納付する拠出金の額は、当該
年度における拠出金算定対象額の二分の一に
相当する額にそれぞれ次の各号に掲げる率を
乗じて得た額の合計額とする。

一 標準報酬按分率
二 個別負担按分率

2 前項の拠出金算定対象額は、当該年度にお
ける年金たる保険給付に要する費用のうち、
当該年度における日本たばこ産業共済組合等
の組合期間に係る年金たる保険給付に要する
費用(以下この項において「組合員期間費用」
という。)として政令で定めるところにより
算定した額から、次の各号に掲げる額の合計
額を控除して得た額とする。

一 当該年度における組合員期間費用に係る
国庫負担の額として政令で定めるところに
より算定した額

二 組合員期間費用に係る積立金の額及びそ
の運用収入の額の合計額のうち、当該年度
における組合員期間費用に充てるべき額と
して厚生大臣が定める額

三 当該年度における日本たばこ産業株式会
社等の被保険者(日本たばこ産業株式会
社等(国家公務員等共済組合法第百十一条の
第六項に規定する指定法人であつて、当
該指定に係る国家公務員等共済組合法第二
条第一項第七号に規定する適用法人が日本
たばこ産業株式会社等であるものを含む。)
の事業所であつて第六条の適用事業所であ
るものに使用される被保険者をいう。以下
この条において同じ。)に係る保険料額の
総額のうち、当該年度における組合員期間
費用に充てるべき額として政令で定めると
ころにより算定した額

3 第一項第一号の標準報酬按分率は、厚生省
令で定めるところにより、年金保険者たる共
済組合ごとに、当該年度における当該年金保
険者たる共済組合の組合員(国家公務員共済
組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に
あつては、当該連合会を組織する共済組合の
組合員)に係る標準報酬の総額として政令で
定めるところにより算定した額(以下「年金
保険者たる共済組合の標準報酬総額」とい
う。)を、当該年度における厚生年金保険の被
保険者(日本たばこ産業株式会社等の被保
険者を除く。)に係る標準報酬の総額として政
令で定めるところにより算定した額(次項に
おいて「厚生年金保険の標準報酬総額」とい
う。)と年金保険者たる共済組合の標準報酬
総額の合計額とを合算した額(次条において
「被用者年金保険者の標準報酬合計額」とい
う。)で除して得た率を基準として、年金保
険者たる共済組合ごとに算定した率とする。

4 第一項第二号の個別負担按分率は、第一号
に掲げる率(第二号に掲げる率を下回る年金
保険者たる共済組合について、同号に掲げる

率から第一号に掲げる率を控除して得た率及
び当該年金保険者たる共済組合の標準報酬総
額を考慮して、政令で定めるところにより算
定した率とする。

一 個別負担率(厚生省令で定めるところに
より、年金保険者たる共済組合ごとに、当
該年度における当該年金保険者たる共済組
合が支給する年金たる給付に要する費用
(地方公務員共済組合連合会にあつては、
当該連合会を組織する共済組合が支給する
年金たる給付に要する費用)のうち年金た
る保険給付に相当する給付に要する費用と
して政令で定めるところにより算定した額
を、当該年金保険者たる共済組合の標準報
酬総額で除して得た率をいう。)

二 基準負担率(厚生省令で定めるところに
より、当該年度における年金たる保険給付
に要する費用のうち日本たばこ産業共済組
合等の組合員期間及び日本たばこ産業株式
会社等の被保険者であつた期間以外の期間
に係る年金たる保険給付に要する費用とし
て政令で定めるところにより算定した額
を、厚生年金保険の標準報酬総額で除して
得た率をいう。)

第二十條 拠出金算定対象額(以下こ
の条において「拠出金算定対象額」とい
う。)を被用者年金保険者の標準報酬合計額
の予想額(以下この条において「標準報酬合
計予想額」という。)で除して得た率が、年金
保険者たる共済組合の年金たる給付に要する
事業に係る財政状況その他の事情を勘案して
政令で定める率を上回る年度があるときは、
年金保険者たる共済組合に係る拠出金の負担
の平準化に資するため、厚生大臣が定める期
間(以下この条及び次条において「平準化期
間」という。)の各年度における前条第一項の
拠出金算定対象額は、同条第二項の規定にか
かわらず、厚生大臣が定める額(以下この条
及び次条において「補正拠出金算定対象額」

という。)とする。

2 拠出金算定対象額及び標準報酬合計予
想額は、各年度ごとに厚生大臣が算定する。
3 平準化期間は、平準化期間の各年度におけ
る補正拠出金算定対象額を当該各年度の標準
報酬合計予想額で除して得た率が第一項の政
令で定める率を上回る年度のない期間のう
ち、最も短い期間を基礎として定められるも
のとする。

4 補正拠出金算定対象額は、平準化期間の各
年度において、次の各号のいずれにも該当す
るよう定められるものとする。

一 平準化期間の各年度(平準化期間の最初
の年度を除く。)における補正拠出金算定
対象額は、イに掲げる額にイに掲げる率を
乗じて得た額を基礎として定められるもの
であること。

イ 当該年度の前年度における補正拠出金
算定対象額

ロ 平準化期間における標準報酬合計予想
額の推移その他の事情を勘案して政令で
定める率

二 補正拠出金算定対象額は、イに掲げる額
とロに掲げる額とが等しくなるように定め
られるものであること。

イ 平準化期間の各年度における補正拠出
金算定対象額を年五分五厘の複利現価法
によつて平準化期間の最初の年度から当
該各年度までのそれぞれの期間に應じて
割り引いた額の合計額

ロ 平準化期間の各年度における拠出金算
定対象額を年五分五厘の複利現価法
によつて平準化期間の最初の年度から当
該各年度までのそれぞれの期間に應じて
割り引いた額の合計額

5 附則第十八条第二項の規定により同項の予
想額の算定が行われるときは、厚生大臣は、
当該予想額の算定の基礎となつた拠出金算定
対象予想額及び標準報酬合計予想額に基づい

て平準化期間及び補正提出金算定対象額を變更するものとする。この場合において、前二項の規定に準用する。

(報告等)

第二十一条 社会保険庁長官は、年金保険者たる共済組合に対し、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣を経由して、当該年金保険者たる共済組合の標準報酬総額その他の厚生省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 各年金保険者たる共済組合は、厚生省令で定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣を経由して、前項の報告を行うものとする。

3 年金保険者たる共済組合は、厚生省令で定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣を経由して、附則第十八条第二項に規定する予想額並びに平準化期間及び補正提出金算定対象額の算定のために必要な事項として厚生省令で定める事項について厚生大臣に報告を行うものとする。

4 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、前項に規定する予想額その他これに関連する事項で厚生省令で定めるものについて、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に報告を行うものとする。

5 厚生大臣は、前各項に規定する厚生省令を定めるときは、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に協議しなければならない。

第二十二條 社会保険庁長官は、附則第十八条から前条までの規定の適用に必要があるとき、年金保険者たる共済組合を所管する大臣に対し、当該年金保険者たる共済組合に係る前条第一項に規定する報告に関し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該年金保険者たる共済組合の業務の状況を監査させることを求めることができる。

(政令への委任)

第二十三條 附則第十八条から前条までに規定

するもののほか、年金保険者たる共済組合に係る提出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十三條の次に次の一条を加える。

(保険料の特例)

第二十三條の二 附則第十八条から前条までの規定により年金保険者たる共済組合からの提出金の納付が行われる場合には、第八十一条第四項中「及び国庫負担の額」とあるのは、「国庫負担及び附則第十八条第一項の規定により年金保険者たる共済組合(国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合をいう。以下「共済組合」という。))が納付する提出金の額」とする。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員共済組合法

目次中 第八章 国家公務員等共済組合審議会 第九章 適用法人の組合に係る特例

会(第百十一條) を「第八章(第百十一條の二)第百十一條の十」を「第八章 国家公務員共済組合審議会(第百十一條)に、「第十章」を「第九章」に、「第十一章」を「第十章」に改める。

第一章 第一条第一項中「国家公務員等」を「国家公務員」に、「もつて国家公務員等」を「もつて国家公務員」に、「当該国家公務員等の職務」を「公務」に改め、同条第二項中「及び適用法人」を削る。

第二条第二項第一号を次のように改める。
一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条又は第八十二条の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。))による休職又は停職の処分を受

けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるものの以外のもを含むものとする。をいう。

第二条第一項第七号及び第八号を削る。
第三条第一項中「及び適用法人の前条第一項第七号イ、ロ又はハに掲げる区分」を削り、「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改める。

第五条第一項中「又は適用法人の代表者(同条第二項に規定する適用法人の代表者をいう。))」を削る。

第八条第二項を削り、同条第三項中「又は適用法人の代表者」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十一条第一項中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改め、同条第四項中「国家公務員等共済組合審査会」を「国家公務員共済組合審査会」に改める。

第二十四条第一項第九号中「国家公務員等共済組合審査会」を「国家公務員共済組合審査会」に改める。

第二十七条第一項中「十二人」を「十人」に、「四人」を「三人」に改める。
第三十一条第一号中「適用法人の常勤役員若しくは常勤職員」を削る。

第三十五条第二項中「二十一人」を「十六人」に改める。
第三十七条第一項中「又は適用法人」を削る。

第四十一条第二項中「(適用法人の業務を含む。以下同じ。))」を削る。
第六十八條の二中「第百十一條の三第一項に規定する適用法人の組合の組合員及び」を削る。

第九十九條第二項中「又は適用法人」を削り、同条第五項中「若しくは労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第一条」及び「又は適用法人」を削る。

第二百二條第一項及び第四項中「若しくは適用法人」を削る。
第二百三條第一項中「国家公務員等共済組合審査会」を「国家公務員共済組合審査会」に改める。

第二百四條第三項及び第二百五條第一項中「又は適用法人」を削る。
第八章 国家公務員等共済組合審議会を「第八章 国家公務員共済組合審査会」に改め、同条第三項中「十五人」を「十一人」に改め、同条第四項中「又は適用法人」を削る。

第九章を削る。
第一百二十二條第二項中「若しくはこの法律の規定による負担金若しくは延滞金(適用法人の組合に係るものに限る。))」を削る。

第一百二十六條第五項及び第六項を削る。
第二百二十二條中「又は適用法人(指定法人を含む。))」を削る。

第二百二十四條の二第一項中「適用法人」、「又は適用法人」及び「若しくは適用法人」を削る。
第二百二十五條第一項中「又は適用法人」を削り、「とする」を「と、同条第五項中「第三条」とあるのは「第三条若しくは労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条」とする」に改める。

第二百二十六條の五第二項中「又は適用法人(指定法人を含む。))」を削る。
第十章を第九章とする。

第二百三十條中「又は日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合若しくは日本鉄道共済組合の代表者」及び「又は第百十一條の二」を削る。

第十一章を第十章とする。
附則第三条の二を削る。

附則第三条の三中「若しくは国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者」及び「又は当該旧組合の運営審議会の委員であつた者」を削り、同条を附則第三条の二とする。

附則第四条の二中「附則第三条の三」を「附則第三条の二」に、「附則第三条の二第二項において読み替えて適用される第三十五条第三項及び第四項後段」を「第三十五条第三項」に、「当該組合員であつた者（連合会を組織する組合）」を「組合員であつた者（組合）」に、「これら」を「同項」に改める。

附則第十二条第六項中「又は適用法入」を削る。

附則第十二条の八第一項及び第二項中「又は適用法入の組合」を削る。

附則第十二条の十二第一項前段中「当該一時金を支給した組合又は」を削り、同項後段を削り、同条第二項中「当該退職共済年金等を支給する組合又は」を削る。

附則第十二条の十三中「当該一時金を支給した組合又は」を削り、「同条第一項後段及び第二項」を「同条第二項」に改める。

附則第十三条の四第二項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第十三条の八中「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の規定」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の規定」に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の適用」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の適用」に改める。

附則第十四条の二第五項中「適用法入（指定法人を含む）」を削る。

附則第十四条の三から第十四条の十までを削る。

附則第十四条の十一第一項中「（適用法入の組合にあつては、第四号に掲げる事業に限る。）」を削り、同条を附則第十四条の三とする。

附則第二十条を削る。

附則第二十条の二の見出しを「（日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合に係る組合員期間を有する者に支給する長期給付の特例）」に改め、同条第一項中「組合員期間の全部又は一部が日本鉄道共済組合を、当分の間、組合員期間の一部が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合」に、「第七十七条第二項」を「第七十七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）以下「平成八年改正前共済法」という。）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除算した期間」とあり、同項第二号に改め、「当分の間」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「（日本鉄道共済組合）」を「（平成八年改正前共済法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 平成二年四月一日前に退職した者に退職共済年金を支給する場合における前項の規定の適用については、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは、「日本鉄道共済組合」とする。

附則第二十条の二第三項から第七項までを削り、同条を附則第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（年金保険者たる共済組合に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十條の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）とあるのは、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）と、第二十一条第一号及び第三十五条の二第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあり、第九十九条第一項中「及び基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあり、同項第二号中「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含む」とする。

附則第二十條の三及び第二十條の四を削る。

第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十六條第二項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合（）」を「国家公務員共済組合（）」に改める。

第百四十三條の前の見出し及び同条第一項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合連合会（当該国家公務員等共済組合連合会を組織する国の組合以外の国の組合にあつては、当該国の組合）」を「国家公務員共済組合連合会」に改め、同条第四項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第二十條の六中「国家公務員等共済組合法附則第二十條の二第一項」を「国家公務員共済組合法附則第二十條第一項」に、「同法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法」に、「第七十九條第一項第二号」を「第七十九條第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第百四十四條第一項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間のうち厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除く。）と、第七十九條第一項第二号ロに」とあるのは、」を「とあるのは」に、「国家公務員等共済組合法第八条第二項」を「改正前国共済法第八条第二項」に改める。

附則第二十條の三を次のように改める。

（年金保険者たる共済組合に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付積立金等の特例）

第四十條の三 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第二十四条中「の負担」とあるのは「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）の負担」と、第三十八條の八第一項

及び第三項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第百三十三条第一項中「に係る負担に要する費用を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金に係る負担に要する費用を含む」と、除く。を含む」とあるのは「除く。」及び年金保険者拠出金に係る負担に要する費用を含む」とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第四条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第二十五条の見出しを「(国家公務員共済組合法の準用)」に改め、同条中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「及び第五号から第八号まで」を「第五号及び第六号」に、「前段及び第一号に限る」を「第二号を除く」に、「第七十七條第一項、附則第十二條の八第一項及び第二項、附則第十二條の十二第一項前段及び第二項並びに附則第十二條の十三を」及び第七十七條第一項に改め、同条の表第二百六條の五第二項の項中「又は適用法人(指定法人を含む)」を削り、同表附則第十二條第六項の項中「又は適用法人」を削り、同表附則第十二條の八第一項及び第二項の項、附則第十二條の十二第一項前段の項、附則第十二條の十二第二項の項及び附則第十二條の十三の項を削る。

第二十八條第二項及び第三十四條の二第二項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第三十八條の見出しを「(国家公務員共済組合法の準用)」に改め、同条中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、「又は適用法人」を削る。

第四十六條第一項及び第二項、第四十七條の二、第四十七條の三第一項、第四十八條の二(見

出しを含む)、附則第二十一項、附則第二十五項並びに附則第二十九項第三号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第三十四項を次のように改める。

(年金保険者たる共済組合に係る拠出金の納付が行われる場合における組合の業務の特例)

34 厚生年金保険法附則第十八條第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第十八條第二項の規定の適用については、同項中「及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金法の規定による基礎年金拠出金」とする。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第五條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

(年金保険者たる共済組合に係る拠出金の納付が行われる場合における掛金の特例)

第十九條 厚生年金保険法附則第十八條第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第五十四條第一項及び第六十一條の二第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは、「基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金」とする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、附則第三十七條及び第四十七條第一項の規定は、同年一月一日から施行する。(被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の廃止)

第二條 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第八十七号)は、廃止する。

2 平成八年度以前の年度の前項の規定による廃

止前の被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(次項及び附則第八十二條において「旧制度間調整法」という。)の規定による調整交付金及び調整拠出金については、なお従前の例による。

3 旧制度間調整法の規定は、厚生年金保険の管掌者たる政府並びに法律によつて組織された共済組合及び附則第三十二條第二項に規定する存続組合が支給する平成九年二月分及び同年三月分の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する額については、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(用語の定義)

第三條 この条から附則第十條まで、附則第十二條、第十三條、第十五條から第十九條まで、第二十一條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十五條、第三十七條、第三十八條、第四十條から第四十三條まで、第四十五條、第四十六條、第四十九條、第五十四條、第五十九條、第六十一條、第六十四條、第六十六條、第六十七條及び第六十九條において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正後国共済法 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法をいう。

二 改正後国共済施行法 附則第七十六條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)をいう。

三 改正前国共済法 第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

四 改正前国共済施行法 附則第七十六條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共

済組合法をいう。

六 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。

七 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合又は日本鉄道共済組合 それぞれ改正前国共済法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合又は日本鉄道共済組合をいう。

八 旧適用法人共済組合員期間 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合(以下「旧適用法人共済組合」という。)の組合員であつた者の当該組合員であつた期間(他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む)をいう。

(厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置)

第四條 昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧適用法人共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において旧適用法人(改正前国共済法第二條第一項第七号に規定する適用法人をいう。以下同じ。)又は改正前国共済法第六十一條の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用されるもの(施行日に同法第十三條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。)は、施行日(厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置)

第五條 旧適用法人共済組合員期間は、厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

一 改正前国共済法附則第十三條の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合における

その脱退一時金の計算の基礎となつた期間
二 旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間
四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

2 前項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間のうち、昭和六十年国共済改正法の施行の日の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、その期間に三分の四を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保険者期間とする。
3 第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間のうち、昭和六十年国共済改正法の施行の日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、その期間に五分の六を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保険者期間とする。
（厚生年金保険の標準報酬に関する経過措置）
第六条 施行日以前の旧適用法人共済組合員期間（昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一

項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前国共済法による標準報酬月額（昭和六十一年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年国共済改正法附則第九条の規定の例により算定した額とする。）は、それぞれその各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。
（旧適用法人共済組合による従前の処分等）
第七条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為（旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る処分、手続その他の行為に限る。）は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。
一 附則第十五条第一項又は第十六条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為
二 改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為
三 旧国共済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた旧適用法人共済組合員期間のうち、昭和六十年国共済改正法の施行の日の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、その期間に三分の四を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保険者期間とする。
3 第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間のうち、昭和六十年国共済改正法の施行の日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、その期間に五分の六を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保険者期間とする。
（厚生年金保険の標準報酬に関する経過措置）
第六条 施行日以前の旧適用法人共済組合員期間（昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一

（老齢厚生年金の額の計算の特例）
第八条 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧適用法人共済組合員期間（第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者にあつては、当該旧適用法人共済組合員期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定める要件に該当するものを含む。）は、計算の基礎としない。
一 旧適用法人共済組合が支給する改正前国共済法の規定による退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）
二 旧適用法人共済組合が支給する旧国共済法の規定による退職年金又は減額退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

2 施行日の前日において次の各号のいずれかに該当した者（同日において前項各号のいずれかに該当した者を除く。）に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、旧適用法人共済組合員期間に計算の基礎としない。
ただし、第一号又は第二号に該当した者にあつては、施行日から六十日以内に旧適用法人共済組合員期間を厚生年金保険法による老齢厚生年金の額の計算の基礎とすることを希望する旨を社会保険庁長官に申し出たときは、この限りでない。
一 改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者（平成七年六月三十日以前に退職した日本電信電話共済組合の組合員又は平成二年四月一日前に退職した日本たばこ産業共済組合若しくは日本鉄道共済組合の組合員に限る。）
二 改正前国共済法附則第十二条の八第九項に規定する者（日本電信電話共済組合の組合員（施行日の前日以前に退職した者を含む。）又

は平成二年四月一日前に退職した日本たばこ産業共済組合若しくは日本鉄道共済組合の組合員に限る。）（前号に掲げる者を除く。）
三 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者（前二号に掲げる者を除く。）
（障害厚生年金等の支給要件の特例）
第九条 厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について改正前国共済法又は旧国共済法による年金たる給付（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。以下同じ。）のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者その他政令で定める者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2 施行日前に改正前国共済法又は旧国共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者であつて旧適用法人共済組合員期間を有するもの（施行日において当該給付の受給権を有する者及び当該給付の支給事由となつた傷病について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号）附則第八条第一項又は第二項の規定により支給される改正前国共済法による障害共済年金の受給権を有する者を除く。）が、当該給付の支給事由となつた傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級（以下この項において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

第十條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害（旧適用法人共済組合員期間中の傷病による障害に限る。）について厚生年金保険法第四十七条から第四十七条の三まで及び第五十五条の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

（遺族厚生年金の支給要件の特例）

第十一條 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（死亡を支給事由とするものを除く。）の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

2 平成十九年四月一日前に死亡した者（前項の政令で定める者に限る。）の死亡について厚生年金保険法第五十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「であること」とあるのは、「であるか、又は障害等級の一級若しくは二級に該當する程度の障害の状態であること」とする。

3 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族である夫、父母又は祖父母の有所する遺族である年金の受給権は、同法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該當する程度の障害の状態にある夫、父母又は祖父母について、その事情がやんだときは、消滅する。ただし、夫、父母又は祖父母が受給権を取得した当時五十五歳以上であつたときを除く。

4 第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族である夫、父母又は祖父母が同法による遺族厚生年金の受給権を取得した当時から引き続き同法第四十七條第二項に規定する障害等級の一級又は二

級に該當する程度の障害の状態にある間は、その者については、同法第六十五条の二の規定は適用しない。

（国民年金の被保険者期間の特例に關する経過措置）

第十二條 施行日の前日において他の法令の規定により旧適用法人共済組合の組合員であつた期間に算入するものとされた期間は、昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第二項の規定の適用については、改正後国共済法第三條第一項に規定する国家公務員共済組合の組合員であつた期間とみなす。

（老齡基礎年金等の支給要件の特例）

第十三條 旧適用法人共済組合員期間を有し、かつ、施行日の前日において昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第八号から第十一号までのいずれかに該當した者であつて、施行日において国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二十六條ただし書に該當する者（同法附則第九條第一項の規定により同法第二十六條ただし書に該當しないものとみなされる者及び昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項各号のいずれかに該當する者を除く。）は、昭和六十年国民年金等改正法附則第七條第二項、第十二條第一項、第十八條第一項及び第五十七條の規定の適用については、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第八号から第十一号までのいずれかに該當するものとみなす。

（厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例）

第十四條 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用（厚生年金保険法による年金たる保険給付に相當する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用をいう。附則第十九條及び第二十條において同じ。）は、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定の適用については、保険給付に要する費用とみなす。

し、同法附則第十九條第二項及び第四項の規定の適用については、年金たる保険給付に要する費用とみなす。

（改正後国共済法による給付）

第十五條 旧適用法人共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該當する者であるときは、改正後国共済法中退職共済年金の支給要件に關する規定は、その者について適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 改正前国共済法附則第十二條の三又は第十二條の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齡厚生年金の受給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）

三 附則第八條第二項第一号又は第二号に掲げる者（前二号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定により適用するものとされた改正後国共済法による年金たる給付（日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員であつた者に係るものに限る。）については、附則第七十八條による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第三十四條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「日本鉄道共済組合（新共済法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ。）又は日本たばこ産業共済組合（新共済法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）とあり、及び同条第二項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」と読み替へるものとする。

（改正前国共済法による給付等）

第十六條 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項及び第十項並びに次

条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に關する事項を除き、改正後国共済法及び改正後国共済施行法の長期給付に關する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項及び第十項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に關する事項を除き、なお従前の例による。

3 前二項に規定する年金たる給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

4 第一項に規定する年金たる給付のうち障害共済年金については、同項の規定にかかわらず、改正後国共済法第八十四條第二項、第八十五條第一項及び第八十七條第四項ただし書の規定は適用しない。

5 第二項に規定する年金たる給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、昭和六十年国共済改正法附則第二十四條の規定は適用しない。

6 第二項に規定する年金たる給付については、昭和六十年国共済改正法附則第十一條及び第三十五條から第六十條までの規定その他当該年金たる給付の額の計算及びその支給の停止に關する他の法令の規定であつて政令で定めるものを適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 旧適用法人共済組合が施行日前に支給すべきであつた改正前国共済法及び旧国共済法による年金たる給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、当該給付の費用に關する事項を除き、なお従前の例によるものとし、当該年金たる給付は厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

8 第一項及び第二項に規定する年金たる給付に關し、国民年金法又は同法第五條第一項第一号

及び第三号から第五号までに掲げる法律の支給の停止に関する規定その他の規定であつて政令で定めるものを適用する場合におけるこれらの規定の技術的読替は、政令で定める。

9 第一項及び第二項に規定する年金たる給付は、厚生年金保険法第七十七条、第七十八條、第九十二條第二項、第九十六條第一項、第九十七條第一項及び第九十八條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する年金たる給付給付とみなし、同法第九十條第一項及び第四項、第九十二條第一項並びに第九十八條第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する給付給付とみなす。

10 第一項及び第二項に規定する年金たる給付を受ける権利を有する者は、厚生年金保険法第九十五條、第九十六條第一項、第九十八條第三項及び第四項並びに第九十八條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する受給権者とみなす。

第十七條 前条第一項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）については、改正前国共済法附則第二十條の二第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた」と読み替へるものとする。

2 旧適用法人共済組合の組合員であつた者については、改正前国共済法附則第二十條の二第三項及び第四項の規定はなおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合から」とあるのは、「厚生年金保険の管掌者たる政府から」と、「日本電信電話共済組合（地方）」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平

成八年法律第 号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合のうち日本電信電話共済組合若しくは同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金であつて当該指定基金に係る同法附則第三十八條第八項に規定する旧適用法人共済組合が日本電信電話共済組合であるもの（地方）」と「前項」とあるのは「同法附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八號、次項において「改正前国共済法」という。）附則第二十條の二第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第二十條の二第二項」と、「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは「厚生年金保険の管掌者たる政府」と読み替へるものとする。

3 前条第二項に規定する年金たる給付（日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）については、附則第七十八條の規定による改正前の昭和六十一年国共済改正法附則第五十一條の規定は、なおその効力を有する。（保険料率の特例）第十八條 日本たばこ産業株式会社及び改正前国共済法第十一條の六第一項に規定する指定法人（当該指定に係る旧適用法人が日本たばこ産業株式会社であるものに限る。）の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、同法第八十一條第五項中「千分の百七十三・五」とあるのは、「千分の百九十九・二」とする。ただし、施行日の前日以前の日から

引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）の厚生年金保険法による保険料率については、この限りでない。

2 旅客鉄道会社等（改正前国共済法第二條第一項第八号に規定する法人をいう。以下この項並びに附則第三十二條及び第五十四條において同じ。）及び改正前国共済法第十一條の六第一項に規定する指定法人（当該指定に係る旧適用法人が旅客鉄道会社等であるものに限る。）の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、同法第八十一條第五項中「千分の百七十三・五」とあるのは、「千分の二百・九」とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項に規定する者（昭和六十一年国民年金等改正法附則第五條第十二号に規定する第三種被保険者であるものに限る。）に対する国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五號）附則第三十五條第二項の規定の適用については、同項中「第三種被保険者」とあるのは、「第三種被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第十八條第一項本文又は第二項前段に規定する者を除く。）とする。（旧適用法人共済組合の厚生年金保険への統合に伴う費用負担の特例等）第十九條 附則第三十二條第二項に規定する存続組合は、附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用（厚生年金相当給付費用に限る。）及び附則第五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用（当該旧適用法人共済組合

員期間のみに基づく部分の額に限る。）に係る積立金に相当する額として、政令で定めるところにより算定した額を厚生年金保険の管掌者たる政府に納付するものとする。

第二十條 附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用（厚生年金相当給付費用を除く。）及び同条第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用については、政令で定めるところにより、毎年度、附則第三十二條第二項に規定する存続組合が納付する。（旧適用法人共済組合の平成八年度以前の基礎年金拠出金等に関する経過措置）第二十一條 旧適用法人共済組合の平成八年度以前の年度の国民年金法第九十四條の二第二項に規定する基礎年金拠出金及び昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十五條第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用については、なお従前の例による。（旧適用法人共済組合の平成八年度に係る決算等に関する経過措置）第二十二條 旧適用法人共済組合の平成八年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

2 施行日前の期間に係る旧適用法人共済組合の改正前国共済法第十六條第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による監査については、なお従前の例による。（国家公務員等共済組合連合会に関する経過措置）第二十三條 国家公務員等共済組合連合会は、施行日において、国家公務員共済組合連合会となる。2 施行日の前日において国家公務員等共済組合連合会の理事長、理事又は監事である者は、別に辞令を用いなく、施行日に改正後国共済法第二十九條の規定により国家公務員共済組合連

合会の理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事の任期は、改正後国共済法第三十条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員等共済組合連合会の理事長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。(旧適用法人共済組合の組合員の資格に関する経過措置)

第二十四条 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員(継続長期組合員(改正前国共済法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。第三項並びに附則第四十条第三項及び第四十三条第一項において同じ。))及び任意継続組合員(改正前国共済法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員をいう。第四項及び附則第四十条において同じ。を除く。))であつた者(同日において退職(改正前国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。))又は死亡をした者を除く。))は、同日に退職をしたものとみなす。この場合においては、当該退職については、改正前国共済法第七十七条第四項の規定の適用は、ないものとする。

2 前項に規定する者のうち施行日の前々日に六十五歳以上である者については、同項後段の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月までの組合員期間(旧適用法人共済組合員期間及び当該組合員期間に他の法令の規定により算入された期間とし、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の当該組合員期間とする。以下「旧適用法人施行日前期間」という。))を計算の基礎として、改正前国共済法による退職共済年金の額を改定する。

3 施行日の前日において旧適用法人共済組合の継続長期組合員であつた者(同日において改正前国共済法第二百二十四条の二第二項各号のいずれかに該当した者を除く。))は、施行日に、継続

長期組合員の資格を喪失する。この場合においては、施行日の前日に退職をしたものとみなすほか、第一項後段の規定を準用する。

4 施行日の前日において旧適用法人共済組合の任意継続組合員であつた者(同日において改正前国共済法第二百二十六条の五第五項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当した者を除く。))は、施行日に、任意継続組合員の資格を喪失する。

(組合員期間の計算に関する経過措置)

第二十五条 旧適用法人共済組合の組合員であつた者が引き続き施行日前に旧適用法人共済組合以外の国家公務員等共済組合(以下この条において「連合会組合」という。))の組合員の資格を取得したときは、旧適用法人共済組合の組合員期間とは連合会組合の組合員期間とみなす。

2 旧適用法人共済組合の組合員であつた者が、施行日前に、その資格を喪失し、かつ、新たに連合会組合の組合員の資格を取得したときは、旧適用法人共済組合の組合員期間は連合会組合の組合員期間に合算されたものとする。

3 旧適用法人施行日前期間については、改正後国共済法第三十八條第四項の規定にかかわらず、当該旧適用法人施行日前期間を有する者に係る当該旧適用法人施行日前期間以外の組合員期間との合算は、しないものとする。

(従前の給付等に関する経過措置)

第二十六条 施行日前に支給事由が生じた改正前国共済法による給付又は旧国共済法による給付については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 旧適用法人共済組合がした改正前国共済法第二百三条第一項に規定する決定、徴収、確認又は審査に係る同項の審査請求で施行日の前日までには裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

(国家公務員等共済組合審査会に関する経過措置)

第二十七条 国家公務員等共済組合審査会は、施行日において、国家公務員共済組合審査会となる。

2 施行日の前日において国家公務員等共済組合審査会の委員である者のうち旧適用法人共済組合の組合員を代表する者及び旧適用法人を代表する者(第四項において「旧適用法人組合員代表者等」という。))以外の者は、別に辞令を用いず、施行日に改正後国共済法第二百四條第三項の規定により国家公務員共済組合審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる国家公務員共済組合審査会の委員の任期は、改正後国共済法第二百四條第四項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員等共済組合審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

4 施行日の前日において国家公務員等共済組合審査会の委員である者のうち旧適用法人組合員代表者等の任期は、改正前国共済法第二百四條第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(国家公務員等共済組合審査会に関する経過措置)

第二十八条 国家公務員等共済組合審査会は、施行日において、国家公務員共済組合審査会となる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、施行日の前日において国家公務員等共済組合審査会の委員である者について準用する。この場合において、これらの規定中「第二百四條第三項」とあり、及び「第二百四條第四項」とあるのは「第二百四條第四項」と、「委嘱された」とあるのは「任命された」と読み替へるものとする。

(旧適用法人共済組合の掛金の徴収等に関する経過措置)

第二十九条 旧適用法人共済組合に係る掛金、特別掛金、負担金その他改正前国共済法の規定による徴収金の徴収並びに当該掛金、特別掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金、特別掛金及び負担金の還付についても、同様と

する。

2 この法律の施行の際現に存する改正前国共済法第二百一一条の九に規定する先取特権については、なお従前の例による。

(退職一時金等の返還に関する経過措置)

第三十条 旧適用法人施行日前期間を有する者又はその遺族に係る改正後国共済法附則第十二条の十二第一項(改正後国共済法施行法第十四条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第十二条の十三(改正後国共済法施行法第十五条第三項において準用する場合を含む。))、改正後国共済法施行法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第四十一條第二項第三号、第三項若しくは第六項又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二條第一項(昭和六十年国共済改正法附則第六十三條第三項において準用する場合を含む。))若しくは第六十三條第一項の規定により返還すべきこととされているこれらの規定に規定する金額(以下この条において「返還額」という。))の改正後国共済法附則第十二条の十二若しくは第十二条の十三、改正後国共済法施行法第十四条、第十五条若しくは第四十一條第三項から第六項まで又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二條第三項から第六項まで(昭和六十年国共済改正法附則第六十三條第二項及び第三項において準用する場合を含む。))の規定による返還については、これらの規定にかかわらず、返還額を一時に又は分割して返還する方法であつて、その者が受ける旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とする年金たる給付の額を勘案して政令で定めるものにより行うものとする。

(改正後国共済法による長期給付)

第三十一条 附則第十五条第一項の規定にかかわらず、改正後国共済法中長期給付の支給要件に関する規定は、次に掲げる者についても適用する。この場合において、必要な技術的読替又は政令で定める。

一 附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧適

用法人共済組合員期間（以下「被保険者期間」とみなされた組合員期間」という。）以外の旧適用法人施行日前期間を有する者その他旧適用法人施行日前期間を有する者が政令で定めるもの（附則第十五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）

二 被保険者期間とみなされた組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間を有する者が死亡した場合のその者の遺族その他旧適用法人施行日前期間を有する者が死亡した場合のその者の遺族で政令で定めるもの

（存続組合の業務等）

第三十二条 旧適用法人共済組合は、次項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、改正前国共済法第三十一条に規定する国家公務員等共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、同項並びに改正前国共済法第八條第二項及び第百一十一條の二の規定は、旧適用法人共済組合については、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなお存続するものとされる旧適用法人共済組合（以下「存続組合」という。）の業務は、次に掲げるものとする。

一 前条の規定により適用するものとされた改正後国共済法による年金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするものを支給すること。

二 前条の規定により適用するものとされた改正後国共済法による一時金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするもの及び施行日以後に支給事由が生ずることとなるこれに類する一時金たる給付で政令で定めるものを支給すること。

三 改正後国共済法第三十一条に規定する給付のうち年金たる給付で旧適用法人共済組合に係るものを支給すること。

四 旧適用法人共済組合が施行日前に支給すべきであった一時金たる給付であつて、施行日においてまだ支給していないものを支給する

こと。

五 前各号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 存続組合は、改正後国共済法第三十一条に規定する国家公務員共済組合とみなして、改正後国共済法第四條から第七條まで、第十一條、第十四條、第十五條、第十六條第一項及び第二項、第十七條、第十九條、第二十條、第四十一條第一項及び第二項、第四十六條第二項、第四十七條第一項、第四十八條、第五十條、第九十五條、第百六條、第百四十四條並びに第百四十六條の規定を適用する。この場合において、改正後国共済法第五條第一項中「各省各庁の長（第八條第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは「旧適用法人（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第四條に規定する旧適用法人をいう。）」を代表する者（以下「組合の代表者」という。）」と、改正後国共済法第六條第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項」と、同項第六号中「給付並びに掛金及び特別掛金に関する事項（第二十四條第一項第七号に掲げる事項を除く。）」とあるのは「給付に関する事項」と、改正後国共済法第十一條第二項中「大蔵大臣に協議しなければならない」とあるのは「大蔵大臣の認可を受けなければならない」と、改正後国共済法第四十一條第一項中「組合（長期給付にあつては、連合会、次項、第四十七條第一項、第四十八條、第九十五條、第百六條、第百四十四條及び第百四十八條において同じ。）」とあるのは「組合」とする。

4 改正後国共済法第七十五條及び第百四十四條の二の規定は、存続組合について準用する。

5 附則第十六條第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付については、存続組合は、

当該年金たる給付の支給に関する義務を免れる。

6 大蔵大臣は、存続組合に関して第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第六條第二項若しくは第十五條の規定による認可又は第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第十六條第二項の規定による承認をする場合には、あらかじめ、存続組合に係る次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 日本たばこ産業株式会社 大蔵大臣

二 日本電信電話株式会社 郵政大臣

三 旅客鉄道会社等 運輸大臣

7 存続組合は、第二項各号に掲げる業務がすべて終了したときにおいて解散する。

8 前項の規定により存続組合が解散した場合における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。

9 前各項に定めるもののほか、前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（存続組合が支給する長期給付）

第三十三條 存続組合が支給する前条第二項第一号に規定する年金たる長期給付（以下「特例年金給付」という。）」及び同項第二号に規定する一時金たる長期給付（以下「特例一時金給付」という。）」については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、改正後国共済法、改正後国共済法施行法及び昭和六十年国共済改正法附則第三條から第三十二條まで（附則第三十一條を除く。）」の長期給付に関する規定（以下この条において「改正後国共済法等の規定」という。）」を適用する。

2 特例年金給付の額は、改正後国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額から、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる長期給付で当該長期給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものの額のうち当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算

した額を控除して得た額とする。

3 特例一時金給付の額は、改正後国共済法等の規定に基づき計算した一時金たる長期給付の額から、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による一時金たる長期給付で当該長期給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものの額のうち当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した額を控除して得た額とし、存続組合が支給する前条第二項第二号に規定する一時金たる給付で政令で定めるものの額は、特例一時金給付に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

4 特例年金給付の受給権を有する者が、厚生年金保険法による年金たる長期給付（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する旧船員保険法による年金たる長期給付を含む。次項において同じ。）」、附則第十六條第三項若しくは第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は国民年金法による年金たる給付を受けることができるときは、改正後国共済法第七十四條第一項及び昭和六十年国共済改正法附則第十一條第一項の規定にかかわらず、これらの年金たる給付を受けることができる場合に該当して行われる支給の停止は、行わない。この場合においては、これらの年金たる給付に適用される厚生年金保険法第三十八條第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、特例年金給付は、国民年金法第五條第一項に規定する被用者年金各法による年金たる給付に該当しないものとみなす。

5 特例年金給付（改正後国共済法第七十四條第一項又は昭和六十年国共済改正法附則第十一條第一項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）」の受給権を有する者が、当該特例年金給付と併せて次の各号に掲げる年金たる給

付を受けることができるときは、当該特例年金給付の額は、第二項の規定にかかわらず、改正後国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額（改正後国共済法第七十四条第二項の規定（他の法令においてその例によることとされる場合を含む。）により支給の停止を行わないこととされる額（以下この項において「職域相当額」という。）があるときは、当該職域相当額を控除した額とする。）から、当該特例年金給付と併せて受けることができる当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除して得た額に職域相当額を加算した額とする。

一 厚生年金保険法による年金たる保険給付（同法第三十八条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものによりその支給が停止されているもの及び当該特例年金給付と同一の支給事由であつて当該支給事由が障害以外のものに基づいて支給されるものを除く。）

二 附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（改正後国共済法第七十四条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものによりその支給が停止されているもの及び当該特例年金給付と同一の支給事由であつて当該支給事由が障害以外のものに基づいて支給されるものを除く。）

三 国民年金法による年金たる給付（同法第二十条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものによりその支給が停止されているもの及び当該特例年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除くものとし、さらに、当該特例年金給付が死亡を支給事由とするもの（以下この条において「遺族特例年金給付」という。）であるときは老齢を支給事由とする年金たる給付（この受給権を有する者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）

6 特例年金給付のうち退職を支給事由とするもの（以下この条において「退職特例年金給付」という。）及び障害を支給事由とするものについては、改正後国共済法第七十七条第四項、第七十九条第一項及び第二項、第八十四条第二項、第八十五条第一項、第八十七条第一項、第二項及び第四項ただし書並びに附則第十二条の四の第三項並びに昭和六十年国共済改正法附則第二十條第四項及び第二十一條第三項の規定は、適用しない。この場合において、これらの年金たる給付の受給権を有する者が施行日以後に国家公務員共済組合の組合員又は地方公務員共済組合の組合員となつたときは、改正後国共済法第八十条（改正後国共済法附則第十二条の四第一項において読み替へて適用される場合を含む。）又は第八十七条の二の規定を準用する。

7 旧適用法人施行日前期間を有する者については、改正後国共済法附則第十二条の八の規定は、適用しない。

8 改正前国共済法附則第二十條の二第二項及び第五項（改正前国共済法附則第十二条の七の規定に係る部分に限る。）、改正前国共済法施行法第十條第五項並びに附則第七十八條の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第三十四条の規定は、存続組合である日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合が支給する特例年金給付（日本たばこ産業共済組合が支給する退職特例年金給付にあつては、平成二年四月一日前に退職した者に係るものを除く。）及び特例一時金給付のうち障害を支給事由とするものについては、なおその効力を有する。

9 改正前国共済法附則第二十條の二第三項及び第四項の規定は、同条第三項に規定する連合会を組織する組合の組合員、日本電信電話共済組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者が日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員となり、存続組合である日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合から特例年金給付又は特例一時金給付のうち障害を支給事

由とするものの支給を受けることとなる場合において、なおその効力を有する。

10 平成二年四月一日前に退職した者に係る退職特例年金給付で存続組合である日本たばこ産業共済組合が支給するものについて改正後国共済法による平均標準報酬月額を計算する場合においては、改正後国共済法第七十七条第一項中「以下同じ」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項において同じ」と、同条第二項第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額（その月が昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇五を乗じて得た額とし、その月が同年四月から昭和六十二年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。）を平均した額をいう。次号及び附則第十二条の四の二第三項において同じ。）」とする。

11 前項に規定する退職特例年金給付についての改正後国共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定は、当該退職特例年金給付の額のうち改正後国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額に相当するものについては、行わないものとする。

12 退職特例年金給付又は遺族特例年金給付の受

給権を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金たる給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

13 前各項に定めるもののほか、存続組合が特例年金給付及び特例一時金給付を支給する場合における改正後国共済法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替えその他前各項の規定に關し必要な事項は、政令で定める。

（存続組合に係る基礎年金拠出金等）

第三十四条 平成九年度における基礎年金拠出金について国民年金法第九十四条の二第二項の規定を適用する場合には、同項中「年金保険者たる共済組合」とあるのは、「年金保険者たる共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。）」とする。

2 前項の規定により読み替へられた国民年金法第九十四条の二第二項の規定により基礎年金拠出金を納付するものとされた存続組合又は指定基金が納付する基礎年金拠出金について同法第九十四条の三及び第九十四条の五の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第九十四条の三第一項	
対する当該年度	対する平成九年三月末日
当該被用者年金保険者	当該存続組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）又は当該指定基金（同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。以下同じ。）に係る旧適用法人共済組合（同法附則第三十三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）
年金保険者たる共済組合にあつては	存続組合又は指定基金にあつては

第九十四条第三項及び第九十四条の五	当該年金保険者たる共済組合	
	当該存続組合又は当該指定基金に係る旧適用法人共済組合	当該存続組合又は当該指定基金に係る旧適用法人共済組合の組合員であつた
比率	比率に六分の一を乗じて得た率	比率に六分の一を乗じて得た率
年金保険者たる共済組合	存続組合又は指定基金	

3 平成九年度において厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額は、国民年金法第九十四条の三の規定にかかわらず、同条の規定により算定された額から、第一項の規定により読み替えられた同法第九十四条の二の規定により各存続組合又は各指定基金が納付する基礎年金拠出金の額の合計額を控除して得た額とする。

第三十五条 平成九年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用について同項の規定を適用する場合には、同項中「共済組合」とあるのは、「共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合（以下この条において単に「存続組合」という。）及び同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金（以下この条において単に「指定基金」という。）を含む。）」と、「年金保険者たる共済組合」とあるのは、「年金保険者たる共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）」と、同項第三号中「組合員で」とあるのは、「組合員（存続組合又は指定基金に係る厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三号第八号に規定する旧適用法人共済組合の組合員を含む。）」とする。

第三十六条 前二条の場合における国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第三条の二の規定の適用については、同条第一項中「（以下「年金保険者たる共済組合」という。）か

第一類第七号 厚生委員会議録第十三号 平成八年五月八日

保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金の納付に関する業務を含む。）の事業並びに改正前国共済法第九十八条第一号及び第二号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合（以下「新設健保組合」という。）が承継する。

2 前項の規定により新設健保組合が旧適用法人共済組合の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 新設健保組合が第一項の規定により旧適用法人共済組合から権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、旧適用法人共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において旧適用法人共済組合が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

（新設健保組合に係る医療費拠出金及び療養給付費拠出金の額の特例）
第三十九条 平成九年度及び平成十年度の新設健保組合に係る老人保健法第五十三条第一項に規定する医療費拠出金の額の算定の特例については、政令で定める。

2 前項の規定は、平成九年度及び平成十年度の二第一項に規定する療養給付費拠出金について準用する。

（旧適用法人共済組合の任意継続組合員に関する経過措置）
第四十条 施行日前に退職し、改正前国共済法第

百二十六条の五第一項の規定による申出を旧適用法人共済組合にすることができた者であつて、施行日前に当該申出をしていないものが、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由がある）と新設健保組合が認めた場合には、その認めたる日までの間に当該申出を新設健保組合に行つたときは、その者は退職の日の翌日から施行日の前日までの間は任意継続組合員であつた者とする。

2 施行日の前日において旧適用法人共済組合の任意継続組合員であつた者（前項の規定により任意継続組合員であつた者とされた者を含む、同日において改正前国共済法第百二十六条の五第五項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当した者を除く。）は、施行日において新設健保組合の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十條の規定による被保険者とする。この場合において、その者の当該任意継続組合員であつた期間は、同条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

3 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。次条において同じ。）であつた者であつて、同日に退職し、かつ、同日に改正前国共済法第百二十六条の五第一項の規定による申出を旧適用法人共済組合に行つたものは、施行日において新設健保組合の健康保険法第二十條の規定による被保険者となるものとする。

（健康保険法第二十條又は第五十五條第二項の規定の適用に関する特例）
第四十一条 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において新設健保組合の被保険者となつたものに対する健康保険法第二十條の規定の適用については、同条中「共済組合」とあるのは、「共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第三号第八号ニ規定スル旧適用法人共済組合ヲ除ク）」とする。

四一

2 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員（改正前国共済法第十九条に規定する船員組合員を除く。）であつた者であつて、施行日において政府又は健康保険組合（新設健保組合を除く。）の管掌する健康保険の被保険者となつたものに対する健康保険法第二十條の規定の適用については、同条中「共済組合」とあるのは、「共済組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第三条第八号二規定スル旧適用法人共済組合ヲ除ク）」とする。

3 前条第二項及び第三項に規定する者については、施行日前に旧適用法人共済組合の組合員であつた期間を健康保険法第十三條の規定による被保険者（同法第十二條第一項に規定する共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつた期間とみなし、同法第五十五條第二項（同法第五十五條ノ二第二項及び第五十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（旧適用法人共済組合の組合員で新設健保組合の被保険者となつた者に係る給付に関する経過措置）

第四十二條 この法律の施行の際附則第四十條第二項若しくは第三項又は前条第一項に規定する者のうち改正前国共済法第六十六條第一項の規定による傷病手当金（その者が改正前国共済法第二百一十一條の規定により選択した船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十條の規定による傷病手当金を含む。以下この項において同じ。）の受給権者であつた者であつて、同一の傷病について健康保険法第四十五條の規定による傷病手当金を受けることができるものに対する同法第四十七條の規定の適用については、当該改正前国共済法第六十六條第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該健康保険法第四十五條の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

2 附則第四十條第二項若しくは第三項又は前条

第一項に規定する者のうち健康保険法第四十五條又は第五十五條ノ二の規定による傷病手当金の受給権者であつて、当該傷病による障害について附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌する政府が支給するものとされた年金たる給付のうち障害を支給事由とするものの支給を受けることができるものに対する同法第五十八條第二項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該年金たる給付を厚生年金保険法による障害厚生年金とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、附則第四十條第二項若しくは第三項又は前条第一項に規定する者に係る改正前国共済法の規定による短期給付について必要な事項は、政令で定める。

（旧適用法人共済組合の組合員の資格喪失後の給付に関する経過措置）

第四十三條 この法律の施行の際現に旧適用法人共済組合の組合員（継続長期組合員を除く。次項において同じ。）であつた者若しくはその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九條の規定により支給されている給付（改正前国共済法第二百一十條の規定により船員保険法の規定の例によるものとされた給付を含む。）及び改正前国共済法第六十六條第三項又は第六十七條第四項の規定により支給されている給付（改正前国共済法第二百一十一條の規定による選択に係る給付を含む。）については、なお従前の例によるものとし、新設健保組合が当該給付を支給する。

2 施行日前に旧適用法人共済組合の組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十一條第二項、第六十四條又は第六十七條第二項及び第三項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付（改正前国共済法第二百一十一條の規定による選択に係る給付を含む。）を受けることができるときは、これらの給付は、改正前国共済法の規定の例によるものとし、新設健保組合が当該給付を支給

する。
（保険料算定の特例）
第四十四條 附則第四十條第二項若しくは第三項又は第四十一條第一項に規定する者が平成九年四月中に新設健保組合の被保険者の資格を喪失した場合においては、当月分の健康保険法第七十一條に規定する保険料は、これを算定しない。
（審査請求に関する経過措置）
第四十五條 旧適用法人共済組合が改正前国共済法の規定により行つた短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求であつて、施行日以後に審査請求が行われたものについては、なお従前の例による。

2 新設健保組合が改正前国共済法の規定により行つた旧適用法人共済組合の短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求については、改正後国共済法第三十三條から第七十七條までの規定を適用する。この場合において、改正後国共済法第六十六條中「組合」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第三十八條第一項に規定する新設健保組合」とする。

（船員組合員であつた者に係る船員保険の被保険者期間に関する経過措置）
第四十六條 施行日の前日において旧適用法人共済組合の組合員（改正前国共済法第十九條に規定する船員組合員に限る。以下この条において同じ。）であつた者であつて、施行日において船員保険法第十五條第一項に規定する組合員である被保険者以外の船員保険の被保険者となつたものに対する船員保険の失業等給付に関する規定の適用については、旧適用法人共済組合の組合員であつた期間であつて、かつ、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十四條に規定する被保険者であつた期間は、船員保険法第三十三條ノ十二第四項に規定する算定基礎期間とみなす。

（基金の指定等）
第四十七條 大蔵大臣は、厚生年金基金（以下「基金」という。）であつて、附則第三十二條第二項各号に掲げる業務（以下「特例業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請（当該申請が基金の成立前であるときは、当該基金を設立しようとする厚生年金保険法第六條第一項第一号に規定する適用事業所の事業主の申請）により、特例業務を行う者として指定することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた基金の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定を受けた基金は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

4 大蔵大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
（存続組合又は旧適用法人共済組合の権利及び義務の承継）
第四十八條 大蔵大臣が前条第一項の規定による指定をしたときは、指定を受けた基金（以下「指定基金」という。）に係る存続組合は、附則第三十二條第七項の規定にかかわらず、その指定の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時ににおいて、指定基金が承継する。

2 大蔵大臣が前条第一項の規定による指定を施行日にしたときは、附則第三十二條第一項及び前項の規定にかかわらず、当該指定に係る指定基金に係る旧適用法人共済組合は、施行日において解散するものとし、その一切の権利及び義務（附則第三十八條第一項の規定により新設健保組合が承継することとされるものを除く。）は、施行日において、指定基金が承継する。

3 附則第三十二條第八項の規定は、前二項の解散について準用する。

- 4 第一項又は第二項の規定により指定基金が存続組合又は旧適用法人共済組合の権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、大蔵省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。
- 5 第一項又は第二項の規定により指定基金が存続組合又は旧適用法人共済組合の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に對しては、不動産取得税又は土地の取得に對して課する特別土地保有税を課することができない。
- 6 指定基金が第一項又は第二項の規定により存続組合又は旧適用法人共済組合から権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、旧適用法人共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において旧適用法人共済組合が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。
- (指定基金の業務)
- 第四十九條 指定基金は、厚生年金保険法第三百十條に規定する業務のほか、特例業務を行うものとする。この場合においては、指定基金は、附則第二條、第十九條、第二十條及び第三十三條の規定の適用については、当該指定基金に係る存続組合とみなす。
- 2 指定基金は、当該指定基金の加入員若しくは加入員であつた者又はその遺族に對して、特例業務として支給する旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とする年金たる長期給付に相當するものを、厚生年金保険法第三百十條に規定する業務(附則第五十五條第二項に規定する障害等年金給付の支給を行う業務を含む。以下この項において同じ。)として支給する場合に、大蔵大臣の認可を受けて、同法第三百十條に規定する業務として支給する年金たる給付を限度として、当該年金たる給付に相當する年金たる長期給付であつて特例業務として支給するものについて、支給しないこととすることができ、
- 3 改正後国共済法第四十一條第一項及び第二項、第四十六條第二項、第四十七條第一項、第四十八條、第五十條、第七十五條、第九十五條、第一百六條、第一百十四條並びに第一百十四條の二の規定は、指定基金並びに指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付について準用する。
- (業務規程の認可等)
- 第五十條 指定基金は、特例業務を行うときは、特例業務を実施するために必要な事項で大蔵省令で定めるものについて業務規程を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。
- 2 大蔵大臣は、前項の認可を受けた業務規程が特例業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を變更すべきことを命ずることができ、
- 3 附則第三十二條第六項の規定は、指定基金に關して大蔵大臣が第一項の規定による認可をする場合及び前項の規定による命令をする場合に於いて準用する。
- 4 指定基金は、特例業務に關する経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。
- 5 指定基金の特例業務に關する財務及び會計については、政令で定めるところによる。
- (監督)
- 第五十一條 大蔵大臣は、指定基金の役員が、附則第四十七條から前条までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、同條第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は特例業務に關し著しく不適當な行為をしたときは、指定基金に對して、その役員を解任すべきことを命ずることができ、この場合においては、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。
- 2 大蔵大臣は、特例業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定基金に對して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、關係者に對して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、特例業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 大蔵大臣は、指定基金の行う特例業務の運営に關し必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定基金に對して、監督上必要な命令をすることができ、この場合においては、第一項後段の規定を準用する。
- (指定の取消)
- 第五十二條 大蔵大臣は、指定基金が合併し、分割し、又は解散したときは、附則第四十七條第一項の規定による指定を取り消すものとする。
- 2 大蔵大臣は、指定基金が次の各号のいずれかに該当するときは、附則第四十七條第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 一 指定に關し不正な行為があつたとき。
- 二 附則第四十七條から前条までの規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 三 附則第五十條第一項の認可を受けた業務規程によらないで特例業務を行つたときその他特例業務を適正かつ確実に実施することができなと認められるとき。
- 大蔵大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 大蔵大臣は、指定基金が合併し、又は分割したことに伴ひ附則第四十七條第一項の規定による指定を取り消したときは、合併により設立され、若しくは合併後存続する基金又は分割により設立され、若しくは分割後存続する基金(以下「新基金」という。)を新たに指定するものとする。
- 5 大蔵大臣が前項の場合に該当して新基金を指定したときは、当該指定に係る新基金は、大蔵大臣が同項の場合に該当して指定を取り消した基金の特例業務に關する一切の権利及び義務を承継する。
- 6 指定基金が解散したことにより又は第二項各号のいずれかに該当したことにより、附則第四十七條第一項の規定による指定が取り消された場合における当該指定が取り消された基金の特例業務に關する権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。
- 7 指定基金が解散したことにより又は第二項各号のいずれかに該当したことにより、附則第四十七條第一項の規定による指定が取り消された場合においては、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、大蔵大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、特例業務に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。
- (政令への委任)
- 第五十三條 附則第四十七條から前条までに定めもののほか、これらの規定による指定又は認可に關する申請の手續その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- (存続組合等に係る費用の負担)
- 第五十四條 存続組合(指定基金を含む。次項、第三項及び第六項において同じ。)が特例業務として支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付に要する費用については、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める者が負担する。
- 一 当該費用のうち、旧適用法人共済組合員期間(昭和六十年国共済改正法附則第三十二條第一項又は第二項の規定の適用があつた場合には、その適用後の当該旧適用法人共済組合員期間とする。第三項において同じ。)以外の

るのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七條第一項の規定による徴収金の金額」と、同法第八十七條第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七條第一項の規定による徴収金」と、それぞれ読み替へるものとする。

(不服申立て)

第五十八條 障害等年金給付に関する処分又は附則第五十六條第一項の規定による掛金若しくは前条第一項の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは附則第五十六條第二項及び前条第二項において準用する厚生年金保険法第八十六條の規定による処分不服がある者については、同法第六章の規定を準用する。この場合において、同法第九十一條の三中「第九十條第一項又は第九十一條」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第九十條）附則第五十八條において準用する第九十條第一項又は第九十一條」と読み替へるものとする。

(指定基金の加入員に関する特例)

第五十九條 附則第四十七條第一項又は第五十二條第四項の規定による指定があつたときは、施行日の前日において指定基金に係る旧適用法人共済組合の組合員であつた者については、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十一條第三項の規定は適用しないものとする。ただし、その者が指定基金の加入員でなくなつた場合には、この限りでない。

(指定基金に係る年金給付等積立金の管理及び運用に関する特例)

第六十條 附則第四十七條第一項又は第五十二條第四項の規定による指定があつたときは、指定基金は、厚生年金保険法第三十條の二第二項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用に關し、同項及び同法第四項の規定による厚生大臣の認定を受けた基金とみなす。
(地方公務員共済組合の組合員期間に関する計

算の特例)

第六十一條 旧適用法人共済組合員期間を有する者で施行日以後に地方公務員共済組合の組合員となつたものに対する第三條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第四十四條第一項の規定の適用については、同項中「国の組合の組合員であつた間」とあるのは「国の組合の組合員であつた間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第九十條）以下この項において「平成八年改正法」という。）第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合の組合員であつた期間（他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間、他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に算入された期間を含む）」と、「育児休業手当金」とあるのは「育児休業手当金並びに平成八年改正法附則第十六條第一項、第二項及び第七項に規定する年金たる給付並びに平成八年改正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合（平成八年改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金を含む。）が平成八年改正法附則第三十二條第二項の規定により支給するものとされた同項第一号に規定する年金たる長期給付、同項第二号に規定する一時金たる長期給付及び一時金たる給付並びに同項第四号に規定する一時金たる給付」とする。

(罰則)

第六十二條 附則第五十一條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十三條 指定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて附則第五十六條第二項にお

いて準用する厚生年金保険法第三十九條第三項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 指定基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主が、正当な理由がなくて附則第五十七條第二項において準用する厚生年金保険法第四十條第六項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに懲収金を納付しないときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第六十四條 附則第三十二條第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第六十六條第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、附則第六十二條及び第六十三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第六十六條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした存続組合に使用される者その他存続組合の事務を行う者は、二十万円以下の過料に処する。

一 改正後国共済法により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 改正後国共済法第十九條の規定に違反して、存続組合の業務上の余裕金を運用したとき。

三 改正後国共済法第六十六條第四項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

四 この法律の規定により存続組合が行ふこととされた業務以外の業務を行つたとき。

第六十七條 存続組合の代表者が附則第三十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前国共済法第六十一條の二の規定

による政令に違反して登記することを怠つたときは、二十万円以下の過料に処する。

第六十八條 戸籍法（昭和二十二年法律第二十四號）の規定による死亡の届出義務者が、附則第五十五條第三項において準用する厚生年金保険法第九十八條第四項の規定に違反して、届出をしないときは、十万円以下の過料に処する。

(罰則に関する経過措置)

第六十九條 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十一條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八號）の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「附則第四十七條第一項」の下に「又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第九十號）附則第五條第一項」を加へる。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十二條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二號）の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「あつては、」を「あつては、」に改め、「期間を」の下に「含み、平成九年三月以前の期間にあつては厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第九十號）附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間（以下この条において単に「旧適用法人共済組合員期間」という。）を」を加へ、同条第二項中「期間を含む」を「含み」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、

第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和六十年九月以前の期間に係る旧適用法人共済組合員期間を有する者に対する第一項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に係る旧適用法人共済組合員期間(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第三十二條第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。))の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二を乗じて得た額」と読み替へるものとする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十三條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條に次の一項を加える。

3 法律第七十八号附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第

号)附則第五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を有するものに対する第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)附則第五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。)」と、同項第一号中「その月が法律第九十二号附則第五條第一項の表に掲げる期間」とあるのは「その月が法律第九十二号附則第五條第一項の表に掲げる期間又は同条第三項の規定により読み替へられた同条第一項に規定する昭和六十年九月以前の旧適用法人共済組合員期間」と、

「同表の下欄に掲げる率」とあるのは「同表の下欄に掲げる率(昭和六十年九月以前の旧適用法人共済組合員期間にあつては、一・二)」と読み替へるものとする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十四條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六十三條中「及び昭和六十年改正法」を「昭和六十年改正法」に改め、「みなされた期間」の下に「及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)附則第五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間(同条第二項に規定する旧船員組合員であつた期間に限る。)」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十五條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第八号の二中「新国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第八号の五を次のように改める。

ロ 国家公務員共済組合法

附則第八條第二項第二号中「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「第三項」の下に「又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)以下「平成八年改正法」という。附則第五條第二項若しくは第三項を加え、同条第八項中「又は」を「若しくは」に、「期間につき」を「期間又は平成八年改正法附則第五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同条第三項に規定する新船員組合員(以下この項に

おいて「旧適用法人船員組合員」という。)であつた期間につき」に、「第三種被保険者等又は」を「第三種被保険者等、」に、「であるか」を「又は旧適用法人船員組合員であるか」に改める。

附則第十一條第五項及び第六項中「通算遺族年金」の下に「(平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。)」を加える。

附則第十二條第一項第八号中「新国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改め、同項第九号中「新国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同項第十号中「昭和六十年国家公務員共済改正法第二條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に、「新国の施行法」を「国の施行法」に改め、同項第十一号中「新国の施行法」を「国の施行法」に、「新国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同項第十七号中「新国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第二十二條中「含む」の下に、附則第二十六條及び第二十七條において同じを、「支給する障害年金」の下に「(平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六條において同じ。)」を加える。

附則第二十六條第一項中「(附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。次条において同じ。)」を削る。

附則第二十七條中「通算退職年金」の下に「(平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。)」を加える。

附則第三十五條第一項中「含む」及び「を」を含む。に、「保険給付に」を「保険給付及び平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に」に改め、同項第二号中「障害年金」の下に「(平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを除く。)」を加え、同項第三号中「遺族年金」の下に「(平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを除く。)」を加える。

附則第四十三條第一項第二号中「新国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第五十二條中「又は」を「若しくは」に改め、「第三種被保険者等であつた期間」という。の下に「又は平成八年改正法附則第五條第二項に規定する旧船員組合員であつた期間(以下この条において「旧船員組合員であつた期間」という。若しくは同条第三項に規定する新船員組合員であつた期間(以下この条において「新船員組合員であつた期間」という。))を加え、同条第一号中「旧第三種被保険者等であつた期間」を「旧第三種被保険者等であつた期間及び旧船員組合員であつた期間(以下この号及び第三号において「旧第三種被保険者等であつた期間等」という。))」に、「旧第三種被保険者等であつた期間」を「旧第三種被保険者等であつた期間等」に改め、同条第二号中「第三種被保険者等であつた期間」を「第三種被保険者等であつた期間及び新船員組合員であつた期間(以下この号及び次号において「第三種被保険者等であつた期間等」という。))」に、「第三種被保険者等であつた期間」を「第三種被保険者等であつた期間等」に改め、同条第三号中「旧第三種被保険者等であつた期間及び第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者

等であつた期間等」に改める。

附則第五十六條第四項中「減額退職年金」の下に「(平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。)」を加える。

附則第五十九條第二項第二号イ中「第四項まで」の下に「又は平成八年改正法附則第五條第二項若しくは第三項」を加える。

附則第七十九條中「保険給付及び」を「保険給付、」に、「保険給付に要する」を「保険給付及び平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する」に改め、同條第一号中「百分の二十五」の下に「とし、同月前の平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分(他の法令の規定により国庫の負担すべき費用が定められた部分を除く。に相当する額については、その額の百分の二十の範囲内で政令で定める割合とする。)」を加える。

附則第八十七條第十三項中「第八項」を「第十一項」に改める。
附則第八十八條中「同條第八項」を「同條第十一項」に改める。

(國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第七十六條 國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

目次中「第五十七條」を「第五十六條」に改める。

第一條中「國家公務員等共済組合法」を「國家公務員共済組合法」に改める。

第二條第一号中「國家公務員等共済組合法」

を「國家公務員共済組合法」に改め、同條第三号中「適用法人」及び「若しくは第七号」を削る。

第三條の二第二項中「又は適用法人」を削る。

第十條第五項を削る。

第十四條第二項中「前項の退職共済年金又は障害共済年金を支給する組合又は」を削る。

第十五條第二項中「同項の遺族共済年金を支給する組合又は」を削る。

第十九條中「改正前の新法」を「改正前の國家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八號)」に改める。

第二十九條第一項中「又は適用法人」を削る。

第三十四條第一項中「又は適用法人の職員」を削る。

第四十二條第一項中「以下」を「昭和三十三年法律第二百二十九號以下」に改める。

第五十四條第一項中「第三章」を「第二章」に改め、「又は適用法人」を削る。

第五十六條を削り、第五十七條を第五十六條とする。

別表新法第七十六條第一項第一号の項中「國家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

(國家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十七條 國家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十四條ただし書中「國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五百五號)第一條の規定による改正後の國家公務員等共済組合法」を「國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八號)」に改める。

附則第八十六條を次のように改める。

第八十六條 削除

附則第八十八條を次のように改める。

第八十八條 削除

附則第九十條を次のように改める。

第九十條 削除

(國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十八條 國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五百五號)の一部を次のように改正する。

附則第二條第八号中「新共済法」を「國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八號以下附則第六十六條までにおいて「共済法」という。)」に改め、同條第九号中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第三條第二項中「新共済法及び新施行法」を「共済法及び國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九號以下附則第六十六條までにおいて「施行法」という。)」に改める。

附則第五條の見出し中「新共済法」を「共済法」に改め、同條中「新共済法」を「共済法」に、「新施行法」を「施行法」に改める。

附則第六條中「新共済法」を「共済法」に、「新施行法」を「施行法」に改める。

附則第九條第一項中「新共済法」を「共済法」に改め、同條第五項中「新施行法」を「施行法」に改める。

附則第十條中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第十一條第一項から第三項までの規定及び同條第五項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第十二條第一項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第十四條第一項中「新共済法」を「共済法」に、「新施行法」を「施行法」に改め、同條第二項から第四項までの規定中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第十五條中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第十六條第一項から第五項までの規定中「新共済法」を「共済法」に改め、同條第七項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第十七條、第十八條及び第十九條第二項から第四項までの規定並びに附則第二十條第三項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第二十一條第一項中「新共済法」を「共済法」に、「新施行法」を「施行法」に改め、同條第二項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第二十五條第二項及び第三項、第二十六條、第二十七條第一項並びに第二十八條第一項から第三項までの規定並びに附則第二十九條第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第三十條第一項中「新共済法」を「共済法」に改め、同條第二項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第三十一條第二項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項、第三十四條、第三十五條第一項及び第二項中「新共済法」を「共済法」に、「新施行法」を「施行法」に改め、同條第三項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第三十六條第一項及び第二項中「新共済法」を「共済法」に、「新施行法」を「施行法」に改め、同條第三項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第三十七條第一項中「新共済法」を「共済法」に、「新施行法」を「施行法」に改め、同條第二項及び第三項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第三十八條第一項中「國家公務員等共済組合連合会(当該退職年金が新共済法第二百一十一條の三第一項に規定する適用法人の組合から支給されるものであるときは、当該適用法人の組合)」を「國家公務員共済組合連合会」に改める。

附則第三十九條中「及び第二項」を「中(算定した金額」とあるのは「算定した金額」当該減額

退職年金の支給が開始されていたものであるときは、その算定した金額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める金額を控除した金額」と、同条第二項に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第四十四条第一項中「新共済法」を「共済法」に、「新施行法」を「施行法」に改める。

附則第四十五条第一項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除

附則第五十三条第四項を削る。

附則第五十九条中「新施行法」を「施行法」に改める。

附則第六十条第二項中「新共済法」を「共済法」に改める。

附則第六十三条第三項中「新施行法」を「施行法」に改める。

附則第六十四条第一項中「第三項において同じ」を削り、「新施行法」を「施行法」に、「新共済法」を「共済法」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第六十六条中「新共済法、新施行法」を「共済法、施行法」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十九条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成元年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とする。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十条 国家公務員等の共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第一条第四号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第六条第二項中「改正後の昭和六十年改正法」を「昭和六十年改正法」に、「第十九条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条第三項中「第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）」に改め、同条第四項中「対する改正共済法」を「対する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）」に、「並びに改正共済法」を「並びに同法」に、「第四条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

附則第七条中「改正共済法」を「国家公務員共済組合法」に、「第六条の規定による改正後の昭和六十年改正法」を「昭和六十年改正法」に改める。

附則第八十一条第一項中「法第八十一条第二項」を「国家公務員共済組合法第八十一条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「法第八十一条第一項」を「国家公務員共済組合法第八十一条第一項」に改める。

附則第九条中「改正共済法附則第十二条の八の二」を「第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二」に、「改正共済法」を「同法」に改める。

附則第十条（見出しを含む）中「平成十一年九月分」を「平成九年三月分」に改める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第八十一条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 年金勘定ニ於テハ第五号ノ規定ニ依ルモノノ外当分ノ間厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項ノ規定ニ依リ提出金並ニ厚生年金保険法等

の一部を改正する法律（平成八年法律第...号）附則第十九条及第二十号ノ規定ニ依ル納付金ヲ以テ其ノ歳入トス

第二十五条から第二十八条までを削る。

（厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条 前条の規定による改正後の厚生保険特別会計法の規定は、平成九年度予算から適用する。

2 厚生保険特別会計の制度問題調整勘定の平成八年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算に關しては、なお従前の例による。

3 附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する調整交付金（旧制度間調整法第四条の規定により政府が負担するものとされた調整交付金を除く。）及び附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧制度間調整法の規定による調整交付金（旧制度間調整法第四条の規定により政府が負担するものとされた調整交付金を除く。）は、厚生保険特別会計の年金勘定の歳出とする。

4 附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する調整提出金（旧制度間調整法第七条第一項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担するものとされた調整提出金を除く。）及び附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧制度間調整法の規定による調整提出金（旧制度間調整法第七条第一項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担するものとされた調整提出金を除く。）は、厚生保険特別会計の年金勘定の歳入とする。

5 この法律の施行の際厚生保険特別会計の制度間調整勘定に所屬する権利義務は、同会計の年金勘定に帰屬するものとする。

6 前項の規定により年金勘定に帰屬する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ同勘定の歳入及び歳出とする。

（日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正）

第八十三条 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条を次のように改める。

（日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担に関する特例）

第三十八条 厚生年金保険等の一部を改正する法律（平成八年法律第...号）以下「平成八年厚生年金等改正法」という。附則第三十二条第二項に規定する存続組合である日本鉄道共済組合（平成八年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「平成八年改正前の共済法」という。）第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ。又は平成八年厚生年金等改正法附則第四十八條第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るもの（以下「日本鉄道共済組合等」という。）が支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付に要する費用のうち平成八年厚生年金等改正法附則第五十四條第一項第一号の規定により旅客鉄道会社等（平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等をいう。以下同じ。）が負担することとされる費用又は日本鉄道共済組合等が平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定により納付するものとされる費用のうち平成八年厚生年金等改正法附則第五十四條第三項第一号の規定により旅客鉄道会社等が負担することとされる費用について、同条第一項第一号又は第三項第一号の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、清算事業団が負担する。

2 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の規定による給付で日本鉄道共済組合等が支給するものに要する費用については、清算事業団が負担する。この場合においては、

の

の一部を改正する法律（平成八年法律第...号）附則第十九条及第二十号ノ規定ニ依ル納付金ヲ以テ其ノ歳入トス

第二十五条から第二十八条までを削る。

（厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条 前条の規定による改正後の厚生保険特別会計法の規定は、平成九年度予算から適用する。

2 厚生保険特別会計の制度問題調整勘定の平成八年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算に關しては、なお従前の例による。

3 附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する調整交付金（旧制度間調整法第四条の規定により政府が負担するものとされた調整交付金を除く。）及び附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧制度間調整法の規定による調整交付金（旧制度間調整法第四条の規定により政府が負担するものとされた調整交付金を除く。）は、厚生保険特別会計の年金勘定の歳出とする。

4 附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する調整提出金（旧制度間調整法第七条第一項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担するものとされた調整提出金を除く。）及び附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧制度間調整法の規定による調整提出金（旧制度間調整法第七条第一項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担するものとされた調整提出金を除く。）は、厚生保険特別会計の年金勘定の歳入とする。

5 この法律の施行の際厚生保険特別会計の制度間調整勘定に所屬する権利義務は、同会計の年金勘定に帰屬するものとする。

6 前項の規定により年金勘定に帰屬する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ同勘定の歳入及び歳出とする。

平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第四項中「会社等」とあるのは、「会社等（存続組合である日本鉄道共済組合又は附則第四十八条第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るものが支給する年金たる給付に係るものについては、日本国有鉄道清算事業団）」とする。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 日本鉄道共済組合等が平成八年厚生年金等改正法附則第十九条の規定により納付するものとされる額のうち、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第二項の規定により旅客鉄道会社等（平成八年改正前の共済法第一百一十一条の六第一項に規定する指定法人で旅客鉄道会社等に係るものを含む。）が負担することとされる額で昭和六十二年三月三十一日以前の旧適用法人共済組合期間（平成八年厚生年金等改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。）に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額については、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、清算事業団が負担する。

第三十九条中「改正後の共済法」を、「平成八年改正前の共済法」に、「又は改正後の共済法」を、「又は平成八年改正前の共済法」に、「係る改正後の共済法」を、「係る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）」に、「改正後の共済法施行法第五十四条第一項」を、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十四条第一項（他の法令によりその例によることとされる場合を含む。）に、「国又は」を、「国が負担することとされる費用又は平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第一項第一号若しくは第三項第一号の規定により」に、「同項の規定」を、「これらの規定」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第八十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号トを次のように改める。

ト 削除

（防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十五条 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正）

第八十六条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項前段中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

（総務庁設置法の一部改正）

第八十七条 総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第八十八条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」を「又は国家公務員共済組合連合会」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第八十九条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十八号中「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」に改める。

第九十条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第九十一条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「長期給付の種類」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「長期給付の種類等」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に、「事由に基く権利」を「給付事由が生じた給付」に改める。

（国民年金特別会計法の一部改正）

第九十二条 国民年金特別会計法の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「法附則第二条の二において読み替えて適用する」を削る。

（所得税法の一部改正）

第九十三条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号、第七十四条第二項第八号及び第二百三十三号の三第二号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

別表第一第一号の表中

国家公務員等共済組 合連合会	国家公務員等共済組 合連合会	国家公務員等共済組 合連合会	国家公務員等共済組 合連合会
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一第一号に掲げる法人とみなす。

（法人税法の一部改正）

第九十五条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

国家公務員等共済組 合連合会	国家公務員等共済組 合連合会	国家公務員等共済組 合連合会	国家公務員等共済組 合連合会
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第九十六条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定及び地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定の適用について

ては、法人税法別表第二第一号に掲げる法人とみなす。

2 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、地方税法第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

(印紙税法の一部改正)

第九十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合、国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は国家公務員共済組合」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第九十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の七の項中「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」に、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

(消費税法の一部改正)

第九十九条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号イ中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

別表第三第一号の表中

合	国家公務員等共済組合法	を	国家公務員等共済組合
合連合会			
公務員共済組合	国家公務員共済組合		
共済組合連合会			
法			
			に改める。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に、「国家公務員等共済組合(一)」を「国家公務員共済組合(一)」に改める。

附則第八項、第十項及び第十二項から第十六項までの規定中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第十七項及び第十九項(見出しを含む)中「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第一百二条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百三十三号 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。

員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第一百四号 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第九十四号の二を削る。

第十一条第一項中「国民年金事業及び制度間調整事業」を「及び国民年金事業」に改める。

第十二条中「並びに制度間調整事業の実施に関する事務」を削る。

(国民健康保険法の一部改正)

第一百五号 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第六号第三号及び第四号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第八号の二第一項第三号を次のように改める。

三 国家公務員共済組合法

第八号の二第一項第四号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第五十六号第一項及び附則第十項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第一百六号 国民年金法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

第五条第一項第二号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第六項中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

第三十条の二第四項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第九十四号の三第一項中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

第一百一条第一項中「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改める。

附則第二条の二を削る。

附則第三条及び第七条の六中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第一百七号 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同項第十二号中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

第三十条中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一百八号 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第六号並びに第三条第二項第四号中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

(旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に係る経過措置)

第一百九号 存続組合又は指定基金が特例業務を行う間においては、前条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第六号中「国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合連合会又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八号第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の

一部改正

第百十條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号から第七号までの規定中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

（旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に係る経過措置）

第百十一條 存続組合又は指定基金が特例業務を行う間においては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第七号中「国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合連合会又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第百十二條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号及び第六号中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

（旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に係る経過措置）

第百十三條 存続組合又は指定基金が特例業務を行う間においては、前条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第二条第一項第六号中「国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合連合会又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八條

第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

（児童手当法の一部改正）

第百十四條 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第五号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「第二条第一項第七号に規定する適用法人」を「第二百六条第一項に規定する連合会」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十五條 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」に改める。

附則第四十七條第一項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第二項中「この法律による改正後の国家公務員等共済組合法（第四項において改正後の法という）」を「国家公務員共済組合法」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十六條 健康保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五條の見出し中「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改め、同条第一項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第四十七條第二項中「この法律による改正後の国家公務員等共済組合法（以下この条において「改正後の法」という）」を「国家公務員共済組合法」に改め、「を受けたときは、平成八年三月三十一日を削り、「については、その日後同項に規定する厚生省令で定める日」を「に限り、を受けたときは、同項に規定する厚生省令で定める日」に、「改正後の法第五十六條第一

項」を「国家公務員共済組合法第五十六條第一項」に改め、同条第三項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第四項及び第五項中「改正後の法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

（郵政省設置法の一部改正）

第百十七條 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号及び第四條第四十二号中「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」を「又は国家公務員共済組合連合会」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第百十八條 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五條の二を削る。

別表第一第三号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百十九條 旧適用法人共済組合の組合員（改正前同法第五十九條に規定する船員組合員に限る。附則第百二十一條及び第百二十五條において同じ。）に係る施行日前に発生した事故に起因する業務災害及び通勤災害に関する保険給付については、前条の規定による改正前の労働者災害補償保険法附則第五十五條の二の規定は、なおその効力を有する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第百二十條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八條を次のように改める。

（労働者財産形成促進法の一部改正）

第百二十三條 労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合若しくは」を「国家公務員共済組合連合会」に改め、同条第四項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、「（同法第百十一條の第三項に規定する適用法人の組合に係る者を除く。）」を削る。

（雇用保険法の一部改正）

第百二十四條 雇用保険法の一部を次のように改正する。

附則第三條の二を削る。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十五條 旧適用法人共済組合の組合員に係る施行日前に生じた失業等給付を支給すべき事由に関する失業等給付については、前条の規定による改正前の雇用保険法附則第三條の二の規定は、なおその効力を有する。

（育児休業等に関する法律の一部改正）

（育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

（育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

（育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

（育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二百二十六条 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十号第三号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第二百二十七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十八号中「国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第二百二十八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に、「検えき所」を「検疫所」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二百二十九条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号及び第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」に改める。

第七十二条の十四第一項、第七十二条の十七第一項、第七十三条の四第一項第八号及び第二百六十二条第四号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第二百九十六条第一項第二号並びに第三百四十八条第二項第十一号の四及び第四項中「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」に改める。

平成八年五月十五日印刷

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二百三十条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合に対する前条の規定による改正後の地方税法第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第四号及び第二百九十六条第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合並びに国家公務員共済組合連合会」とする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二百三十一条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十六号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同項第三十九号中「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第三条の四及び第三条の四の二中「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百三十二条 地方公務員等共済組合等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項第一号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第四十一条中「国家公務員等共済組合法第二十一条第一号」を「国家公務員共済組合法第二十一条第一号」に改める。

附則第一百零三条第三項中「又は国家公務員等共済組合法第二十一条の三第一項に規定する適用法人の組合の組合員(政令で定める者に限る。)」

を削り、「国家公務員等共済組合法第三十一条第一項」を「国家公務員共済組合法第三十一条第一項」に、「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改める。

附則第二百二十条第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部改正)

第二百三十三条 次に掲げる法律の規定中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十四条の二第五項第三号

二 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第四号第三項

三 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第一条、第二十二号の第一項、第二十九号(見出しを含む。及び附則第十六項

を削り、「国家公務員等共済組合法第三十一条第一項」を「国家公務員共済組合法第三十一条第一項」に、「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改める。

附則第二百二十条第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部改正)

第二百三十三条 次に掲げる法律の規定中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十四条の二第五項第三号

二 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第四号第三項

三 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第一条、第二十二号の第一項、第二十九号(見出しを含む。及び附則第十六項

四 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第七号

五 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)第六号第二項

六 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第二百三十二号)第十二条第二項

七 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十六号第二項第一号

八 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第七十七号第二項第五号

九 長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成四年法律第五十二号)第三条第二項

十 健康保険法第四十三号ノ四第二項及び附則第九号第二項

十一 船員保険法第十五条第一項

十二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

第七号の二第一項第二号

十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十条の二

十四 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十七号第一項

十五 社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条第五号

十六 老人保健法第六号第一項第四号並びに第三号第四号及び第五号

十七 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第十八号第一項

十八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第十一号第一項第三号

十九 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第二十八号)第五号第二項

理由

被用者年金制度の再編成の一環として、適用法人の所属の職員をもって組織する国家公務員等共済組合の長期給付事業を厚生年金保険へ統合し、日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に係る厚生年金保険の年金給付に要する費用の一部に充てるため年金保険者たる共済組合が厚生年金保険に対して拠出金を納付する制度を創設するとともに、適用法人の事業主は健康保険組合を設立するものとするほか、厚生年金保険に対する積立金の移換等の業務を行うため当該国家公務員等共済組合はなお存続するものとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成八年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P